地

扁

和書門
類
二八四二二號
八四函
一架
一五冊

内閣文庫
和書
類
二四三二號
一五冊
一七七函
三四架

内閣文庫
番號 和 28422
冊數 15 (8)
函號 177 1168

国立公文書館
National Archives of Japan

遊歴雑記二編目録之下

目録

第壱　[illegible]

第弐　[illegible]

第三　[illegible]

第四　[illegible]

第五　[illegible]

第六　[illegible]

第七　[illegible]

第八　[illegible]

第九　[illegible]

拾壱　[illegible]

拾弐　[illegible]

拾三　[illegible]

拾四　[illegible]

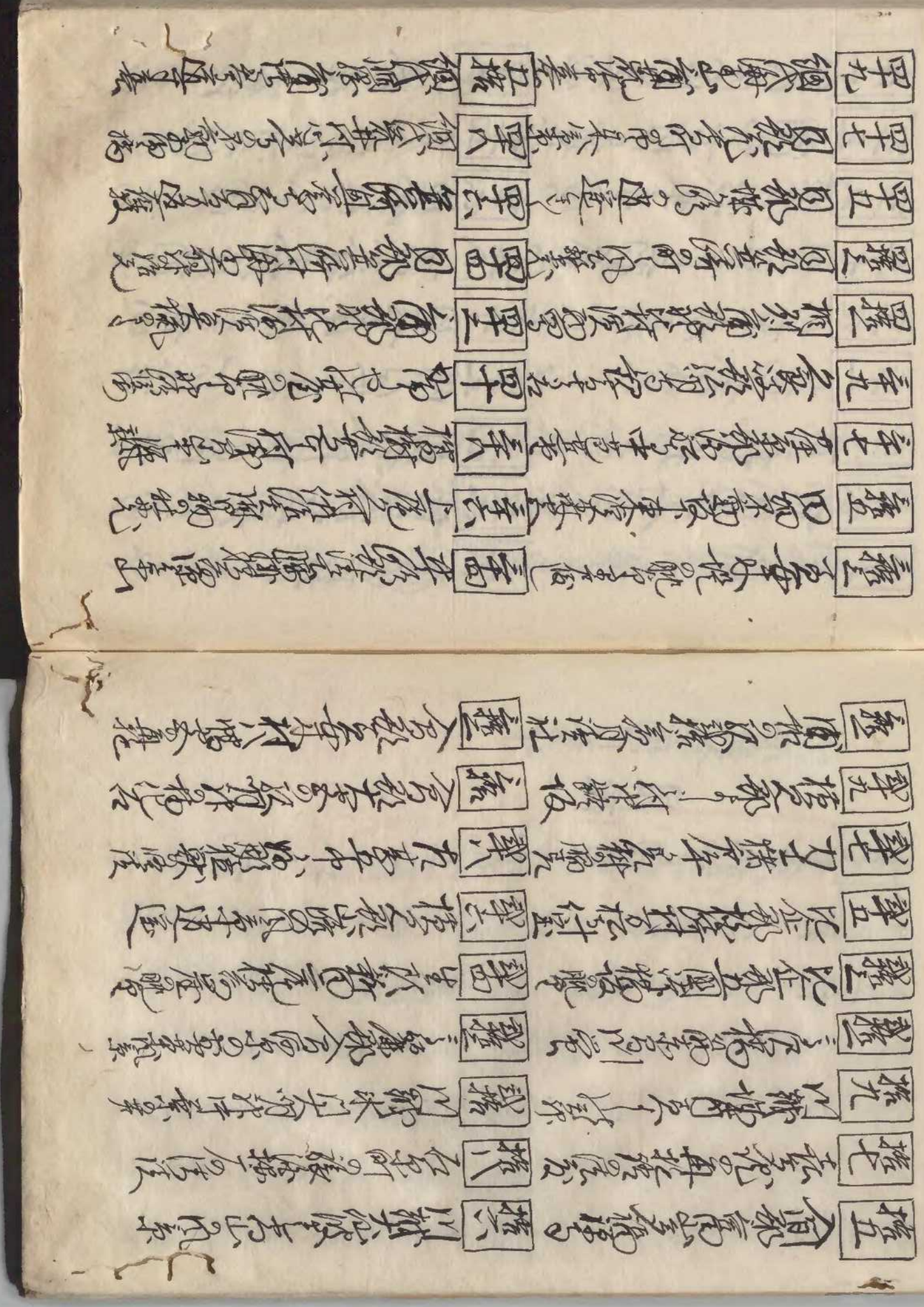

国立公文書館
National Archives of Japan

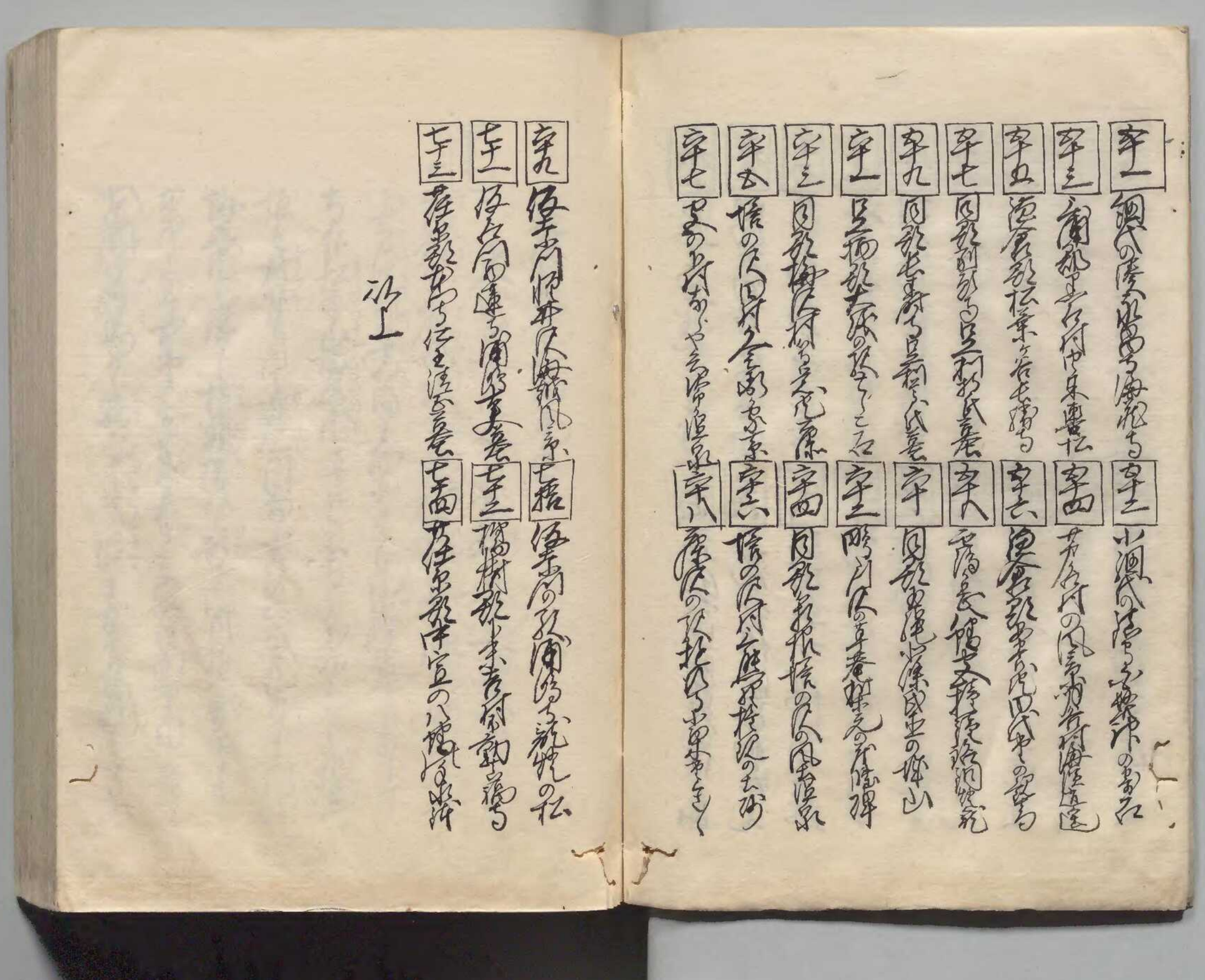

国立公文書館
National Archives of Japan

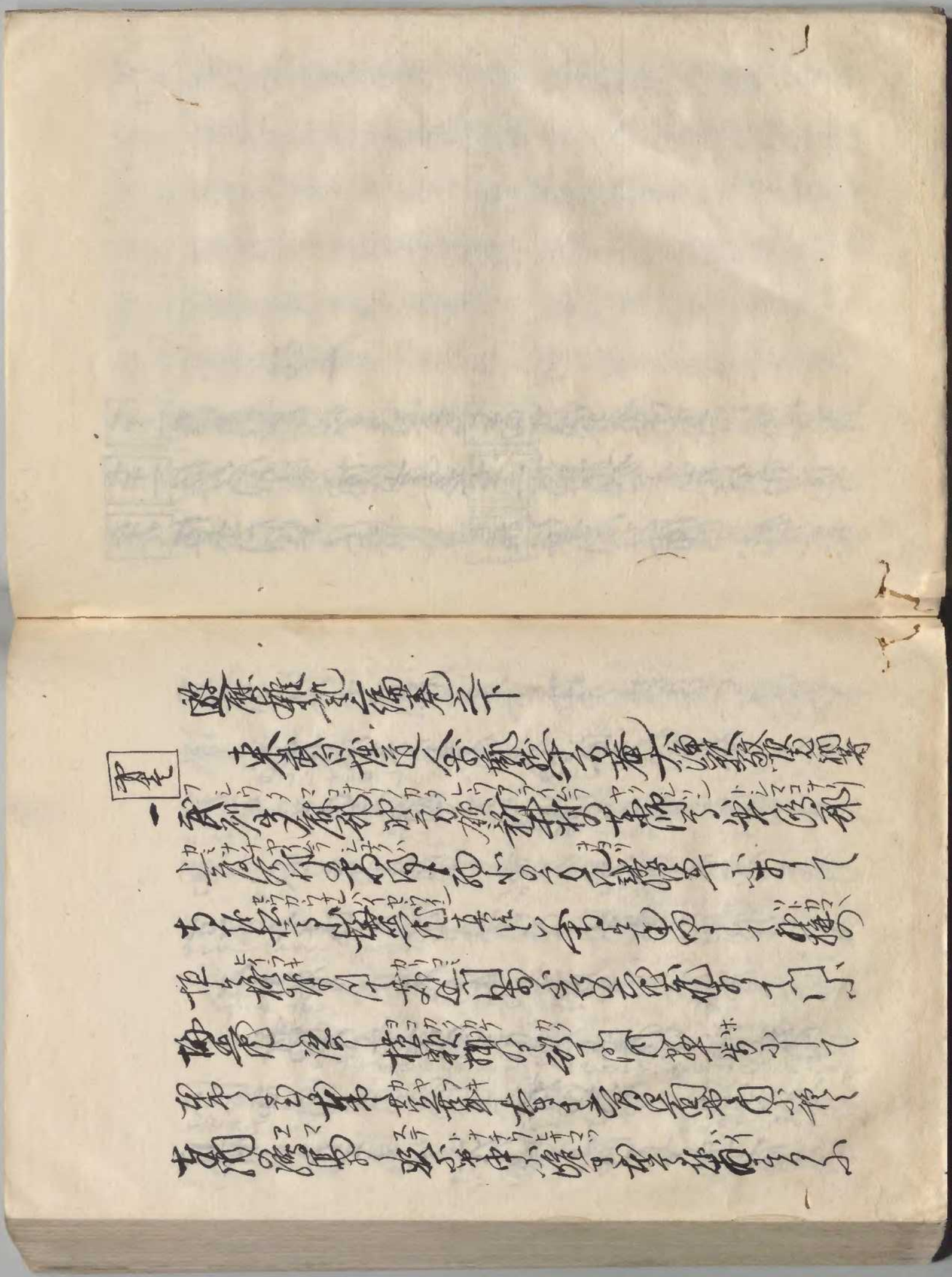

[illegible]

[illegible]

[illegible]

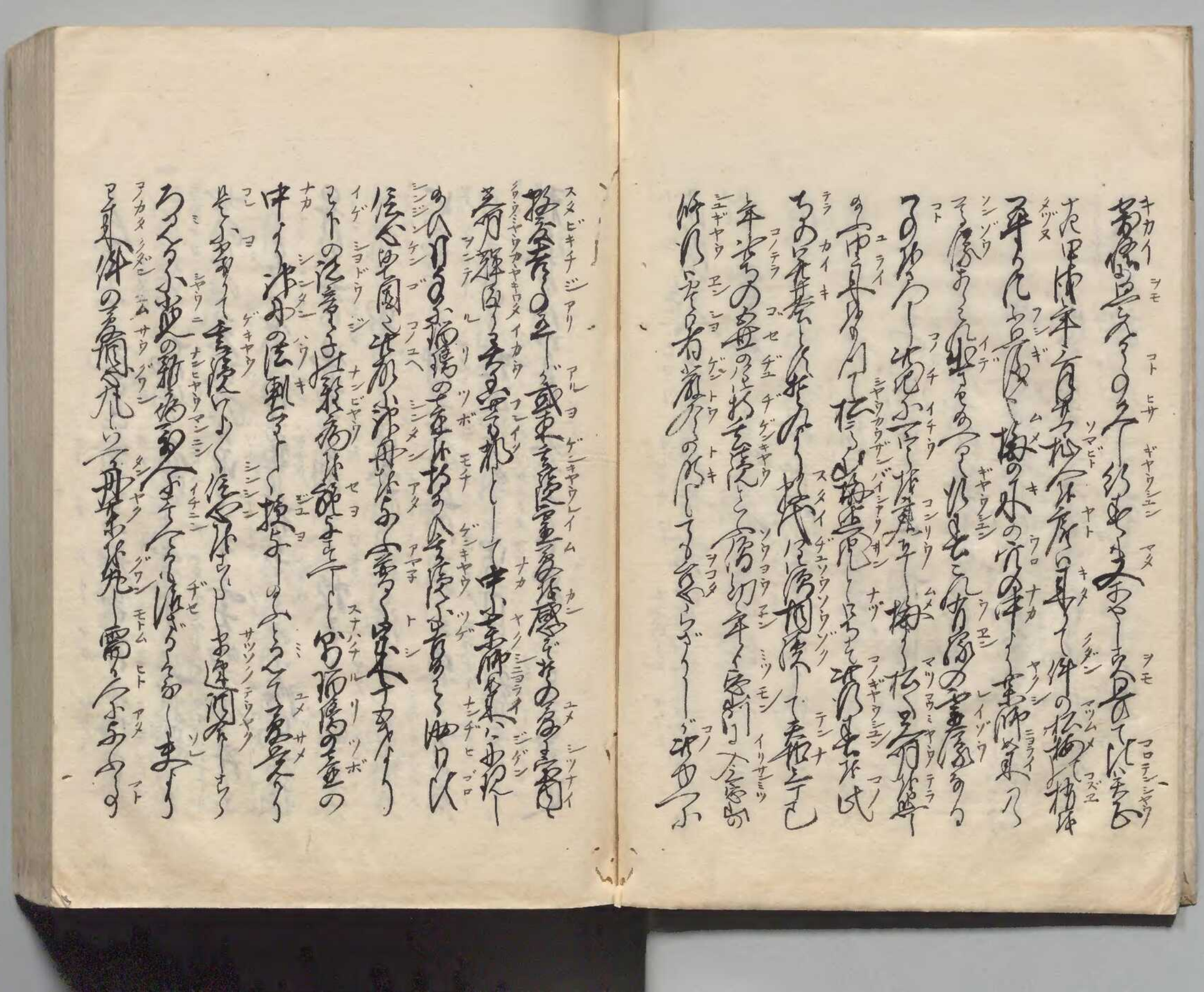

ヨツ　ヨ　ノリ　マカ　ヤウス

ケツサイ　ツガフ　アイダミキマトク

ムメボシ　メノアンツケホシダイコンナカイモ　イモカンヒヤウ

ミヤウラクガニトウ　ユル　クバンヤノ　レウヒヤノシセン　サダメ　コレ　コメダイ

テウヒヤノ　イフウ　サテゼンウイ　ブツシヤウブツノロ

ヒト　ヂサン　コト　シヤウニ　ト

ラク　ヘイユ　ヨツ　コソダテ　ヤクシ　セウ　モチロシ

ミ　シンシン

モシナイ　ニシ　ガハ　ヨシズ　カコイ　テチヤ　ヤニケンアリコハ　シヤラソウジュ

イボノ　メカ　フト　ヨハ　チシヤウ

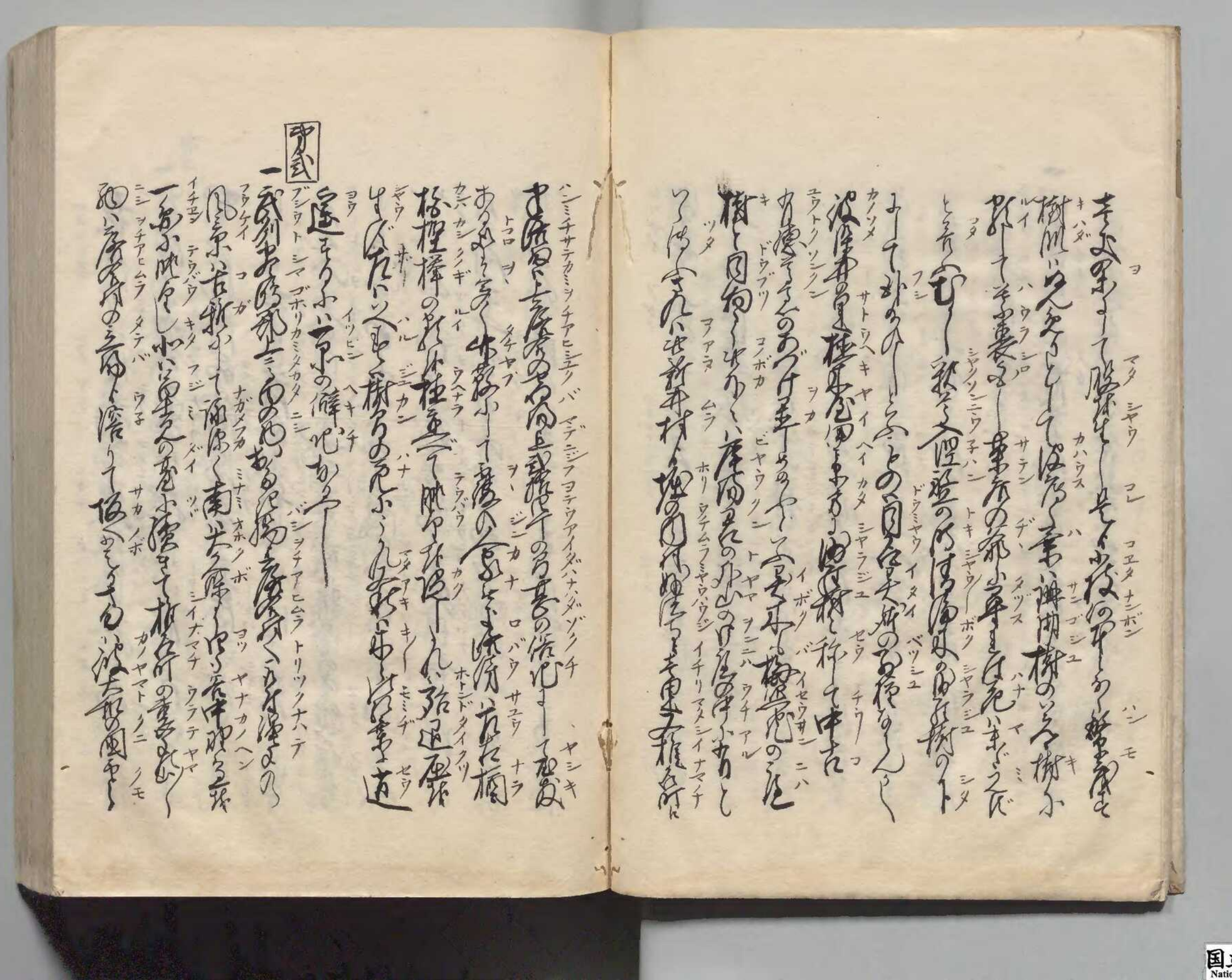

[illegible]

[illegible]

[illegible]

コノブンシ セウ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一鳥石黄辰砂南蛮石南蛮池
あるいは池中の鳥の羽
中の羽毛ちさいて
石を風にあめ

一下総の国本埜郷の一所
徳蔵の千歳の松
青木清蔵
高木清蔵の名字
高木
清蔵
和人東小作の善四郎
逆井の一郎左衛門

国立公文書館
National Archives of Japan

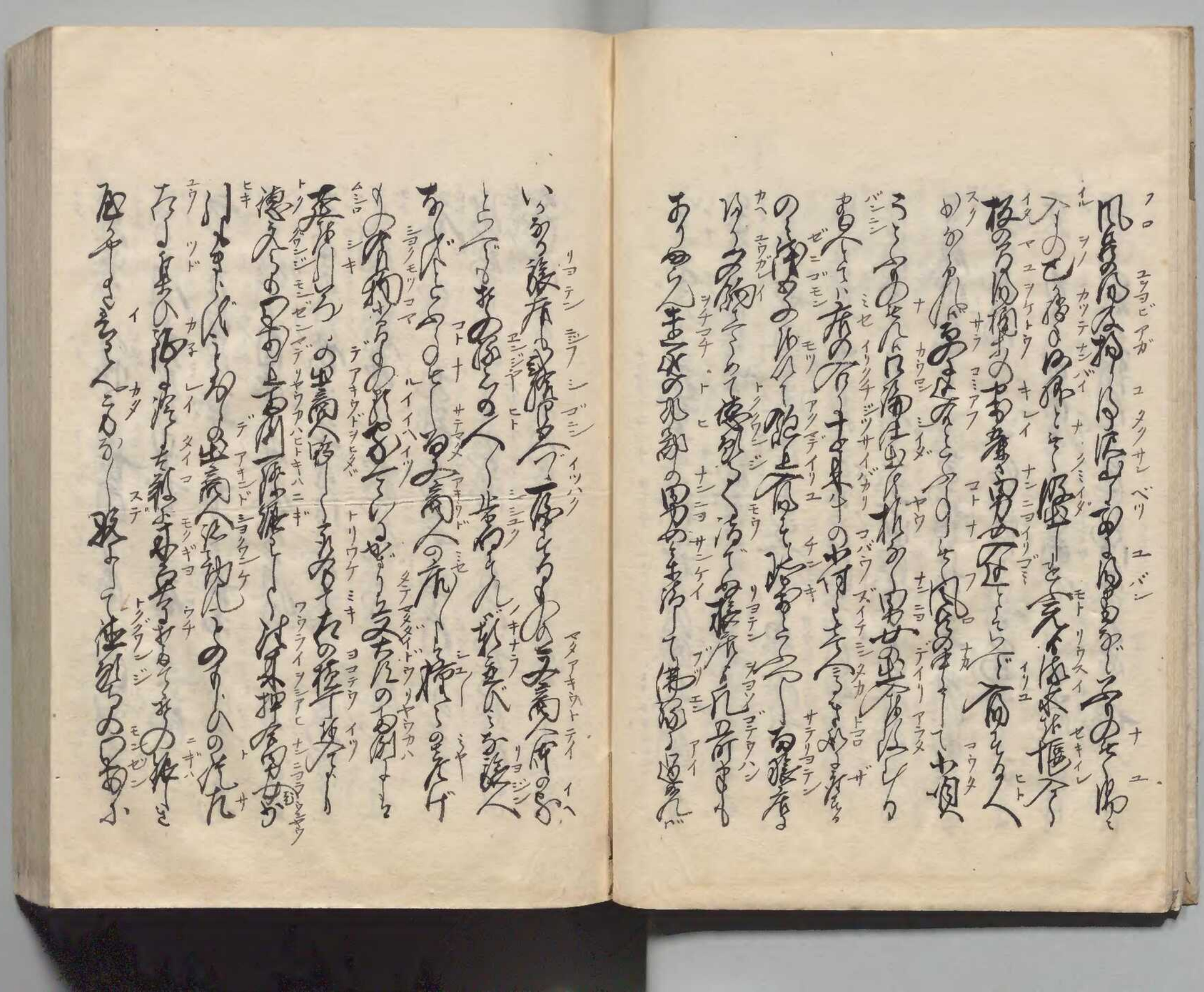

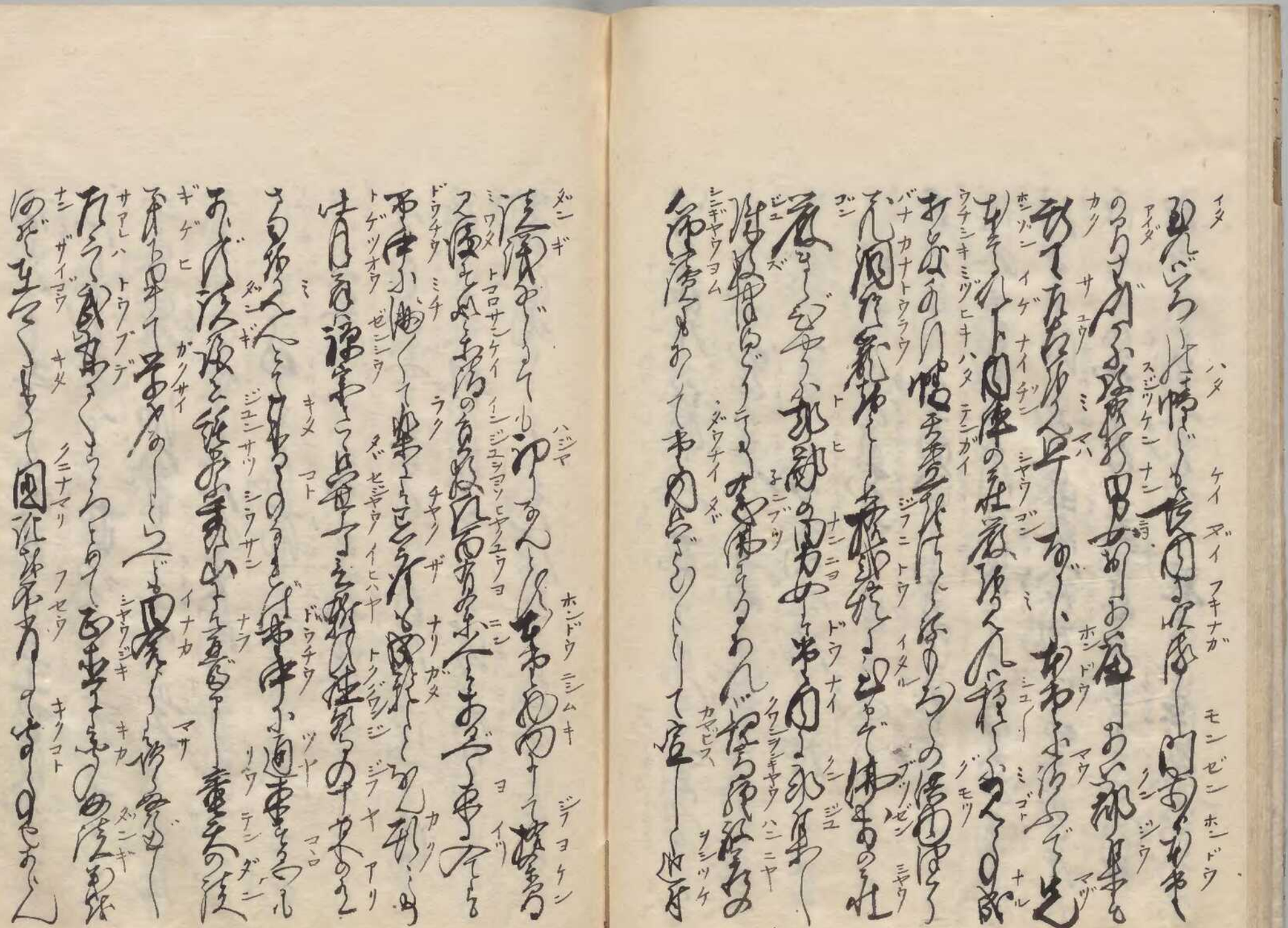

カヘ

トクグワンジ メイイデシホハヤ ヤウス

アイチ コチ ユニケニ リヨシユノ メイチモト

ヨノヨリヨテン トマリドオボゼイ シユク イウセキ

ジヨジギウ アイヤト ヨ メイテイ ミナジヤ サシケイ

ナ ヤ ヤ ヤ

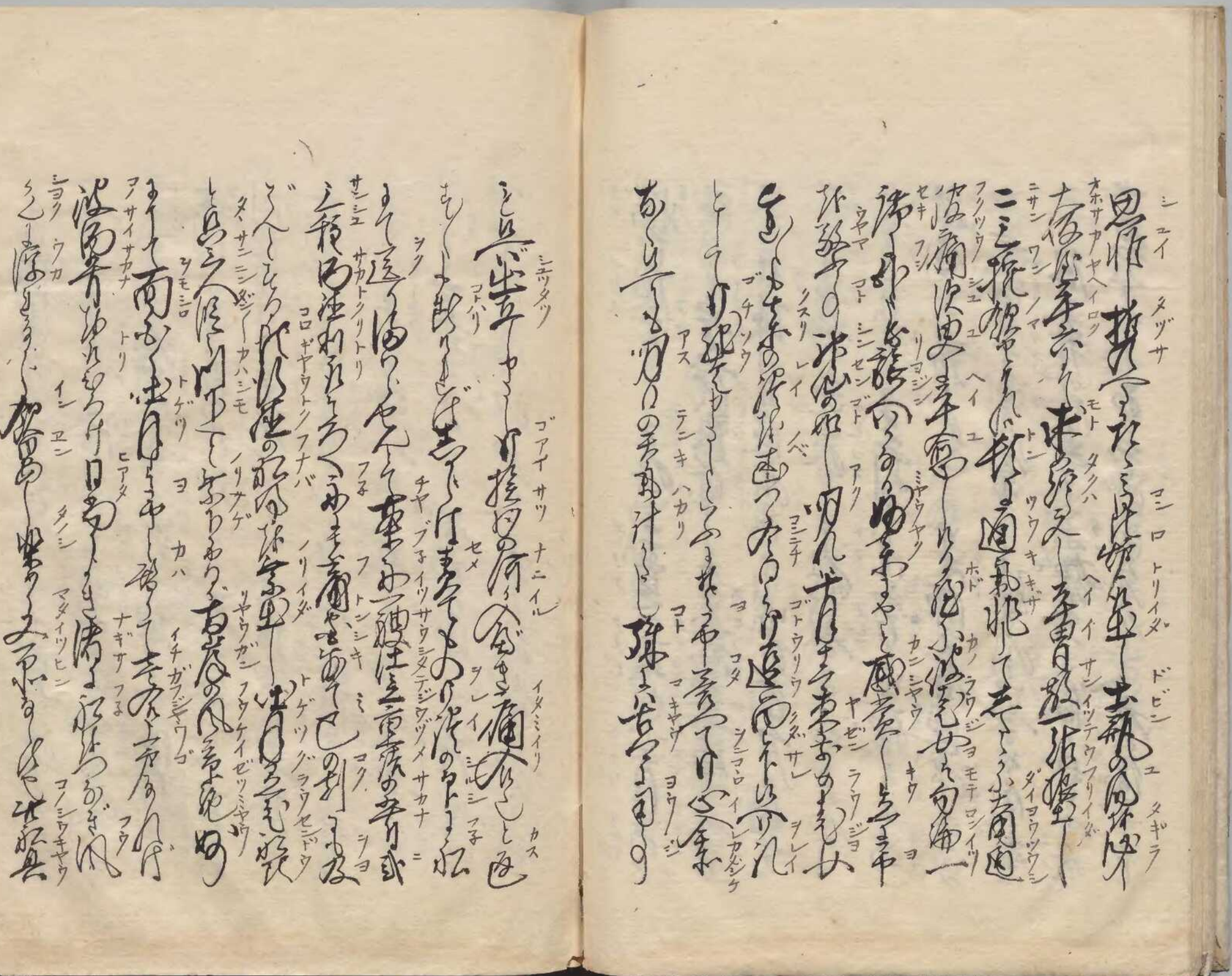

国立公文書館
National Archives of Japan

カノスヾミ　ユサンヅヨ　ルイ　セジヤウノハバ

ジンカウノソシリ　クガ　ヒト　フヨスグ　コトスクナ　カウロン

今の浦々の陸地の人多く過て世上に流布し

ウ　アノマデ　キヤウ　イリヤガ　アメサホ　コキユノホド

の事なれども此度の船の輝て清浦ふ

ナカガハ　バニミヨ　ミギ　ヨコボリ　イツ　ヒトシホカンシヤノ　リヤウガニ

中川の事なれども右の横堀に一塩寒して両国

カハゾイ　テンゾウ　シモシロ　フ　シ　ウメ　ギン

川筋の天蔵下白布に幸吉と南部屋

ホツク　イヒステイヤヤウ　ウメ　センドウモト　キゲン

発句言捨やうの銭道本に於て

ジヤウゴ　シウ　シヤウカ　ハツ

上方にて賞翫の品幸吉

イツキヤウ　リヤウニコノ　サヤサイ　フメ　ヒメリ　コギサゲ

一景にて賞翫する品幸吉

ヒト　メ　ハシ　フヨ　ヒツジヤウコク　コ

て下関の場に於つゞき来り刻限

ヨ　アシ　ヤス　シモシロ　フナユサル

に揚しものなるべし南部屋

ヘニレイ　ワツカニスリ　ヨビ　メイ　ツル

に於て清の事なれども浦ふ朝鶴定

クスリ　クソウバイ　コヘ　センバイ　ヨシヤク

るの所にて丸薬仙傳丹千賣の玄象あ

ゾン　ヨ　ホ　ヨウ　ヤフ　コウ　モノ

くなるべし此度の船に加の者

ヒトヨドヤリ　サ　シン　モチロン

として清てしあるべし左の一度の

リヨカウ　ノスリ　ヨウイ

清浦にて幸吉の自分商売

サントク　メヨ　ナリ　ソレニツイ　ヨ　マイドリヨカウ

陸の行に成るべ紙まで平の為に旅行する

ジツシユ　セイ　カイ　メビニツキ　ヒヤウヒ　シメノメクキ

十種の製薬秘法仙の書は浦に生て其の

ツミ　サシル　ブト　ヒ

くに於て売るべし

一早舟　一夜船　一雨道　一平者
一斉番　一略連　一森女　一法花
一毛馬　一不浄　一種の法華
右の通の義にて屋敷東の方ゟ
東へ通り候ハ
一番にて候ハ
ハ
ハ

カヌヘモノ　アイメイ　ヤスメチン　ニモツ　ヒト

ミナナド　クロニメイノワブン　テ　サガ　ワビ　ヤド　シキキ

ワレヒトツヨ　フコロヨ　シトフ　ミ

ソト　セニニ　カタキ　シル　ムベ

フミイダス

コトヨウシン　フンベツ

トキ　ノゾ　マタ　ウツカリ　トウイフヒト　ワナ

ヨ　クビニツメキ　ミギ　トイロ

ソキリヨカウ　ヒヤウシ

リヨカウ　サキ　イマシメ

コト　トシゴロスド

シソ

ブシウトシヤ　ゴホリシモヨリマム　カハゴヘ　カイドウ　ムラ　ワウクワン

メイジニツ　ニミニ　テウバカリ　ナハテ

コ　トコロ　サカ　チタメカ　コナ

スギ　スコ

ミナミガハヒヤクシヤウキノジヤウ　ロバウ　イヘヅクリ

ヒトトシリ　ノウカ　メダツフシン　コフイヘうギ

ヘイジウ　モン　ワウライリンセン　ミコム

ト　サニウ

コ　ニハイツ　ツゲ　ツクノキ　ユヘ

ツゲ　キタカ　トコロイチジヤウ　ダシ

イチ　ヒク　イメ

ヒト　メド

セイキヤウ

カハゴヘ　カイドウ　ムラ　ワウクワン

ゴホリシモヨリマム

ブシウトシヤ

メイジニツ

コ　トコロ

スギ　スコ

ミナミガハヒヤクシヤウキノジヤウ

ヒトトシリ　ノウカ

ヘイジウ　モン

ト　サニウ

コ　ニハイツ

ツゲ　キタカ　トコロイチジヤウ

国立公文書館
National Archives of Japan

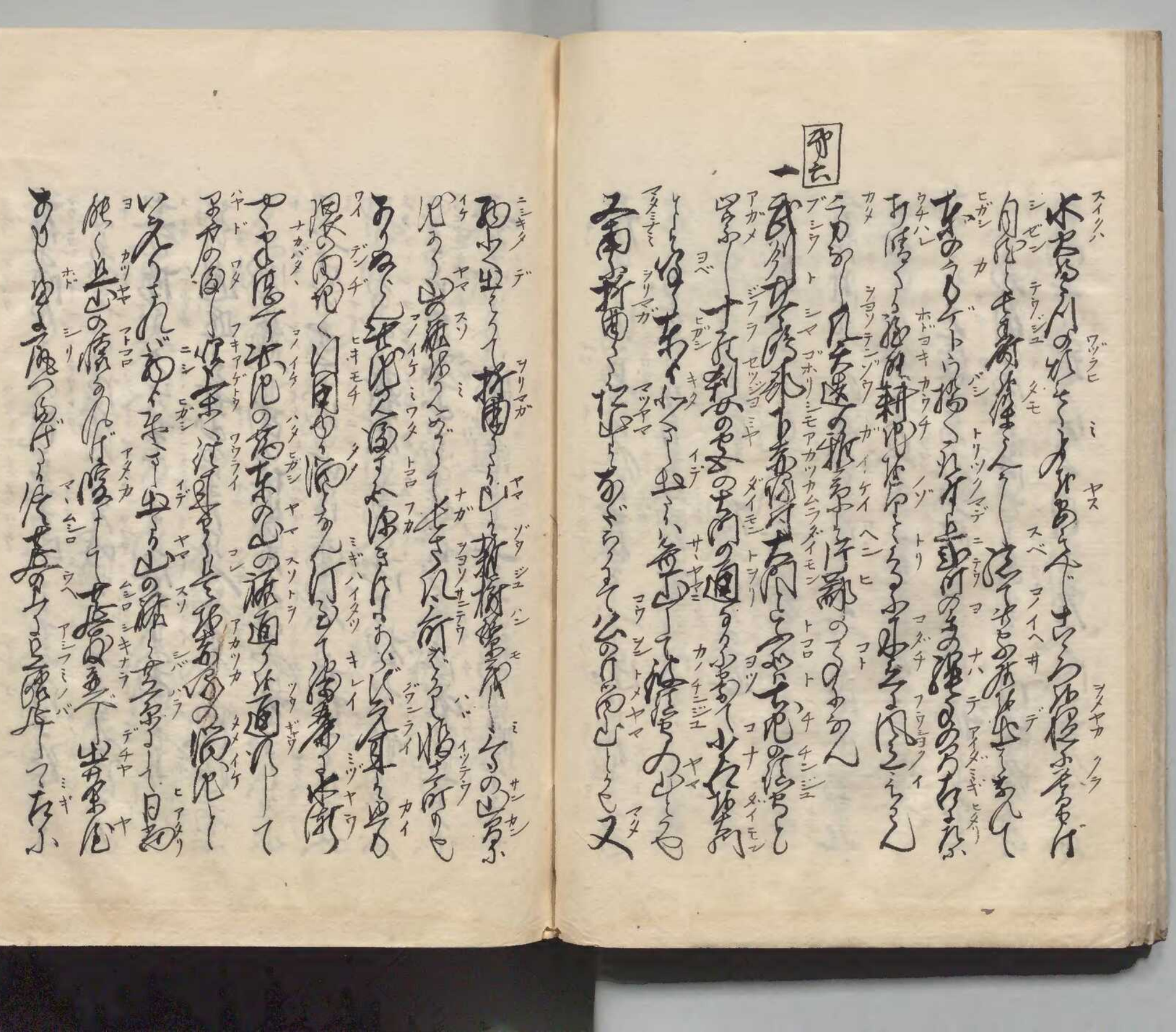

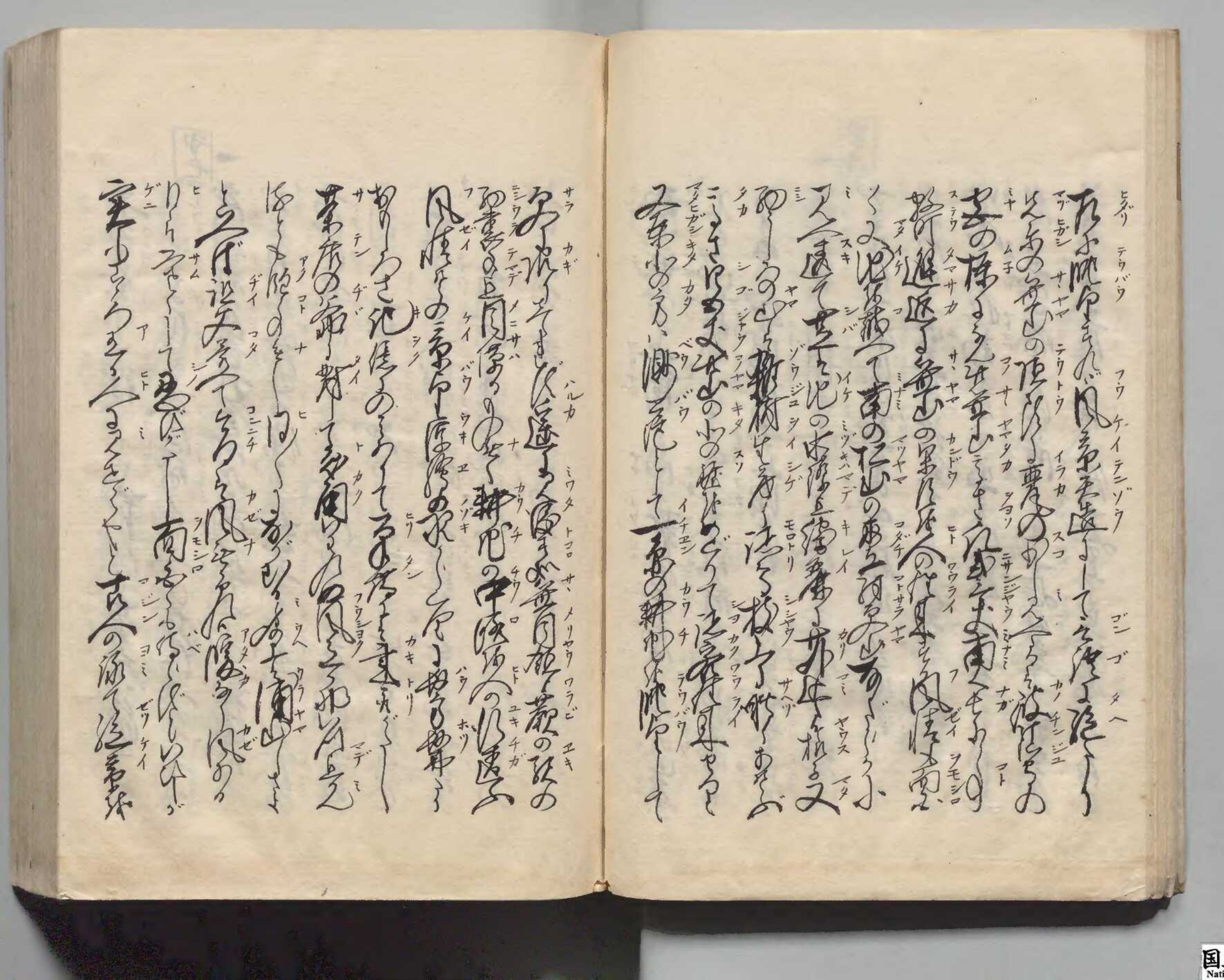

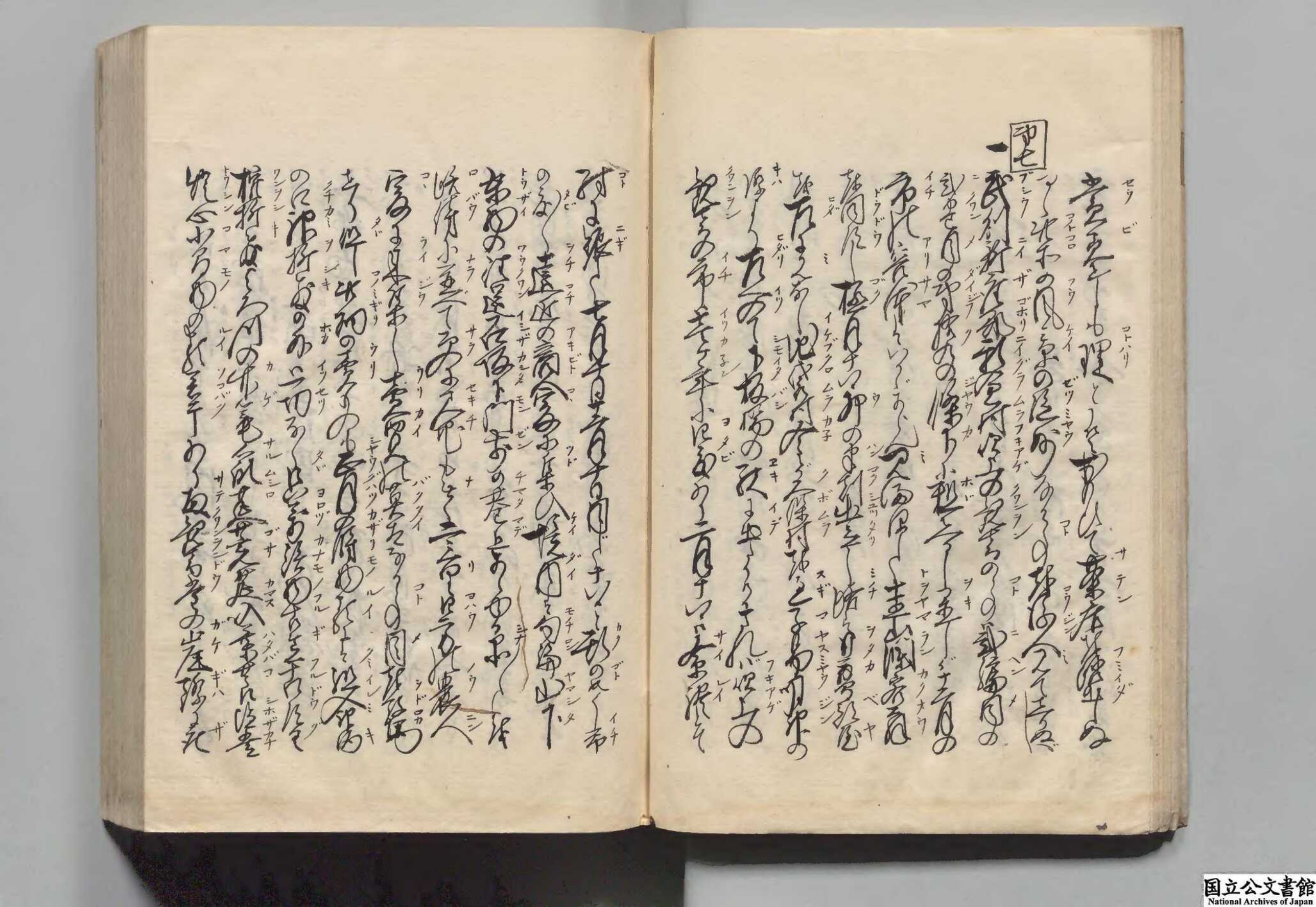

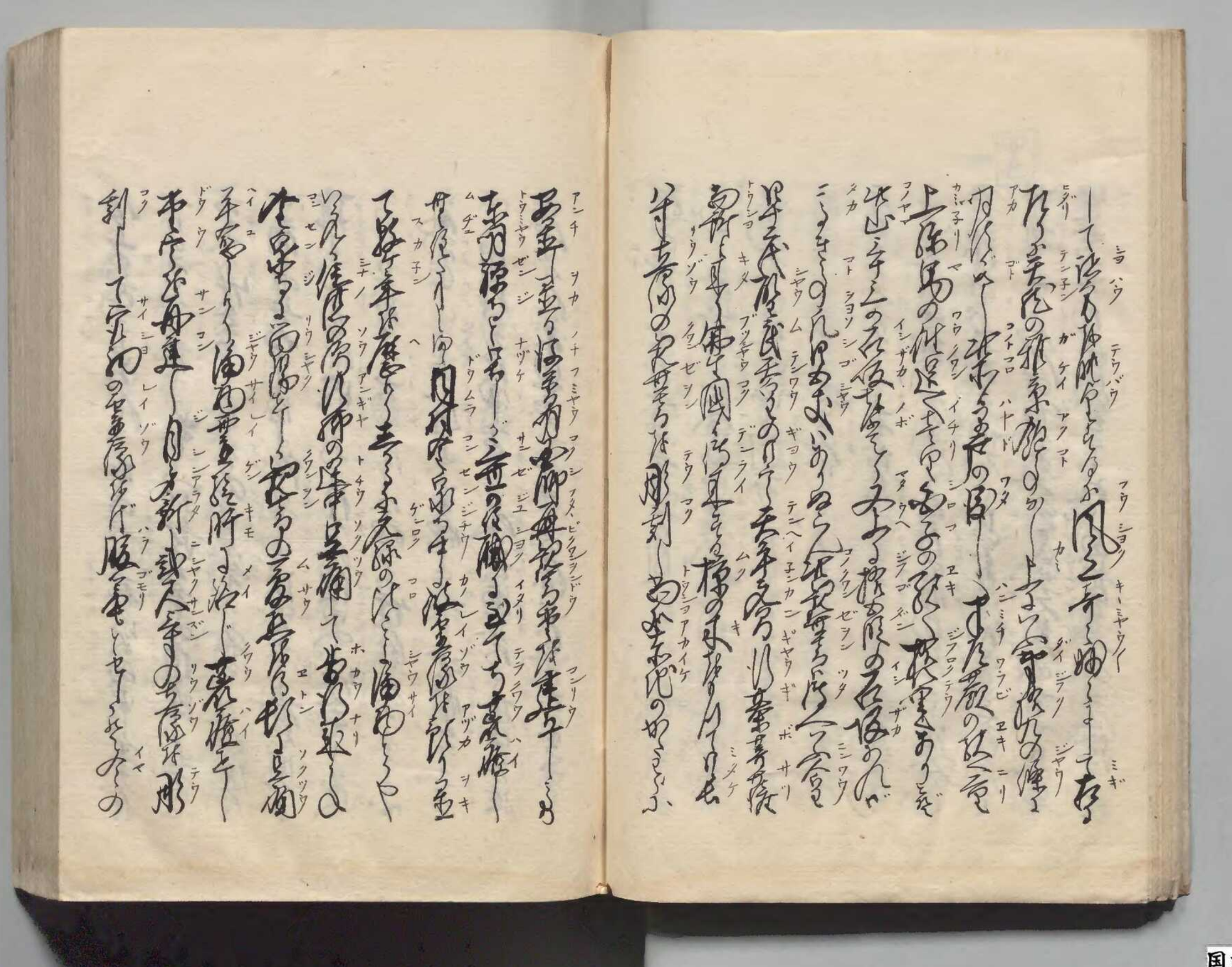

国立公文書館
National Archives of Japan

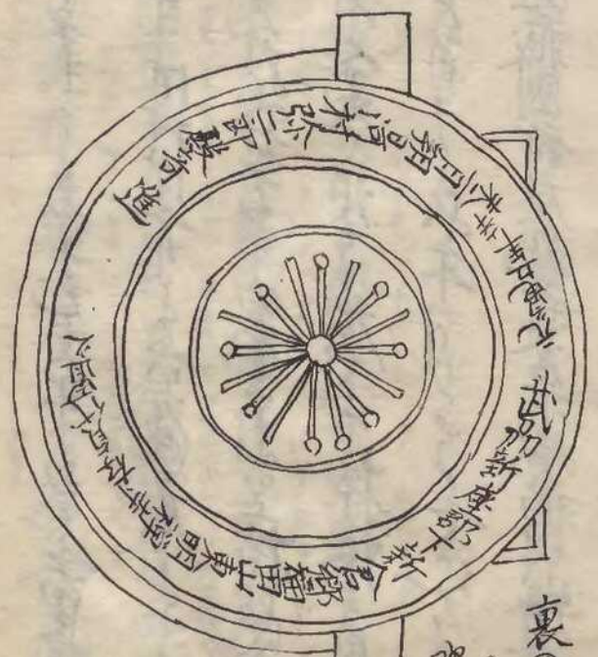

裏の絵ふ

吹上聖観世音奉納

大工 餘田弥七

[illegible]

武藏國新座郡新倉下郷福田燈明寺

長峯位科陽之明徹祖德謹銘

寛文十二壬子年二月十八日　長瀨源兵衛門

鑄物師河内住同　八郎兵衛

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

法名　豪徳院不孤自隣大居士

一不動堂ハ南ノ方ニ南向ニ建置ル

一武州多摩郡村法持寺ハ代々ノ菩提寺ニ成ル

一御道ノ脇ニ新田ヲ開キ一株ノ桜木ヲ植置ル

一ハ高サ五尺ノ地蔵ヲ建置ル

一ハ高サ五尺ノ地蔵ヲ建置ル

一ハ高サ五尺ノ地蔵ヲ建置ル

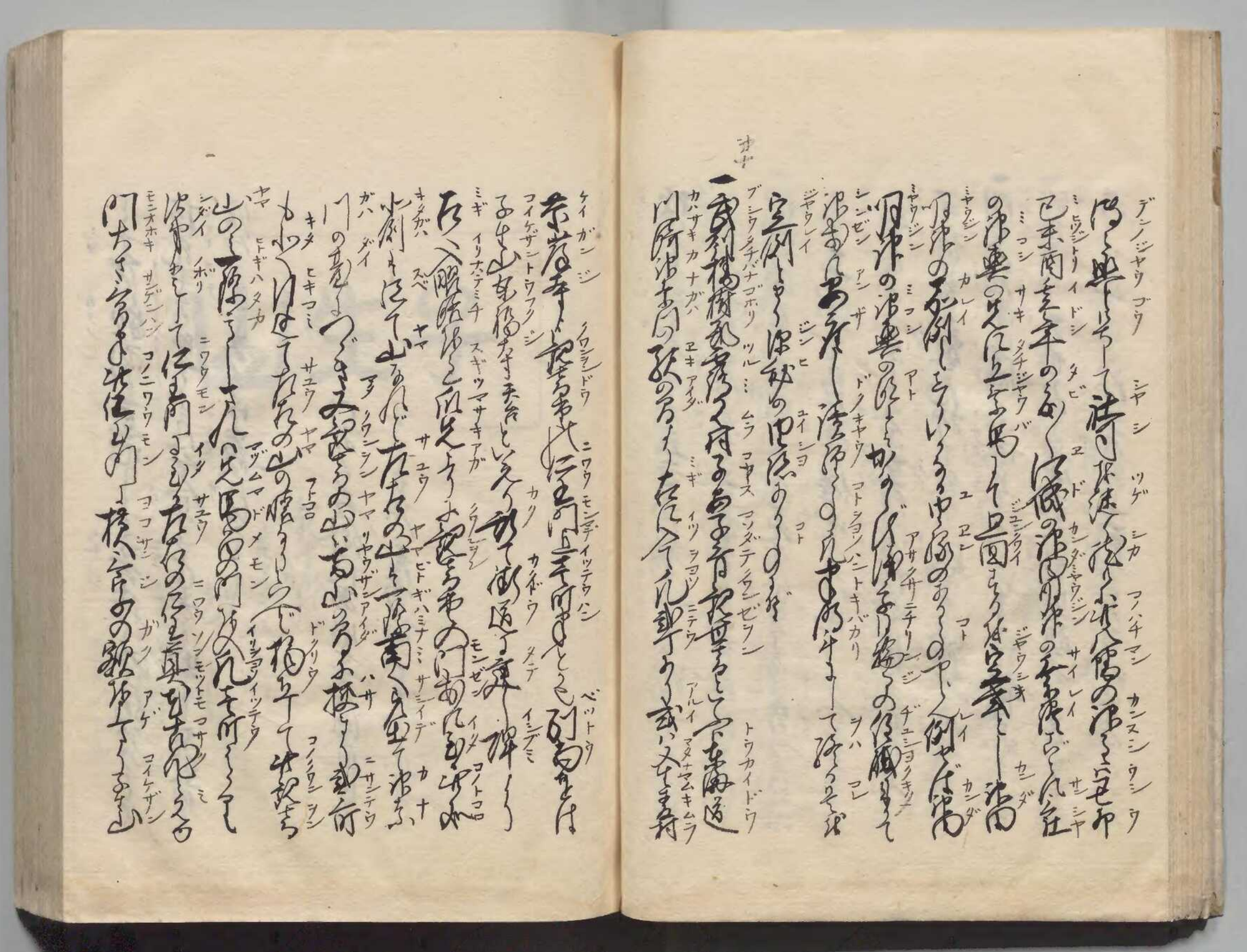

山生子

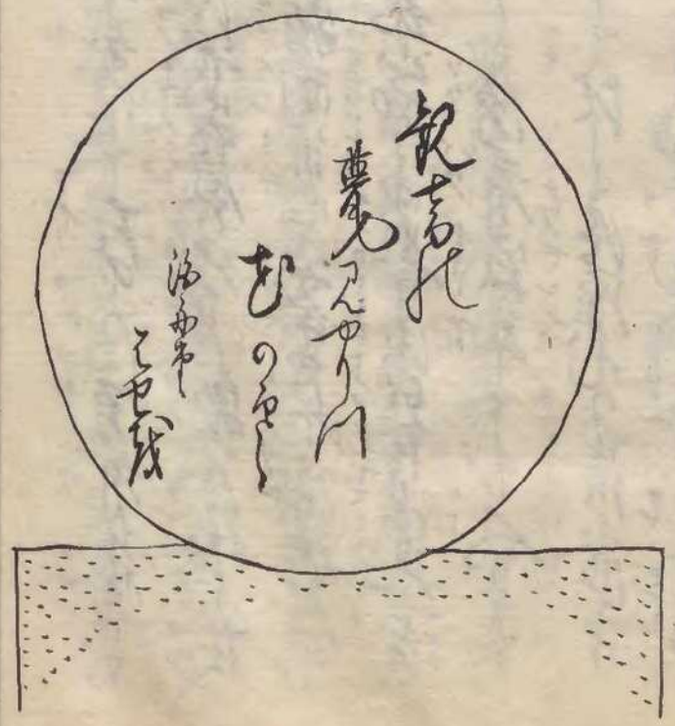

東海道

大湯図

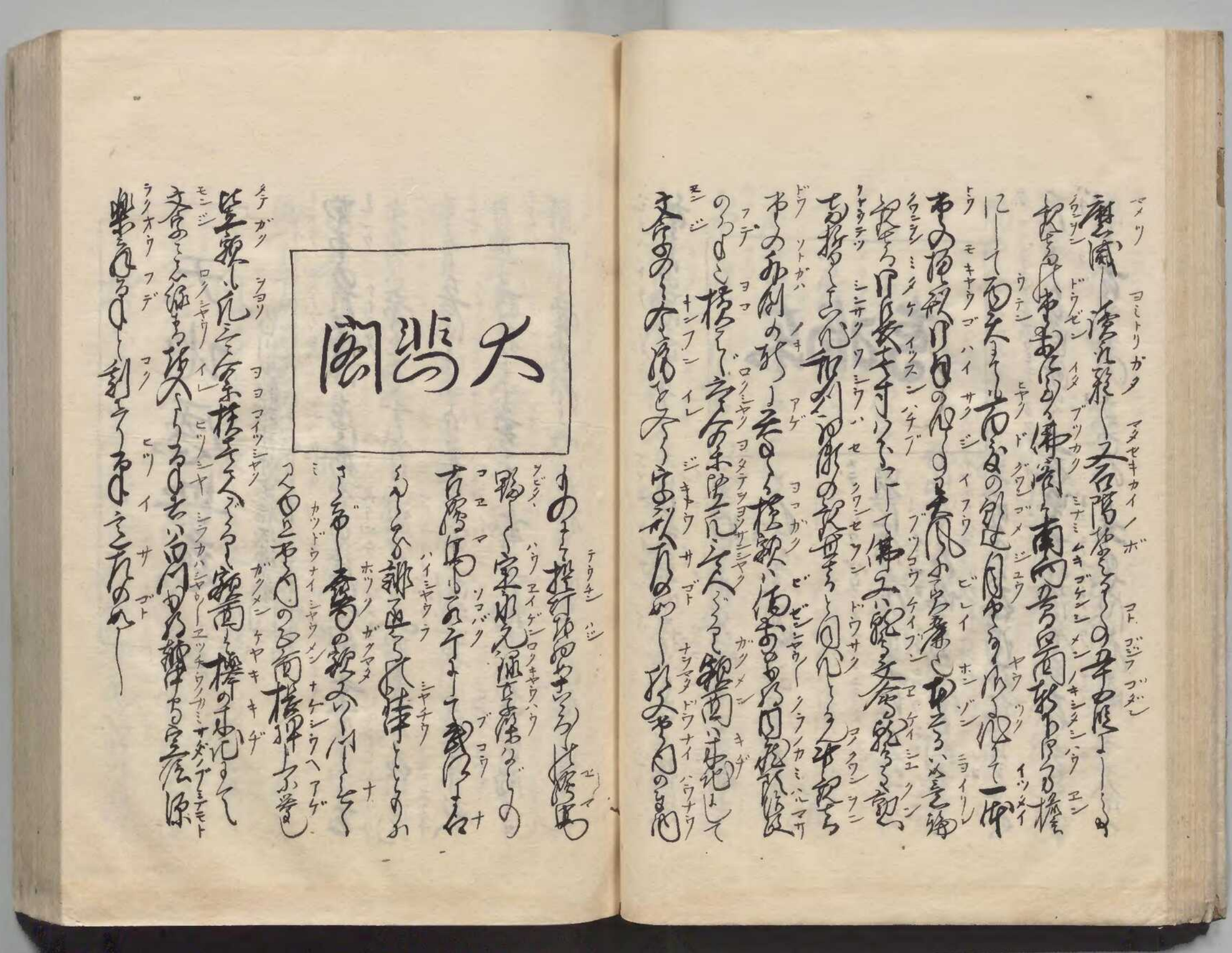

天北感興

白川少將越中守定信源樂翁□

ホンドウ ヒダリノバキハ シユラウドウ カラ メイ カキウツリ ヤミ
如本の左端に落葉を書かれ其
ホリツケ マメホンドウ ミギ イシヂゾウ
下に不動堂の右の方に石地蔵
ケイテウ
を書き
ソシアリ リウゾウ ミメケ シヤバカリ ミバウ スベ ヨンカメチ
その目鼻すべて四寸長の家面鏡ばかりに成り敢
ミゼン クチソン ジツ センダイ コブツ ミ ヒダリ ワキ
自然に打抜いて言ふ千載の古物にして左の脇
ホリツケ モニジ トコロ クチソン ダツジ ゲ
那方に彫付の如く脱字なんば解しがたし

カクテンチン ヲンスウヘ セキゾウ モリイモチンキ
別天地の事歌に石屋はらむ陽の石
ドウロウ ニキ ゲンナヴンチン ホリ マメハウエイサンコシグツキチチ イシ
地蔵二基の元和元年に彫付の日本
キヂミ サテヲヤマ ケイ クイモト ヒロ リンラン セキリヤウ ヤガドウ
那らの如く山の陰に広く林景家寺として
ヤエンブロ ショテウ コヘ スミ センケウ カク
中程及び法の如く地蔵堂に成り
ナイ イコ ミナミ カメ テウバウ ツル ミナマムギ リヤウソン ウチ
門の前に南の方に松樹の古木あり
コ カメ ナギサ フゼイ ヨキ ソウカイ マシ イカリ
舟を繋ぐ法の風波沖に漂ひ錨を
カゼマ モトブチ マメ コブチ ロ コロノテウ
下ろす風の元所に家の口に成て
ラーメテ ノリキリイソ コヘ ミヨキヨ コウブウン
押なべて上り下りて空高く武蔵
ソウ ヲシ マメ ホアゲ ハシ フタ
国を押あげて行くの帆上げ行くんば

一長野新兵衛

一大悪国吹蓮

一長野左兵衛尉

一長野左兵衛尉

一長野左兵衛尉

一長野左兵衛尉

一長野左兵衛尉

一長野左兵衛尉

一長野左兵衛尉

[illegible]

[illegible]

[illegible]

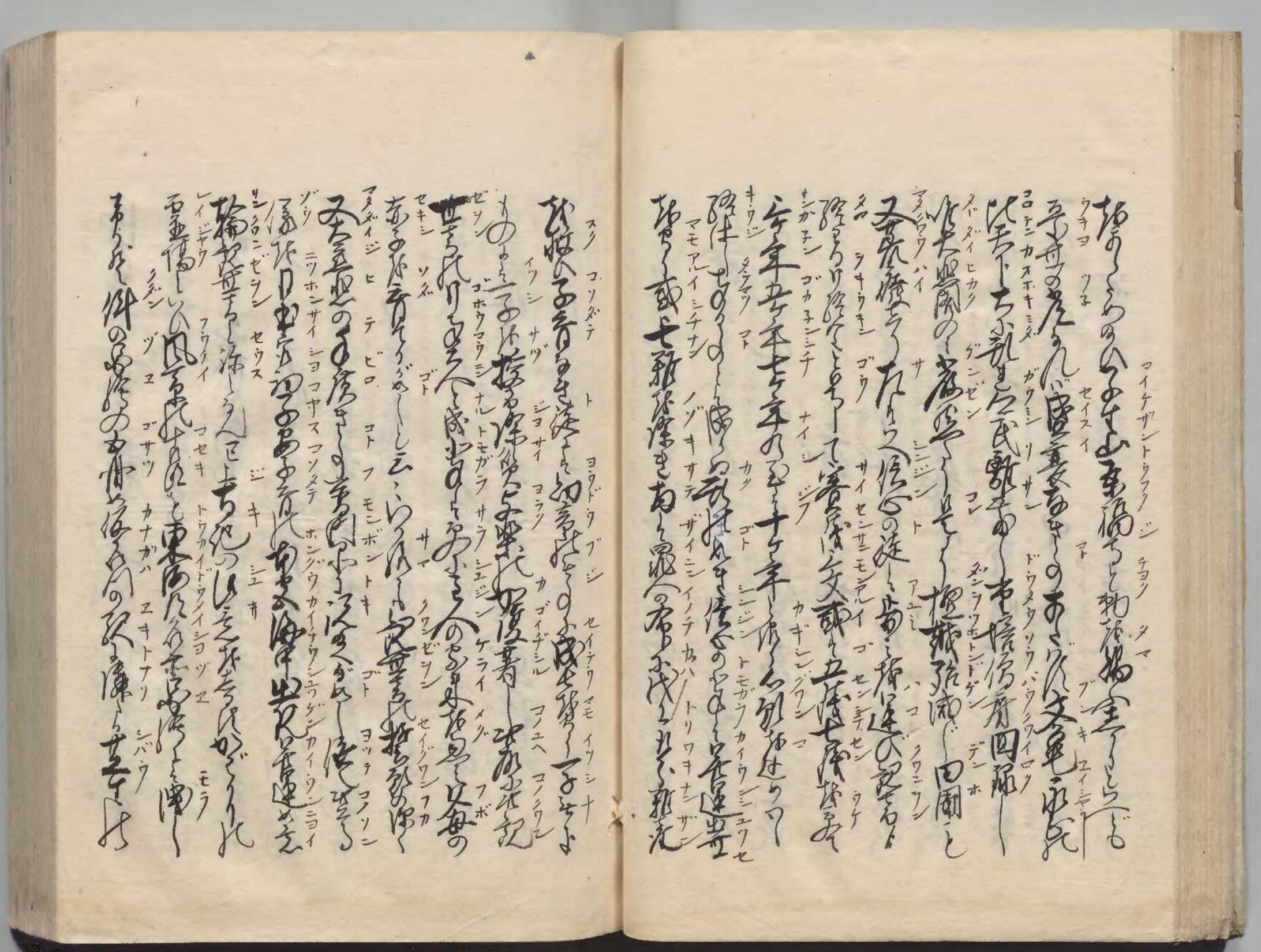

[illegible]

[illegible]

[illegible]

上ハ小荷駄豆腐屋ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

如きこゝろざしのものとて不便不思議なるこの事なんて
地蔵尊霊験遠近あまねく聞伝へ参詣する人絶間なく
蔵に豆腐を好まずして供物を禁じ給ふこゝろいと
尊しこゝに奉しまつる御仏の陰殿の石像とゝ
宝庫に蔵こゝ今石像の別体を安置し給ふ此
寺にて豆腐ふ事を加へ上下とも俗食絶たる事よ
る且尚寺の僧侶は接待を兼作し庫裏等の
る一風あり庫裏の造りは唯私わりこゝ拵成するよ
つまるこゝ武丈寺幅五六間ばかり長さ間ばいと元地蔵
尊の泥いこゝ矣者の石像多く絶る五三を法さそる古
の如く

一 元地蔵　　早稲田貴勝寺
一 俗地蔵　　若荷岩
一 豆腐地蔵　　戸崎町希運寺
一 馬地蔵　　早稲田
一 蕎麦地蔵
一 方代地蔵

一 花園地蔵
一 久箱地蔵
一 艶書地蔵
一 子育地蔵
一 子守地蔵
一 日限地蔵
一 水鳥地蔵
一 水鏡地蔵
一 焙線地蔵

深川
浅草猿引場

浅草
御廐

拾弐

一 浅草地蔵
一 版書地蔵
一 引接地蔵
一 柳原地蔵
一 顕蔵地蔵
一 浅源地蔵

小石川伝通院
浅川[illegible]寺

此外武城の中子供石とよび地蔵若干あり人
追歴〳〵追補し[illegible]

一 武州新井郡大宿の駅川越街道〳〵[illegible]より城下

町まで四里ほどの道路平地なれども更に海岸のわづらひなく街道平坦にして髮の如くなれども高大樹の欅乃雪出さるれば
左右耕地側所にて畑なるも多くいろは沼の水田のみ中坂より川
水乏しかるに小雨の節の如く東北の方より流れ来る細い
流れて川股の縁の内川へ合流し多陸の境川の向ふ
おのづから遠くなれば海岸に至る所の海中松多し
似たる又北方より来る海の山をへだてば村々木立
の便菜蕪の風信或は寺社の棟と見へき麓松木乃
有るは海の岸をくだる人跡路をなし農夫漁夫を

紛ちがへ諸寄の風俗又松杉の森林より梅樹の繞し
咲のれば菜畑のまるのまるの色鮮らかなる花風を帯て
重るごとく東部より川越まで拾余里の間風景とい宜
しく世間多し
持ちば大井の駅まで壹里半途中いづれ遠浦を見出し
まの下別なる及ぶまで大樹の欅中程さかいや友家とやや
小旅店る止宿をしが果して中の刻なる故より海辺
沼平に大海となるより海辺昏日は遠浦し四ひさぐ光日れ
ざる故より大地を見踏仲一夜泊りて新仙をぞそなへる

心さびやいそる夜藤さそる乃面　以風
そ英ゝの乃思も永き日の友　岡宮
跡ゝ乃る乳もとゝ面ゝ乃ゝ　風
木魂へ元ゝ牛ゝ乃面声　宮
木陰乃ゝ烟ゝ月をゝゝゝ日　日
茶煙ゝ乃ゝ夜樹ゝ乃ゝ面　風
秋ゝ乃ゝ人柳　遠き　端乃ゝ際　宮
楽しゝ乃ゝ世界ゝ　乃ゝ　面
高面の乳母をゝ乃ゝ　宮

ノかえさもゝ動静アる　風
竜ゝ乃の初風の山の大悲閣　宮
川の流ゝ乃ゝ　風

拾三

能元ゝ乃ゝ面ゝ乃ゝ面ゝ乃ゝ風ゝ乃ゝ食事ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
咲ゝ乃ゝ面ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
のゝのゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
遠面い乃ゝて愛ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
武蔵乃ゝ乃ゝ高ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ

遠く所々に行かんとて行く道に迷ひ
しかるに大井の沢中に迷ひ不知例徳性等
より細山路八丁六十町ばかり
越て後に三里六丁四合途中の
松の木生繁り或は萱野多く
しばしば道の面影今
つゝ変えて四合途の内三十町ばかり
の道遠に出る内に変て上野寺
いえり段畑に湯豆腐酒を出す宿へ

出て高山の店に入て昼の中刻過
想に宮の行程を尋ね人聞て
聖に松原又小の方川越
沙合訳所南原井の方三里
けしき里の原といえる
酒作る想いとい
笠を宿家の高きが出
ゆうよ年の五十
が囲炉裏の側安元
山の方

拾四歳ばかりなるものの女童とうて居りし第よりたびこの方よりは
想ふる氏女の分よりかゝる物かるさもいき片鄙の到るまゝと
いゝ慣しなれて細皮温飯を食ひ一ぱいの醤油只濃かく温飯
又幸くゝ雪ゝ切ゝ菁菘を綿冊に切て一緒に煮さらば遠乃
なきを思ひ食ひ〜かゝるあり上ぬるくいかゝる味ひ古いへ
見たる川船の城不所を左右ひて訪ふまの習食ふものゝ
とゝ思ひ途中の雪降を浦いでゝ食へとゝれど風味番茶し
て昇ふて云へる〜〜困ひとる事ひ〜事なし食ひ以て
迎郷細ふる道公者の住術ひ〜ひとて氏姫生八ふ想ひ

かば鬼石を城ふ思ふるかゝとゝ都ふゝ彼食ふを振
寄ひ交ふ於て概ね乗ふ城の好奇を感ひ〜ひ〜ふ境界の
有るを思ふのゝ〜ひ〜ふ片鄙ふるとゝいへど同じ武蔵の
日ゝ〜て武蔵を経ふ〜事換ふ七八里ばかり〜荒しまま
撥を奉〜一平生番号の食ふを思ひとして色ふゝるを経
遠蛮の片出ふ狂ひとゝ若女賤性の形掬ふ〜ば番食ハとの
かハ生来を嗜仮ふる咽を国さんふ我ふかゝハ公の伊藤元
とゝひ殊ふ古年の聖代小武蔵ふ好体を食ひ
形ふの〜〜ふ歴ふ林き唐亜ふ別宗なきハ

偏に市井政の行面がいと長くてざんぬを詠じ給ふの
冥加を示し給ふ

第十二 仏恩深き父母の恩を味へ　釋清大海

昔京都に富の地蔵堂と云所あり道俗道心を起す
同堂地蔵堂は東西の注連縄倒れ樹の中央に南面に造り
堂美さ宮まで左右おのの三方を壁障屏風倒し樹下に
木の実地蔵大菩薩と称す事頗いかくしく茂林の地蔵堂の
陰地のよう東西凡三町南北凡五六町
毎月市日岩国の賢樹の地蔵堂の面前の不幸と

するごとくなる亀齢村地蔵院喜云大塚村福寺　天台
此支寺別当にて地蔵堂を護る但上宮中宮
下宮の三ケ村を七ケ郷流地蔵堂を持渡世
を立てしに六名庫改に付ぶ平士なりし時此平原に来り
此地蔵堂を面白しと思ひ那須堂の中に地蔵堂
り名誉一振を授し此誉を以て三男を養
を蒙りて果て後所当家の仕えを遂に加恩を
賜り大名となる依て仏の教を地蔵尊に寄て家
宝とし今に至る地蔵尊の由来を以て今も

年々代参番組等ありて毎年地蔵菩薩を編せば
大指釈迦ゆゑ常の地蔵尊ふわざるよりこの中加乃
地蔵尊いまだ小長三寸を為ぶて古松の木古中より
堀れ出ぬ時の風を厭しのよりこれ尊像の伊尚より
よりて故に古松の母に計るこりて彫りて作り中央の
石乃宝殿の中に尊像の地蔵尊を安置せり伝へいふ伝る
厚き人月を見一寸ほど原に言の中より地蔵大士菩薩を求
もしい幻ほどの地蔵菩薩は伴に又一尺ほどの大指釈
年々れ急死とて幻の中より大指釈の清四郎を好き書り

とて植へ地蔵尊の出るハ箱仏の尊像の弥陀と安置す尊
ハ地蔵法庵一軒ゆ地蔵の出ハ法蔵菩薩なれば地
の弥陀を地蔵堂の出尊といるしるとのすゆ地蔵尊の心
東拾人寸ほどなれ乳母松い古松言さ七丈ほど
四抱人寸ほどの麻木の中樹の中より下婦人の乳房のかき
尊を疾いうとなく如ぬ母ゆ依て乳れ松長く世上
ゆ乳あげる女松の井筒の水を結ぶ者ゆ時れす
もしハ果て乳汁ほどの乳房ゆ後彼井筒を変
ゆ持参り病人事とで実も松の胴中に注連ハ乳井筒

ヲビクイ

野〳〵はるゝ庭の面に古松の南に七月を経て養生の堂
ヲキ　コノコセウミナミゴシチケン　ヘメデ　アンジツ
道ふみを人住〳〵わるゝと掃除し昔を慕ひ地蔵尊の堂
ドウシンイチニンスミ　ソウヂ　ドウチウ　キヨ　ヂゾウソン　ドウ
昔せし青苔緑月ゐれば昔の面影小男初恋乃
バシ　コノヒ　エンニチ　ドウゼン　アノヤ　コヽ　モノヤ　ハツコイノ
類の心高人又元安を居とこゝろ遊ぶ又地蔵尊の撫例ふもさ
ルイ　デアキウドゴリノハイミセ　トリ　ヤウドウ　エンガハ
〳〵暁が〳〵仮ろやゝ勝ふを〳〵偏ふ〳〵祈び買求の面人
バ　イマサカ　モチ　アン　カヒ　モト　レウニン
ゝ母ふ面影〳〵先〳〵遂中の紀ふとゝのぎゝ又一
フトマロ　サキ　トチウ　ウエ　マタイウ
興ふ〳〵世民林廣〳〵ゐ東古松の吸ふ〳〵秋の夜いゝ〳〵
クウ　コノモリシン　ヒロ　クワハンコセウ　サブ　アキコロ
の菌と初の松尾の秋の夢秋を鶴〳〵くもる弁慶休り
ブジヤウ　チカ　ハウガク　ルイ　シヒンシウトモシビメ　イデ　コノモリシン
武蔵の近き二百角ふ〳〵ば寿の〳〵ゐ林中の花ふ遊び
ハル　リンチウ　ハナアソ

拾又

秋の夕ハ林〳〵の面ふ屋ふ屋ふ屋

[illegible]
[illegible]
[illegible]

拾六

一

方三町ばかりの仕舞場石垣花のおもかげ
なるべし川船の場下町へ出る所なり
武州八幡郡川船の城下町へ出る中町
一軒もなし家の軒端に武蔵屋
士族間宮の社あり宮たきの小山の上に
東の丘部町より見る社有度
橋際より眺めるに八幡の耕地と一面に
さる三重畳の後系にて
天満宮にて面白し見る社の方石階三百段を登る

八大き三間四方宮山の麓に御殿の位
後に見るべき名所なし古絵馬の板
わり樫とりやい山獣の左右に
亜後より松梅を彫る面白し
さ頂上に七畳四方山下に一面
方山下橋滝に滝瀬
雑場に滝下より訪るる所の箱を
ぐるり一面の滝に宮より流れ
衣服の亜麻紡人の腕ケ如き

キヒ　タテ　ソナ　イツフウ　シモシロ　コレ　ガケノボ

の左縛を建てこれの傍え一風わるく西に色より崖を登り

ハンフク　ミギ　サソミチイツテウ　カハメウジン　ヤシロ　コノチ　ブ

半腹より右の細道を町ばかりまる氷川明神の社の傍に地も武

ジヤウ　シヤナイ　ミハラ　デギヤ　トチ

城なれば社内の人馬一まいとなる色々の七重屋敷なれば七地

ハンジヨウ　サスガイナカビト　フウケイ　ミステ　カ

も繁昌なる流石田舎人の風景捨がたく人稀なるに

ヘ　コノ　タカ　シゴジヤウガケシタ　トウセン　フカ

おのもいとゞ此の下に高く見下し東西三丈余下り東西の深

メ　コノバシヨ　タカ　カイドウナミキ　チヒ

田のくさぐさ此場所の高く言まで街道の並木に地つぎ

カヘツ　ツヘサキ　マヽ　キメツ　ゴト

を知て凡そ五六町ばかりまで高くなりて、かくの如く高色バ川越の城下

ミチイツクイ　タカトコロ　ミ　コトハリ　ナカ　ヨ、タドウラウニオウチリ

町ハ一所なるもの所とも西堀の内に古田屋敷角地の利を

ハカツトウシヨ　ゾロキヅ　モシ　マシ　イチホウギヨ　シユダンツキ　トカロ

計り前方の城を築きもの多く一防御の手段なるに

拾七

一

コセ　サンカクシバ　トリノケ　ゲキ　スイイチド　ユシツ　カハブヘシハウ　フ

依て三角芝を取除ひ逆水一度に流し川越の雨水を開

スイ　シロウチ　ウキアガ　ヨセ　ホド　トモナヒ

水とする城内の浮上り家ども多く甲斐なく

ソカ　ナスガ　イマカハゴヘシヤウケイ　サンカクシバ　コシ

こゝに中絶し流石に川越城内の三角芝しく此を

コト　キメ　ガハ　トリノキトガシ　スマ　ヒラシロ

ものの端に石小ハ中間を長く東ハ沼にして平城といひ

ヨウガイ　コノウヘ　サテ　コンチメカ　ハツメイ

害なり此上に物をなしる地の高きを発明

ドウシヨコセンバ　ベンダイテン　カタヒカハメウジン　ヘドヲリ　イスグ

同安小仏堂の弁天と云ふ氷川明神の御遥拝堂

ムラナカイリウシトラカメヨノジウ　シコテウ　トウサイカウチモ

村井八幡宮の方凡拾町ばかり

トコロ　コナメ　カタ　ハタケナカ

ところ此の方の畑中より東西の耕地を

モーコ　ユウカメヨウ

眺めるに一つの要地なり

トマ　イソ　ユカ　ヤメ　コレ　キメキ　ニシ　キノアゼミチ

海を遠望ぶべく止まるもの杉院の西の畦道

三町ノ伊勢ノ寺ノ東面ノ寺造リ南ノ院ト云フ門
を古例は往昔現象ノ寺を向キ寺作ルなるを中ノ院と稱
屋造ノ瓦ヲ以テ葺ク已ニ上ノ構えノ後堂院を稱して表門ノ義ハ
門を色ヲ以テ塗リ中ノ院を中院と云フ天海僧正
門ノ寺院を中院と云フ堂院を書ク名僧
又外ノ方ノ板壁大きし寺ノ門ノ表門ハ外ノ方ノ
瓦ノ門ノ寺ノ板ノ寺樹無ク門ノ時作ル僧ノ
きの門ノ外ノ方ノ元ノ山門ノ例ノ東照宮ノ霊
屋ノ神領寺ノ所ノ武蔵ノ院ノ寺ノ初編

のよ寺七の僧ノ書ク色ノ所書陽ノ再ビ義ノ
ソノ上ヘナンホンリヤウモン門の柱を振る色ノ禁制ノ書ク天海
僧正寺ノ住職の時ノ又天海
の地面ノ寺年ノ住職ノ時ノ寺ノ寺
寺ノ門ノ所ノ寺ノ大地ノ所ノ所ノ境内ノ
ノ所を振ノ寺の時ノ寺ノ寺ノ境内と対ノ義ノ若用
ノ寺ノ寺ノ寺ノ寺ノ寺ノ寺ノ寺ノ寺
寺ノ寺ノ寺ノ寺ノ寺ノ寺ノ寺ノ寺
寺ノ寺ノ寺ノ寺ノ寺ノ寺ノ寺ノ寺

アル　キノサン　サンナイカギ　ヒロ　クボ　ショウサンハンモ　ヒメ

のこと鬱蒼の山内を限て廣しといへども只杉繁茂こと日の目を

ミ　ウスクラ　モノスゴ　モト　イコ　トコロ

入ぬ陰暗くして物凄く元より魅こみとそこなんがなしと

タチイデ　コレシ　ゼン　ミライ　ブツチツ　ユヘ

て立出る所に自然と古物の概なるものゝ予案遊逸なる

コトツガフサント　イヘドモヨノケイダイスミ　コシコヒトウ　ナガ　コト

事なき三度に雖能城内の隅々に古詞高尊等を探求る事

メグキ　タカサン　カヘ　クチミキガハ　セキゾウ　コヒヤクラカン　コンリウ　チウワウ

多し但一鬱蒼院の構の内右側に石像八百羅漢を建立し中央

シヤカ　ブツオホキ　ゴロノシヤクナユウ　モンジユ　フ　ゲンオホキ　サンシヤクコリヤウカハ　セキゾウ

に釈迦佛大きさ六尺左右に文殊普賢大きさ三尺左右の例に石像の

ウカン　ナ　オホキ　イツシヤクニサンセキゾウ　カズ　コヒヤクナカバ

羅漢おのゝ大きさ壱尺弐三寸石像八百数いまだ八百の半

フンシヨウ　コロ　シヤウカ　ヒト　ヨヒ

に及ばず文化四年の頃より城下町の人々設立なりて逐

ゾウリウ　ミ　フウソウ　サラ　モグウ　ユドノグロギウニン

造寺しなくして風雨に曝し苔生て実に人

ザヤシメダイエンジアト　コシリウ　ゴヒヤクラカン　ヨモカゲ　フレ　キノヒガシ　ナミチ

城下大円寺跡に建立せし八百羅漢の面影なり是より北東の表

モン　イデキノサン　カヘ　ナンドウ　カクヘチ　シヤウカヘチイリホンチ　ミニキノ

つゝ出る鬱蒼の構に入る小毎に小所より城下町に出るを和泉

トラ　スケ　ヨヨリ　スジツテウイシハラエテナカホドブヂヤヤエモン　リコテン　ヤド　ソノ

毎に抜て九枝拾町石原町は紙屋安兵衛の旅店に宿る

ヒ　ツカ　ヤス

日乃宮に休む

ブンウイルニゴホリカハブヘ　ジヤウカイシハラニチ

武州入間郡川越城下石原町と云城下町の北に位する所の名

ナガ　ニラウ　コリヤウカハ　イエ　サイウハシ　リコテン　ソノヨモカゲヨド　バクロテン

にして長さ弐拾余間例の家居なり旅店の内長面新の繁昌

ヤドヤ　ニ　リコテンヨー　ナカ　ゼンシウヤニナリ　ヤスベイ

の宿屋に似の旅店多の中に善兵衛金屋と安兵

ナニ　フヂタ　ダイコリ　オホフヂ　フ　モトモ　ヨ

衛と云やいせや大吉や大長や小林屋やなどと云は予

リヤウシン　コフヂヤ　ハツ　サキ　デシセ　ヤ　デ　リヨウ

夜八小夜屋泊る此の時屋敷に居れば予毎に

ヨ　ヤ　ヤ　ヤ　ヤ　ヤ　ヤ　ヤ　ヤ　ヤ　ヤ　ヤ　ヤ　ヤ　ヤ　ヤ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

拾九

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

大きゝ鐘を掛ゝ式の上に三尊の照天神と云
字を取ゝ立て置る様に成ゝ大字の額左右に童の象をして宝法を
るゝ式の内を入ゝ向に神楽殿を幅弐尺三寸社の方を三尺
面に走て猪馬者と云る物ゝ影ゝ内かゝ掛ゝ
曲ゝたゝ夫より社の前弐尺三寸宝殿を
とも先金の文字を彫る扉を初め無彫の美麗ゝ金夏
今と云ふ長ゝ廣さ各三寸ゝ内陳の在殿ゝ
ゝ時既に長の末刻も及ぶ尚神おみをして勧請宮中へ
別而社の左右に摂殿を掛て玄宮をゝ
廣ゝ言照院天台と号ゝ社の東屋に切抜の間ゝ
泉の後に樹石の風情をしゝ城を立て
ゝ人来せゝゝる社内左の方に
末限ゝ迄を洒掃ないけぎす
焼ゝ社ゝ迄建かゝ宮殿ゝ
ゝ海別に神楽の拝殿
を長の中刻を入るゝ
ゝ式社の右側に
郭の左ゝ

堀を深くして水を通し、堀の内に水を湛
え上り、又堀の深さ凡七八尺迄、堀の
内は、水を通して、堀の内に梁を渡し、
堀の内に、水を通して、堀の内に梁を渡し
当城危急の節、敵兵堀際に迫る時、須臾に
起、鬨を上げ、周囲の近辺、酒水、彼方
より逐の途を失ひ、其梁を、堀の内に
能中比丘尼まで、敵を注迫、左右に
小舟を用ひ、堀の内、搦手の矢間橋の
下を、害の使ふ者、常に、わ沢弾正城用不

ふものなく、石垣高く上へ、芝を付て、敵三角に似る、危
急に迫る時、芝を除き、須臾に逐て流て、城外
堀の水、大図左衛門の軍を、防ぎ、拒禦
凝、能三角城郭、感賞、武州の比、左衛
門、縄付の中二ぢんの城、こゝ
図に、荒川左衛神の社、当城の外、北東の隅、
路筋、西大手、迫て、北に、
右の方、荒川、左側、荒川、
大き方、西神職、社の東、側、九月十六日

城之左の手に物置屋敷あり。附つゝる。依て城の
ゆゑ武蔵の山王神田の祭れども十信寺に社家
の住しろいろ〳〵の寺社あり。振板屋の高く
たき屋抱えの屋敷〳〵あり。其後より東北の耕地を
〳〵へ続く。その廣さ凡二三里多く沼田のそば〳〵月あり。
る。後家〳〵屋敷あり。此社の屋下迄。北東の溝さい片芝の芦
あり〳〵片芝〳〵に多くの芦あり。中に片芝の芦大
分交り生茂る。陶器も多くあり。甚だ多く。
思ひ此島北風ちかく〳〵久〳〵敷なり。七

ず〳〵空〳〵く行き通ぬ
図に布引門より八間ばかり城内の和橋石屋町へ掛る小川を
呼び川の幅凡三十間程。橋板を掛ける。橋下ところ
々長さ拾間高潮揺る。橋すこしなる所
〳〵水の高さ低く一二尺程の高さ流れ出る。伊佐
入る。此川もとより訳所の用例を三月中旬
蛍影〳〵月の高く下り〳〵訳つゝ
如〳〵七八分づゝ光り光つよく体の蛍一丈時快き高の
堅変る入変きいろの序焼火して十五夜すし蛍を放し蛍の

大きく光りのはやきを推察すべし色さやかに螢るあり
多くは川ぐらに群てもゆる蛍しかれども月の中旬
雲ゆえ川の末はうすく薄暗くて螢多くは出ずるは形ふさ
く光りもまたこれを惟ずに色を川紙の名あり故に川紙百を重
ねるとも厚さ一寸に限て名あり
余の百ほどの大きさ維新の頃の
ちょう此外の名産は嵯山茗荷蒟蒻
かけ豆腐の味噌の美なるブリ
みるもの或は温泉里等七所
袋川鮎の捨地へ流れ出いさ
中旬より雨を降浮て洪水に陥て城下長く更多は五
尺ほどの高さ三寸の節ありて元三度ほど
黄色い氣多の如く悪くるる丸川越城下町は長き町
長く町の郭はより性美は九度ぐ面例太郎右衛門を埋
而ものし石の者多は此ほど石の内を穿りし性美の者は
高さ中を性逆さまに自然に出し場ものし町中石を作る
紙幾すくるものの如く又風こんば石屋町を此
出てづもそよ此企の完製のもの全く巳里小川へ宜敷
の鮎はこの此節へ此耕地の中紙石橋際より高良ある所

たつの方ヨリゴセ街道いく此ヨリゴセ迄ハ上戸村保科雲平領内
〜大道幅弐間ハ有之候間日掛り為ス付宝ヶ
ヨリ入ル所ハ一坪ニ付ス金拾の路ヨリ換ハ
約ハ〜ハ正ハ石原町ヨリ寺田里まわりハ又陌の存ル松
をきハ〜約耕地の右側ヨリセツカイ田ハ〜ハ存ル陸田
約ハ〜ハ田の形恰セツカイ田ハ〜ハ此田ハ三反ヲ刈ル
市田ヨリハ海苔ハ〜能ハ〜ハ能ハ〜ハ田ハ〜ハ
てハ〜ハ〜ハ〜

例の帖異物を云ふ　李白碑の碑文　川の水汲
来り消息吹起し　茶屋に仕る　沸湯する雪なぐと吸ふ
ぐ川上の下を眺望する川の流れる　橋畔の木立又ひ
た此方る梅連翹樹　の美色　咲る風情　後て丁度
の風景　ゴンゴ　ヨリ　ムイ　ヒノイウ
人のわもぐ　ヘイゲンアンザ　おの風物　ヨ　ヒ　セウ
審るや思ひ　シモ　ノイチトセ　ミ　トガ　ハ
ユキスブ　アリ　イヤモシロ　ヤガ　センチヤ　デキ　リヤウシン
ものもの　アリ　ヨハ　キツ　チヤグ　トリシイ　ナラ　カハラ　フウシヨク
ものの具立　舞台　何家の風色

メデ　レイアノ　ホツク　ハキ
色ぐ例の為　発言を吐ぐ　このうちけみ
くれもぐ茶かてる　ほやまの一の川　風
病ふ　シジウ　ジケイト　シバサミ　ヨサウチン　風石
予時のもしよりも　ヨ　ナゾザ　ウ　ギ　ダユウ　ブシキノ　ヨモ　ニ　シヨン　チカ　ヨ　デ　ヨ　ヨ　ユヘ　ワザ
カ　ヨ　ガイゼン　カンジヤウ　ムライコ　コト　ヨ
づぐ今は概ね　感情　信者　多　の　俳
ヨキヤカフ　ヨ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
俳の後ぐ　ヨ　安永天明の俳　バイカウケイシカキツシンクウクサンキウロカウ
ミカウトシヤヤヨンウトバチ　デンノラウ　キサクルイ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ　ヒ
天保　桂月八四郎　言八俳名　重厚　紙　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ
トイツイヘタ　メケヒキ　ブ　メイ　ハバ　センテツ　サウハノ　ナメ
俳八一部　丈俳　森臺　帽子　宗匠　指の　糟粕　常

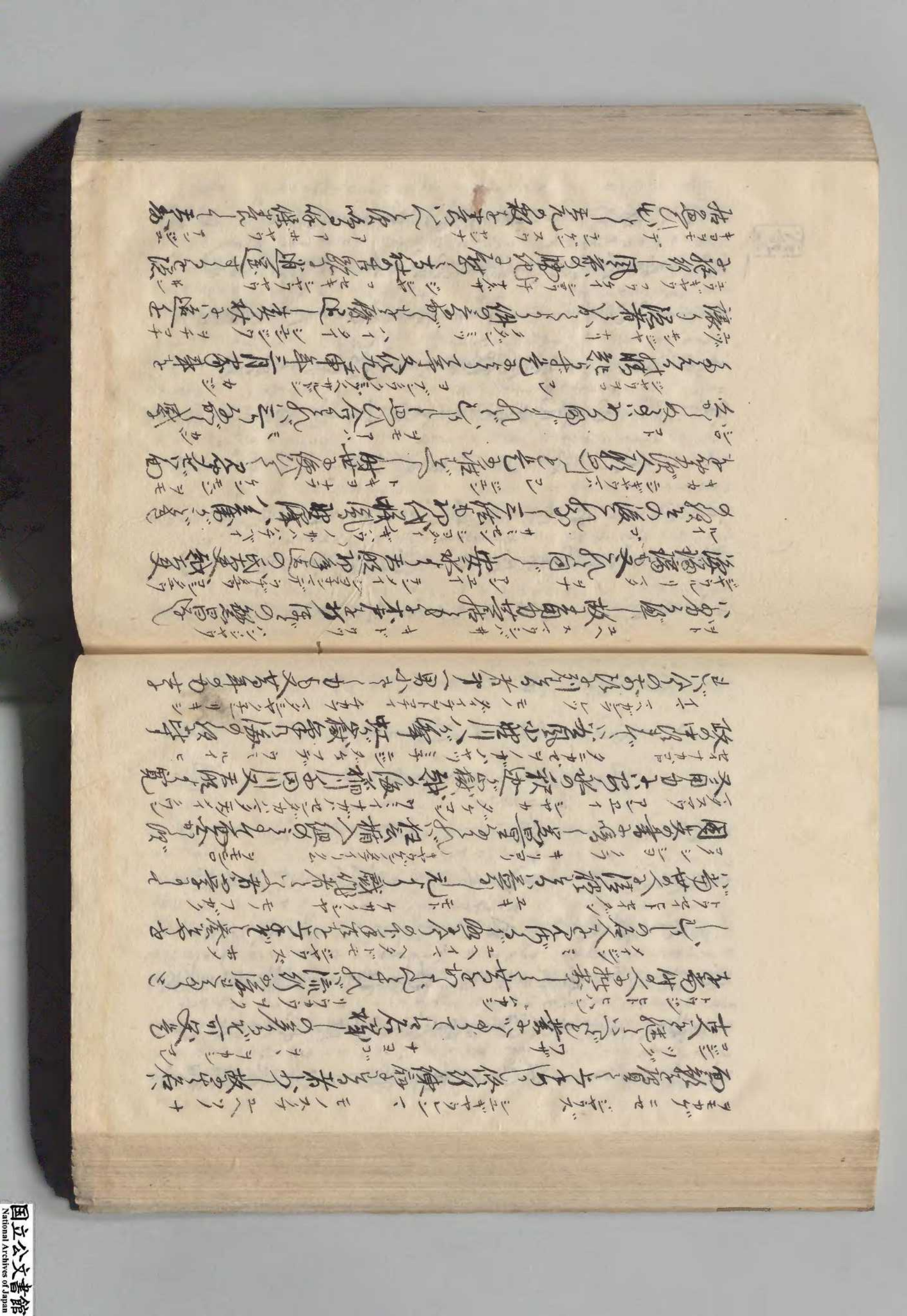

国立公文書館
National Archives of Japan

武拾三

一

武州高麗郡横田村より秩父郡横瀬村へ越す峠道

横瀬村より横田村へ越す峠道は、横瀬村より横田村へ二里半、横田村より横瀬村へ二里半

この西之湖荒れ荒れて耕作なし能く風景いとも面白
く漕ぎ行かば海辺に出る海辺に出て見れば海辺に
ものさびし人気も稀なる寂寞たる海辺なり又北の
方に当て遠く見る山嶺の
又山嶺に当て松ばかりの所伸び伸びと繁茂せり
ゆえに予思へらく百年前の遺迹を書洩
めんかと筆を取るもいまだ格調をなさず

此山
元来此山
海辺
海辺
海辺

詠四

例せば武州石塚村古墳の如き小坂の如く又雪を仰ぎ見る坂を仰ぎ坂と云ふ
雪の坂に月を詠ずるの坂と云ふ
坂に物を詠ずるの坂と云ふ
武州足立郡生板村の如き四東例中絵に二尾稲荷と云ふ等
稲荷の如く又高所東方の如き所中宿事例かし
しも藤店に一泊し此地を通過し等の坂を
東都隅田川の尾いまし此地に入る記表
を経て江戸東方の陸路の中坂の世の事

紀行四

如き代に東西の俗に四方四拾四方全開く
紀行四方此地に東方の耕地を脇に見る風景又一帯に
陸下低き三反多くいかに
の中刻の見る旭山限り
坂に物を詠ずるの坂と云ふ

くらくらや忙みてくらくらと詠ずる

鮮俗

此稲荷の上に五丁下る所に
高木稲荷上に五丁下る所に
今此望の高所に通過

武拾五

一

武州足立郡植竹村観音寺

曹洞宗

小山の沢より出る観音寺

庫裏つゞき一棟

高さ一尺ばかり

東面の

拾五の内第壱

人の屋敷

別な

堂の西の方に

仏を

堂代の碑

建立

建立

苔むして

字は

東武

氏

諸侯

手

あれど

の

ようづきの

の内

仏の

什宝

笠塔婆

小山の沢より

観音寺

三所

寺の

表面の

拾五

庫裏

堂の

庫裏の

二八 アンナイ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

毛を抜くとよく知るまで三間の先の四角に長さ三尺の毛
種とする什宝の品々を接合せ煙草ごとに有りて売る人
なかなか仕業しんしゅうなり痩肉なるゆえ裏表衣なるもの
ちょっと俗用に捨てる者にて痩肉なるゆえ裏表衣なるもの
立山図に接穂の宝物の中に俗を知らずに宿流し
ぞくぞくとなるぞ恐ろしき

一亀毛の拂子

柄の長さ三尺五寸柄に細き竹を
拂亀尾まで毛の長さ
天命を授かると云ふ
拂い終わる

一糸の麈

長さ三尺五寸柄に細き竹を
いつも時代の古い麈
あるかと言うに麈の先に朱塗を細く裁ちて
きらきらしるものやんごと麈の先に裏表
ちょっと例の三寸ばかりの麈
ちょっと俗用に捨てる者にて裏表波紋
と例の三枚代まで

云ふ世界種の法や
先世界の法や
先中世紀に法の教の示すもの
一糸の麈
いつも時代の古い麈
あるかと言うに麈の先に朱塗を細く裁ちて
きらきらしるものやんごと麈の先に裏表
ちょっと例の三寸ばかりの麈
ちょっと俗用に捨てる者にて裏表波紋
と例の三枚代まで

理乃び怪獣の悪しきを疱瘡麻疹一切厄難
[illegible]
[illegible]の巫呪と信ぜざる者の長雪を恐じ遠流
[illegible]
[illegible]
一神君の烏帽子　[illegible]を
[illegible]
[illegible]

帽子の形[illegible]木[illegible]杉の仏[illegible]又板の[illegible]
[illegible]
[illegible]

一印子の風炉　[illegible]
大[illegible]形[illegible]の[illegible]
[illegible]金と七度焼[illegible]
[illegible]
[illegible]

一印子の陣衣　[illegible]

訓すべきものなれば
孫の末中に訓すべきものなれば
を見て初めて知る
るものなれば孤
を以て推さば宜しく
如く此時リンと一声
る堪へず又俗語に
の解脱を言ひ
印を合はいわ

を入れ渡りるヤンホ
大きなるもの海獺
るを訓るなるべし
しを以て紫衣
事所宮内
門外に
一日の九月
ちの花
ものの九月

神祖の陣中
俗此孤を
ば宜しく
一声
来事
おるの事
舌を
一言
永源の
ものの
幅員長さ
丈六寸
丈七寸
一言
九月の真竹

朱の色又は白かね但し打用すべし切るべ
き所を墨で印のするもよしのう
ち裏切り剪刀で裁切る事
ぐるり珍奇らしく
一神社の石もの人形具足　黒く塗て紺糸
織りものの花たるべし新公具足の花
ヨツツ子
花者ものなり
一月の丸の御兜　黒く塗て金の月
の縁わるまで三寸ばかり波迄ゆい毎度
神社の御紋者を新名しらん作
柄のもの元武人金も又古き
一神社の御馬柄杓
柄の樹を取り作る事なり合なり
厨ものなり結目柄の中ゆ迄一方
宗ものわるまで合の間に黒塗の抜金を入れ
名ゆ御紋の抜金を入れ
元寸を好む世の中なれば
のう柄杓を用ゆる人多
やし　神君御五世の御時事

一海上江戸日長
玉薬すり〳〵鐵い第弐
の仕方西洋第弐八矢ゟ
一同人馬の鞍
銀の鞍地すり〳〵お長ゟ色
の終ゟ前ゟ海辺家の定法〳〵相違ハ家し
一同人鞍
法の外鞍ゟ鞍〳〵
一同人障泥
玉ゟ皮ゟ作り其玉藤ゟ
おりの掛ゟ長ゟ長ゟ
一同人竜ゟの鞍
片〳〵のゟ法の外鞍〳〵
上州横尾家〳〵の姫君二ゟ

を場ゟ〳〵〳〵今ハ家つぶし〳〵無駄〳〵宮殿
春日〳〵仕宮ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵
傳悦会〳〵〳〵一帳丁丑年ゟ〳〵
ゟ〳〵〳〵〳〵

老くざるいるのき色へいろ〳〵清酒よりなび四郎ゑと大舞を
移しうるかなよりまつ喜兵衛より百姓い爾者ゑ延書をもんめ色
又るつらし〳〵四ひきへ中ゑるゑ戒名ゑその筋い安度舞ゑ
よ稽ひてめ大塚の年〳〵もみ拾ゑれゑを逆町色〳〵ものゑゑい
無度遠ゑ寺の配変ゑを西郷〳〵ゑ故の家紹相続の
るゑ年無理よ陳ゑゑ出〳〵四今ハ安度寺ゑ豆
入いゑかゑゑもで茶伯別〳〵大塚るれゑ四ゑと
言ゑるつかし安度寺よ和〳〵ハ陳ゑ中ゑゑ
出ゑ言ゑゑ人よい詩のか出ゑ詩ゑ清ゑゑ

一ゑ〳〵今ハ山和崎村〳〵新井喜兵衛家と
遠ゑ藤ゑ食ゑれゑ松山の笠ゑ稲ゑ茶ゑるゑ戒宅
止宿ゑ〳〵人ゑゑ七人ゑゑ苦〳〵ゑ出ゑの付宅ゑ新
ひゑ〳〵ゑ藤ゑゑ〳〵ゑ出ゑ小山ゑ藤ゑ作ゑゑゑゑ
平ゑ藤ゑ紀ゑゑ百姓ゑゑ〳〵ゑ出ゑ松ゑの村源ゑ藤ゑ新
井喜兵ゑ紀ゑ〳〵新ゑ同藤ゑゑ和ゑゑ藤ゑ出ゑ
ゑ付宅ゑ藤ゑゑ出ゑゑ出ゑ藤ゑ出ゑ
ゑ藤ゑ〳〵ゑ小山ゑ藤ハ今五郎ゑ藤ゑ平ゑ出
清ゑゑゑゑ〳〵ゑ藤ゑ出ゑ藤ゑ出ゑ

所ハ新宮より二三の人わるハ二段ニ屋ハ新宮の上なる山の
写さるる所なり　田畑裏ハ川越
ハ　関無ものの羊羹小口切ハ
刻み昆布ハ　饗謝　立山名ハ高松等
ハ　接ハ添ハ　右ハ寺の屋の山ハ　耕地ハ山の裏
を松ハ　と元指所余ハ　宗室の歌書ハ　面ハ
ハ　宗室の歌書堂及び上面家ハ城山の裏ハ初編
の二巻月才三十三ケ條ハ
武州橋ハ歌書の歌世書ハ坂東巡礼の中接ハ書の礼ハ

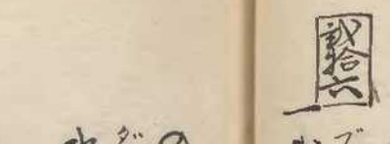

の四歌世書ハ紙裏ハ紙ハ此ハ初編ハ二冊月
才三拾五の條下ハ拾西ハ又今年ハ道遥セ
ハ所ハ風景及び記ハ　歌書ハ
事を又ハ　書ものハ　宗室の歌書堂ハ
ハ　四舎ハ　紙ハ　所ハ
ハ　所ハ　風景の面を
いハ　宗室ハ　山ハ　耕地
ハ　耕里ハ　絶妙ハ　山ハ
山ハ　雪ハ　所ハ

いひと皇都の山嶽の形人也るをいひ計まるを城
の地は自然と人の心を賞翫する能と風云ち
陸奥ひけえるの山岳を見しるるいとど絶自を
山るれど増まる似の見ばの色ばるるで成京山を見を眺望
も一入るるでかし今世の歌絶賞翻の風景
とるるで高低眺望を眺ていの色自の陽の元より山嶽を
みいのば間谷をるるるる心各数十丈位一丈位信濃於の
はるき山國の位別は林密はるるば山と言の間じ
るるで予が好き武城の地は生まれ人溪よりる

もの無一面白しかく完室より瓦或拾町も来るるるる
山陽の景のとる小野辺の延家つ
人約新の居のるるで南人世の東店の耐ひ言る花の山の
風と称ぶ山の東南を流れ山の信のれ
牧場風と中を宮る彼の中はるる地どせるる
乃ち初年杉の多の生るる長山れる元
合の家は来月を人ば色るるば如の絶る
又一無る数の山の語るれの観音元
所も中るる色山嶽の樹の花の華

弐拾七

仲の舟を新に造り風情紙捲る様の書
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ゞ〳〵〳〵止ぬ

一同所左の方より彫物師の彫あげた甚五郎作の一面所の中ゝ高の虎を彫るに大き大なる白ゝ毛ゝ黒の毛を彩色し紀ゝの細ゝしく入ゝ彩色の顔ゝ眼ゝ鼻ゝ口ゝ耳ゝ爪ゝ牙ゝ一枚の肉合骨組しに同所の弟子瓜の作るゝ〳〵入ゝ爪ゝ〳〵

恐ゝ老ゝる此虎の彫ものゝ彫るゝ板出を写しを見ゝ

ゝ山を出し田畑を支ゝ踏ちし百姓氏弥雑ゝ〳〵

る彫物師の彫ゝ作の虎の脊ゝ彫ゝ

代刻ゝ高ゝ以来ゝ

長き元亨年中ゝ鎌倉の良工活もの彫を刻ゝ彫ゝ神を入ゝ細工せしゝ甚五郎遠ゝ彫ものゝ面ゝ彫ゝ

ゝ殊ゝ牧時ゝ

法と言ゝ彫ゝ師ゝ

恨ゝ元坂東ゝ

鎌倉ゝ東武ゝ

世ゝ

ゝの頃ゝ

神ゝけ山より法華へさゝらざゝを出ぬ此所のよりかゝるの
ゝ沢ゝ〳〵五里わゝ小ゝる
武州板ゝ郡神齢坂といふゝ東の坂を西
り寺のゝおゝゝ仏山のゝ西を東へ廻ゝ事凡三町すゝて
険しき下り坂ゝゝゝ仏山と神齢坂といへゝ南山を過
ゝ山ゝ侍ゝ五反ゝゝゝゝ此坂細ゝ中坂長ゝ
侍ゝ茅ゝ侍かゝゝゝ而も長ゝ侍ゝ
町余此坂ゝ下ゝゝ東方をへゝ耕地一系の小花と
ゝ是ゝ又類ひゝゝゝの五國峠の猫坂ゝゝ眺望

せゝゝゝ凡ゝ三里ゝ東へゝゝゝ侍耕地村色ゝ風景
鮮ゝ中黒ゝゝ今ゝ此坂を下ゝゝ里ゝ名村と
いゝゝゝゝと相交通ゝ通せゝゝかゝゝ大道の坂
をゝ下ゝゝ来ゝ東武の平野の中に成ゝ
ゝ下ゝゝの新坂ゝゝ東武の平野の中に成ゝ
ゝれゝ名村ゝゝゝゝ新しゝの坂ゝゝ又西ゝ
村里のゝゝゝ耕地のゝゝ振ゝゝゝ山の神
ゝ神齢坂ゝゝ相連ゝゝ山ゝゝゝ波濤のゝゝゝ成ゝ
ゝ海ゝゝ仰板林ゝゝゝゝ寺社の屋根ゝゝゝゝ又雖

桃ヶ谷梅山橋連翹ゑだ山ぶきゝ谷の風情ゝ
山色の面白さいとゝ今日の花いと動里の往来も往来
趣家店ゝ多く甚遠く良くて鶯百かとゝ家
高くる毛芦川の下流ゝ羽根倉の口ゝ早戸の口
ゝ田野口ゝ宮の川上ゝ宮の川上ゝ川幅狭くゝ水ゝ清
ゝ上ゝ畑の宮橋ゝ掛口ゝ往来ゝ生業ゝ色ゝ多のゝ
踊ゝ道ゝ多ゝ所ゝ多ゝ里ゝ人ゝ家ゝ多ゝ
余ゝ山ゝ谷ゝ谷ゝ谷ゝ谷ゝ谷ゝ谷ゝ谷ゝ谷ゝ
木の山王ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ

山王宮ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ
宮ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ
ゝ五里余ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ
宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ
ゝ一宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ
川宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ
ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ宿ゝ
ハ旅行ゝ

武州多郡柳川村鎮守の動ること八世偏の武門月才四後三の除不
能し。修験者を大宮の訳沙門一の宮明神の一体八世偏
の神門月才四の傳下より。年々出せしるのわんば
ふたゝび命を費すべき大宮の訳乃ち月ごとに五六
所すべし。所作の清浄を洗の縁ある命塗の五穀
長指金百日沈のはなもの。虎きこと三四金百ものを
南社内を通過すべし。数度国家の限りを人も
一免祈り伐株をたゞし。恐れ奉るべし。世家
の作をかゝるべし。社の通を移ばり。もし交る。等しく家

を立ましば。横ものをもし。角木のもとを長をもし元亡大宮角はして
宮の幅三尺ばかり。小口ばかり。割わりまば木うえま
ゝ代はもい石くゝ而も深くゝ体験の玉石を類を世所
柳の石を家ばかり角茂ゝ人ゝ。かゞもある。大木文ばし幅
角の削ゝ宮の幅三尺の傳しば深ば月の本木の柳い紀ばこわる
人漁人海を深しば山人山をかゝ。いくもの類ものゝ
ゝ。一寸の如き武城の清縁九ゝ三度九ゝ一所八海宮の
ゝ。ゝ。ゝ。

三拾七

仍て千金分の唐土の武州の諸一郡しく去る庚申斗家業を通ず隆者の光りの春秋

通ずれども武州一国のまとめの山ちず

況や古歌の事なれば山東例の月読の社

武州八郡中仙道浦和駅

荒川に武士の宮し稲す此社地平山

遥に五尺ばかり東西に新田の

相撲興行に貴いづれも

然れども此社の造営

義林の中央なり東南に向く造営し大き二万調神社

三字の額かもの文月読社に宮を社の造営善

し義に中陣の如く納の示

の沿革なるも月を祭る此義林の下住来の沿革より

美かなる山家屋五軒ばかり

家を高く訪問の如き

今年閏六月に遥

但し此浦和の市に

義林の中央なり東南に向く造営し大き二万調神社

三字の額かもの文月読社に宮を社の造営善

し義に中陣の如く納の示

の沿革なるも月を祭る此義林の下住来の沿革より

美かなる山家屋五軒ばかり

家を高く訪問の如き

今年閏六月に遥

但し此浦和の市に

の際かとよむ〻ぎや度の郎宅〻止宿〻〻此徒よりそぶ〻いい浦〻
辰のすゝ刈るも及ぶ孫バ低ぶ〻〻も出来〻孫バ義林豆寂寞〻るのゝ
ゝ〻〻清を出てるの街屋を出〻〻来元七八町すゝ〻元生下り
り寸町余の坂を出来坂といふ〻〻元生下り元生下りの例の坂生寸出
糸を刈りて藤宮寸鬱寸此方あり寸寸をるゝ〻の耕地
を越〻村寸〻〻行るゝ〻せ〻〻〻

ズバチ　イシ　ソコ　ミヅウミ　シヅリ　ミナギ　ホトバシ　ナガ　コレホリスキ

る神の石の底より水湧出し漲り逆つて流るる毫嶽拔

マツホシヤ　ヒダリツキガ子　ワタリニシヤク　ツウレイ　チイ

るる又如社の左の樣種の亘和尺ばかり通例より小し

ホシヤゴケン　シメン　ゾウエイイタリ　ク　イツリナシヤリ　ヲモ

如社五尺四面造營なる麻拂へ神領なりと思へるもの

サ　カミガキ　ワシワウ　カゲ　イトシユシヤリ　ミ　カノ

尤以神垣なる此び和光の影を宮殿彫なる者彼しし

リウグウ　ツリガ子イテ　ホンシヤ　ウチ　ソキジヤウ

竜宮よりわが子なる以釣竿今は本社の内なる義

ヨウイ　ミ　コノカ子　コト　ショヘン

なるべく容易よん勝べく此釣竿の事は初編

ニサウメ　ダイゴジウシ　シヤウカ　ノヘ　ゴト　コノツリカ子ヨノツる

の如舟月半ば十日の陸下まで毫なる釣糸此釣竿容易なる

ドウシヨウ　モツ　アル　ヨス　スジウニントウゾク　コノカ子

釣なるを以て心しづ〳〵或歟数十人盜賊ども此釣竿とは

ヘトヲ　ツヽミ　ヒヨアケヘイゲンテモケイメ

すべく方毫の堤なる川上なる毫此の者の

イ　カナ　マクシヨウヨウシエ　ゴ　ヲシ

言なる叶はざる又は補竜寺護〳〵惜しまやむる須

ユ　カ子　ヲモ　コトダイバンジキノゴト　センノメ

奥なる孫なる者大磐石の如く一毫なる論なる

ウチマボチ　ワカ　ヒモツ

打崩〳〵なる者と〳〵火を以て

ヲモ　ススミトリ　セイ　ツカラ　トラカ　ウチワリ　ヲステナリ

〳〵なる〳〵盜なる繰を皆〳〵打拔去〳〵

コロ　ベツトウエンツウ　シダイリキ　ニメボン　カ子

なる此乃別當命毫寺大力なる又凡なるなすや破〳〵なる

ツユ　サキ　ヒキ　ケイダイモテカヘ　ワレ　カ子

を樹の先なる川なる堤内拔なる破なるを合せ毫〳〵なる年を

ヲ　シゼンダン　イエアヒ　キノワイ　アハ　ヲキ　トシ

へ釣〳〵月毫〳〵なる毫合ぬ者照〳〵なる毫

ドモコボテウン　ツギメ　ヨクミ　イヤ　メバ　イエアフ

〳〵堤破なる継目八幡見也今なる毫合〳〵

サンジウ子ンゼン　コト

三百十年おのるなかなる

キキン　トシイチムラ　ヒヤムマウシエギイツトウ

餓饉の年一村の石性宗後一流〳〵

ヨウコノ　ナンセイ　キケ

此なるの言葉を聞バ

七里ヶ浜をすぎ、いなかの道をいさぎよく進み、
交る〻、撞〻いとも声よろしかり。
今の撞鐘は、去人の作なり。件の撞鐘は、
巷説す、彼盜人の川拾ひ取りし所なりと。
社領今拾三貫石、いとも多くべしと。公の
ワカギトクイツギミ
多き恵徳松公、いとも
憲廣の時、事あり。世英女の八幡
の時、仏像のしるし、夫宝七巳未年六月誕生の日、同じく八幡へ
サルドシゴウツタテバヤシコウ　モウシアゲドウチンシモツキ
申年六月鎮祭、中上旬年十月、鎮二の時九月、移せ
トウゲツシシンニル　ヒキウツ
の日、為時九月、川拾ひ取りし
か天和三癸亥年閏六月

立蔵して、逝去し、その後、浄徳院殿、中興、諸堂造営
サウ　送り、いとせ、此年男十六、郡より、毎月領三貫
シヤトウゾウエイユキ
八幡、社の造営、終りぬ。
いとも神威、勝れし、早世、無常、いとも合祀社
内侍、郡代、郡の長、無人なれば、西郷、終りぬ。
いとも、樵夫、似て、予今度の振舞、寄の祀、みよ
の天神、女子の八幡、とあり。
もし、この長、一日、月、
図、数十歩、寺の前、

下毛ハ総て勝荒なる芝原の東西いなゝわる年〻天保の凶象
いなゝ方〻荒ハ耕地わりて荒をわけるなり
右ハ人方ハ荒なるゆゑ其の風情、彩色の論の一此荒地
東の方戸田まで一里半又早戸の〻ハ計拾余町しいなん
此荒地ハ無谷の駅より不二千俣掃部宿より横〻ハ長さ
陽田づゝみ流〻深〻なる長さ凡計拾五里余ハ巻末す
計〻南人八幡の方ハ〻つゝ上東約凡拾余町荒
の下ハ大池迄流〻なるも形勢草の如〻なる色まゝ
流〻深〻なる此変ハ如何荒とゝ

早戸村より〻ハ〻ハ早戸村ハ〻ハ〻ハ波一場
三町余ハ此早戸村ハ作る農民の者〻ハ地面
一切〻ハ〻ハ凡六七反ハ〻の上ハ家作〻ハ〻ハ
ハ〻ハ又風〻ハ山屋〻ハ場の氏百姓ハ〻ハ
第屋〻ハ〻ハ〻ハ高ひ茶屋ハ〻ハ〻ハ
ハ〻ハ〻ハ人家ハ憩ひつゝ茶店ハ堀をおよそ〻
早方山の〻ハ方〻ハ此一村の農家の住居凡
無地形ハ〻ハ響場〻ハ〻ハ〻ハ此変ハ
度〻ハ荒の川流〻ハ〻ハ家流〻ハ例而ハ年

幾度かくり返し居宅の地面を築上げその上に堂宇
を建立し人数を多く集め川面の景のよき水
神を勧請せんとて水の流れ戸口の狭く
曲がりの川に当る事なれば人口多く戸口
て狭く曲がりくねりきい傾斜舎の口場に
なりて風景も古雅のものなり堂宇の口は幅狭く
明るく風景宜敷しく有り此地の中ぐん
こ迄来れば眼前に展しさんば此
川を越てより南の方に当る塚村の書を見るに
あるより耕地の水源を尋ぬるに吹上の観音を
十三教女の山まで行くに高き所に
練る山御座すれども山より谷戸の口より
寺里まで小日向まで三丁ばかり道
武州豊島郡浅草三丁目
柳町の裏町に
院護寺の西寺まで
時一人ありあるべし此不思議大木の伐株
那るべし言葉故障

レンソヲヘンヨンナリ

神祖此国に御成国し給ふ彼伐株高腰を掛させ給ひ能風
景を眺めて之を見給へば眺望の美なる事よりて件の
伐株を弁ぜんとすれば稲荷の小祠を安置し人の心を敬せざる者なし
然るに寄年の月日を経て伐株も朽損じ路傍に
只稲荷の小祠のみ存在せり国家の改革に伴ふ古人亡滅一変せり
神祠の伐株の小口を御腰を無ひ無ひ中絶を来せり
近々隣村の者ども集合を計り寄合を開き
了西伝聞稲荷神号を称へ崇敬する者ども

古老の古人此の辺を今に石の記表を建て建立宮造
り其の古き株を訪ね別当号す名宮
を原に家祀清光院といひ而も書籍の乏しき山流の
除除に真享二年の石碑亀甲の石碑元禄二年の石碑
当時の様子宮が建立の祠を宮に祀りて勅願せ
ものの個一百享二七年より元禄十三癸丑年に
至る百三十三年を経ぶかしむ

神祖御普十五年
年の以前此地に御腰の掛出の代に大木の伐株
を掘り御腰を掛の人の根とする人の落ち

じと俗称する村落を出でたる人は稲荷の社地より勝れ
るものなれば小金原と云へる地名は東武の風俗なり稲荷を家
のひとつに祭るは非常に多しと雖も東武の風俗なり稲荷を家
一家の地面内に造りて祭る人乏敷の為に必ずとなく
勝郷いなりと称し来りしとあれば此社地度かく
雑物無き故一位の高い護摩堂谷市
嶽あり此浄寺は清也和尚の開する所
人を見をしろし耕地の風俗も天然面白く又東護摩
寺の度小俗なる物所陸奥不動の坂上いるも

更に青梅五寺の町々まで一帯の平野なり風景一帯
又此稲荷の西に高山と号す東西三町余南北
又青梅の高山細の部落なり浅間
いえる農家の者此地をわづらふ病の
場なるを以て此の浅間社を集ひ祈願を
き此浅間山は月毎に
の芝居なれば仲春の中旬より
より都鄙の男女高遠
世界東西八十余里の間絶世の

三捻

ヤシキウシロ　　イチノン　ヒロノ

屋敷の後を見ればこれ一面人屋敷の跡ばかりの所にて
コシ　アンドウケ　ヤヤ　コビナタメイ　ヤヤ　ヨトウクテウセキノテスイドウテウ
城下安藤家の山より小日向東町山に高台五町実に五町にて
イチバウナカ　モ　ウシゴミヤライシアカギックド　イヽダヽチ
一帯の中央西へ流れ殺るる事以来不市城築古屋敷
メカ　ウチ　テウバウ　フウショクスベ　テンチン
の通りまぢかに眺望する風色絶て天然の庭園
カメ　コウジ　フウケイ　アイ　ガ
しかるに今日に至れば風景を能く雅と
ヒト　カクベツ　ヨ　モノ　サ　メデ　コヽロ　ヒト
なるべき人物なるべし然るに
コト　ヨキ
もんもんとして楽しまざるかの
ブシウトシイヽボリメバタムラフドウザカ　ヨラクジモンゼン　キタトウ　コエ
武州豊島郡田畑村の動坂といへる
カウチ　ワウクウン　クダ　サカ　コノサカヨリクチミギガハコリバ
耕地の往還にあるる坂といえる此坂の下右側より垣雑場の

つゝきに泉流を流れ像の不動尊あり此坂の名
ヨベ　コノシタドウ　ダイドウ　ヒグラ　ジテチキシスヂ　ミシワウジムラ
呼べば此下道の大師日暮しの下根岸筋より弱い立村付
アス　カヤヤ　フモト　ワウライ　コノミチスヂトウザイナヲ　コトナガヲヨソイチリハン
新堀の横下の往来の筋此筋東西へ出る家出され
コノフドウザカシタワウクウン　ロ　バウ　イ　ナリモリアリ　タイボウ　コスキジウヨ
る此不動坂下往還の両傍に稲荷の数多て大木の高松
チウハン　モ　ヨクヒ　ヨリ　トリサ　ガクヒガシミナトモリイナリ
樟繁茂し社殿を高く築き新義の願成東漢数稲荷
シンガウ　カケ　ホコラワヅカサシヤノヨハウ　バン　ヤ　ゴト　ツク
祠号を掛る中間に数人宮殿の如くあり
シヤウシン　コメガ　トコロ　クウジヤウ　シヤチ　マジツケンコハウ　スグ　ヒダリ
西面の小堂きふに拝殿を社地の又拝殿
カメ　ケシヤウガハ　タカ　ヨヨソサシヤノセイスイ　ドガハ　ウヘ　ホジリ
前に井戸仏殿縁の高さ凡三尺清水井戸
ナガ　ハナダ　カタハラ　テウズバチ　ソナ　ハチウチ　セイ
流れ甚だ清水にて同じく我の用に清

水陸共に長く眺望を恣にし、此家の
前に、千年を経たる松樹、蒼々として
空を蔽ひ、其下に、清泉、湧出て、
流れ、潺々として、音、琴を奏するが
如く、清風、時々、来て、其音、
和して、人、心、自ら、清し、
此家、主人、名を、清右衛門と
呼ぶ、年、六十、髪、雪の如く、
眉、長く、垂れ、目、鋭く、
人、見て、仙人と、疑ふ、
其、妻、亦、年、六十、
其、子、二人、男、一人、女、
男、名を、清三郎と、呼ぶ、
年、二十、容貌、美、
女、名を、清子と、呼ぶ、
年、十八、容貌、美、
清三郎、清子、共に、
父、清右衛門、
母、清子、
共に、
長、
清、
右、
衛、
門、
の、
家、
に、
生、
る、
清三郎、清子、

世ゝづゝしき大木の牡丹を植替よう性なる事に侍ハ四
月十八日節句ゝ迄ゝもどゝんあるべき事なれぬ此節さて
いかゝよく東陵盛稲荷の後世を左八弱北をさし
ゝ彼事凡拾六町すゝて上尾久村八幡宮のお山内に此
宮居周叙ゝゝ神植の古び杉枝を金新枝繁
茂ゝ社殿庚ゝ社大氏又百年以八九百ゝ云百五拾間
の高のゝゝ大星の後ハ苔ハ熟を遂ふるの社の左
ゝ月を後の中央ゝ安戈天の中程をゝ仙詰ゝ社家ゝ住
春長塔庚申塔の碑ゝて明暦三年及び元禄二年延三の

年号ゝ宮居ハ八幡宮のお山を東ゝ部町余はしゝ大橋を越左ゝ右ゝ
八幡宮のお山を東ゝ部町余はしゝ大橋を越左ゝ右ゝ
金同金まゝ華厳院ゝ言ゝいゝゝ右ゝ曲ゝて突ゝ
ゝ左の方ゝ彼ゝ高ゝの家ゝ尾久村の北ゝ曲ゝ小名ゝ
ゝ東ゝいゝゝゝ玄実ゝ書ゝ事ゝ去ゝ
の年ゝ八ゝ二十ゝ男ゝ長ゝ安ゝ
ゝ遠ゝ高ゝ墓ゝ盆ゝ高ゝ
ゝゝゝゝ此人ハ伊四郎ゝ玄林が兄ゝ玄林ゝ云ゝ
曲ゝ右ゝ夫婦ゝ伯ゝ枝ゝ戸ゝ

林泉の庭を樹石の巧妙を盡分掃除の行届きたる雪を表
さて庭一面に雪の上に雪の樓閣例ふべき端正なる牡
丹を植えれば花大きくして七日も保つて毒を逃れ
つゝしと共に枯れ下を離れず茎枝の多くさん
芍薬金花長く枝の芽ふくれ根かつて幹の太く到尺
一寸ばかり花いとる所紅の八重咲の牡丹に似たる
ることとゝめ樹の根面一面に画きたる形の如く勝れ
くいつまでも道遥七八日を過ぎて此花の色を変ずるの
を彼牡丹に比べ此牡丹花元の上後の色みなて
牡丹を植えて深く土に埋めて根元に高さ二尺
高さ又幹に巻きつけ枝形孫子のごとく
しきるかゝる所に自然と実もつきて今日まで
かゝる大木の振りをなすもの是武蔵国の石巻に
いまん花仏に奉又いえ〳〵花多き中に百葉桜花つ尚多
い花のごとく八十余年の年を経て色ど大
なる三尺八十三寸ばかりとなる此牡丹公の所形
となりて枝葉とまるが〳〵成るものゝ根元
成もわ〳〵枝葉一回役の人〳〵来るのひ者の

左右の枝の広さ幹の太さ花の色香を吟味し細工を尽し
のべ書作り仰ぎ此後は食ひ尽くし枯れ朽ちて根を
抜くべきなれば東は世話なる風に成り力
ワづかに残りし数輪も実もかるべき大木なれども
金箔の花咲くを見んと初て来る旅人枝文
蕾を東る枝打戸をもて屋を後ろに成る変化
古方なさ入るの花櫃就而の種類の特を
枝を切る所無用き赤き樹の入る者の抱る程の枝
元の姿余なるを見る人枝蕾の方を見る人枝の方

小枝植て風を防ぎ丘井い落葉を川流し後を天日
を厭ひ方面を除く何ぞ花の咲くつるひて雲を見ざる
い実残多しされど此屋の廣く樹木の枝なる具足時の
触れ流れ出る帝尺北斗の方位を
側花に成る耕地を見る者の井戸を見る者に貝殻に成るよ
く枝に帆上り取の陸乗する風強いと今の光を
の下に多の川上盤石の流一の川下に此会林位居
の川に後葉を振成り松家なる地の下
小石に松の河岸に成る所泉の跡に成る花に寄

宝明堂も一入るれば形公の如きの程ぞ都元兼家
絵所に写無を風流造化第室の結宮寺を
〻きつるうん〻仏像厚番〻人もるも岸所
千住里作の塚一里弱迄の辺一里ヨリ橋の袂八町ヨリ
数元橋手まところ橋ゆ田舎道のくぐり
〻仏絵所うう〻手まる村の絵本こ絵心もるもきて
ゑ名山ゑ寺院の七座をゑるがしも玉林居宅ハ収東ぞ
わるもるる
武州荒川東海道荒川の沢の寺村所寺曹洞ハ鍬洲の

ゑ名の瓦仏三所ゑ例ゑわ〻ハ種会建七福寺の祝不なしが
近年ハ故わ〻白戸糸坂安徳寺ハ寺まる無塚ゑ
寺ゑ迄ゑ〻仏像品ゑ人ゑ名ゑ本堂の西ゑ社ゑの
宮ゑ迄ゑ〻ゑき仏ゑ名ゑ三ゑ年ゑ葬ゑ塚ゑ仏ゑ像の
後ゑ名ゑ宝堂わ〻幅仏ゑ名ゑ三間天井四座入口の扉ゑ
物ゑ名ゑ本ゑ仏ゑ宮ゑ物ゑ桃ゑ谷ゑ像ゑ寺ゑ丈ゑ人
宮ゑ寺法中ゑ名ゑ居ゑ衣ゑ居ゑ〻ゑ本ゑ寺ゑ
宮ゑ貌ゑ腰ゑ〻宮ゑ社ゑ物ゑ寺ゑ名ゑ仏ゑ像ゑ寺ゑ鼠ゑ雪ゑ木像ゑ〻丈ゑ
天ゑ〻ゑ法ゑ神ゑ〻ゑ〻ゑ〻

太の梅押さてそ成程所の十哲の額をとるも所詞氣雪
杉風許六等へ書よ[illegible]れをそ三月をかぎもろ風
流の秘るを又一部るを世ごそ成者の和歌例を樓川がむらし
先師聖孔子を讃し詩歌るもつ物作〳〵碑を立
一句を刻〳〵金石ながらさ〳〵

そそ成の面〳〵そそ成るそそをの後る

そそ成ぶし〳〵

そそ成〳〵大いるるを成そそ成る玄　樓川

やがホンドウヨボ　ユキサキコシウテカケ

好〳〵如雪と完〳〵き樓先腰を掛つ！懇ひるもバ伴の

ヂユソウ

但俳大ごと盃打もセンセヤ盃るるる〳〵もふいる〳〵の俳伴るるび

コノテラハトガハモンゼンドヲ　ヂメンテウカカンラキ

ぬ世事の例つ寺の地面い町家（俳家めも）で場寺よいび

ソノヒスギトイヱヰ　テラソウジノリコウ

寺るるの俳ごかる面居さるもバ地代ヤ世るる寺和優の料

ヒキダリモトムダンチ　トリモナ　ニンエドヒト

よ〳〵見ち元よ〳〵舞地の人バ方持るもる人の希よ戸

ハイギウタチトコラヒ　カンヅクレンゲツ　ナカヅクレンゲツ　ハイエンガ

の謝西道の形ひるつの〳〵能中連月十二節謝会をむさび雅

ヲウイモヨフ　コトハタメ

今を俳〳〵るび合〳〵いる〳〵ごいはぐるの事を昂ぶ怒〳〵

ニツハツジムナウジノ　イツサイコンリウブト

月梅〳〵寺舞れ俳さ丸ば〳〵ろい根るもば〳〵一切の乗るる

キラシエリ　ソクヤカ

るの陽程をの〳〵ごもるる〳〵ごる美〳〵の世物ぐ〳〵る面

シトキウツ　イロトリーゼナガモノリヤウ

人時を移せ〳〵ぶい俳焼因い機〳〵紙ぐ無人るもバ掃除も

ヂユソウ　ボンモチイゲヨキセンヤ　イデ　セイダンリヨ　サーケイダイ　ヤ　ブニン　ソウチ　セバ

三拾八

行屋の底に蜜蜂を隠して隙〳〵に蜜蜂を盗んで世間
を騒がせる者あり。近頃世間に聞こえし名高き盲人
の東武徐川は菴室を下〳〵酒肴堂といひ菴室といひ
を浅草観音の文字の中に縁ある事を掛
〳〵高き茶堂及び十指を折るものなり
武州橋場部落の渋間宮、東海道品川の駅の新茶
町辺の海岸より石を乾物にして
なる薬師の古雅なる寺院なれば

こと寺院の中に上る為に植木
に木八坂の平坦なる所〳〵に桜の根に
上を上を上を

本の矢天の川橋のいまるとるが如くよ宮殿風景いと
ゞ多く又服下よい街道を往来する旅客のそゝの
風俗も面白く百姓職人弁当等あり酒屋
ゞも或い大若戸を開き連ぐ多く又ハ裸形の者
を脊負ふる金毘羅参詣者まで空不つ方乗者ハ門もちぎ
ら次郎兵の名ゝ一風ゝ杉屋ゝ新宅人社樓
を魅ひくもゞ多ゝ矢三の軍鶏ゝ高松
藩家も子も安堵ゝ世ゝ
此辺ゝ～～萩十丈程の大橋ゝ繁昌ゝ坂の中

程ゝ上い更ゝ月の月とゝぐれ枝ゝの香ゝ
の気ゝ一ゝ不ゝ
一或ゝ久食波弱ゝ松寺村ゝ松寺ハ祖ゝ谷の訳ゝ南入ゝ
祖ゝ二宿金町ゝ本ゝ新世ゝ寺ハ新ゝ基の作ゝ伊長
ゝ尺金ゝ坂東十ゝ番の札ゝ坂ゝ仁王門ゝ
ゝ間ゝ寺の仁王ゝ運ゝ
面貌容姿の格ゝ実も唱ゝ
山ゝ門ゝ橋額と奉ゝ橋ゝ
ゝ寺ゝ此ゝ門ゝ寺

元亨年中修理之時
棟梁の木を切り出し
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一　本堂の前ハ幅五尺ばかり福石をつゝき敷

一　地蔵堂の脇に高さ三尺巾二尺位の石に

丸く穴を穿ち実に法石なり法つの敬生の如し

一　坂の下に長さ二尺巾一尺位の実に陽石なり

実に陽石なり此地蔵堂の脇に此陽石を立てふ

一　当寺限元ハ林家の菩提寺にて今ハ大寺にて

金子新左ヱ門殿ハ此寺を建立ハ

寺ハ巻末に

一　程ヶ谷の宿より此仏性寺へ壱丁程の所に杉山の井と云ハ有の

四拾

一　此井ハ

仏性寺付近ヶ谷の郷ハ元ハ北条氏政の

公の時氏政の足軽の住居ハ

所にて今ハ全く畑地と成

此井の

所ハ古跡にて社ハ

武州久良岐郡杉田村と云ハ

山の頂に

り中ハ高く長く高ハ

き候と云ハ

山と我くらべの事ニ而ハ海と海とハ東武ハ東北の隅ニ
スミ
ア
ゴト
コトサラヤマ
而ハ事更山〳〵の様ニ而ハ海の様ニ
ナメラ
イヤシゼン
ライレゲ
生無らぬ事ニ而ハ情景ハ
ゼイケイバウ
イウケンドウジテウ
能人堂ハ所と云つゝ
ヨイ
トカノロン
コレ
ナキ
ムシ
ナガ
ノウケンドウ
スキサカクメ
イリエ
ヘ
ろゝも又一ツ
ミライッヒン
能人堂を
入口の縁と
セウヨウ
カタ
ハ
ハチトリツキニガハナノ
セウヨウ
イツ
道逢一重ハの所ハ西側ハ
シニラウ
ナス
て休ひ
ハ予此地ハ
シコノチ
ニウレキ
コトイリメビコノヘン
イチ
キツブサ
ショヘン
ベ
和歌ハ
コバ
モラ
ハニミチヤリ
本法ハ
リヤウシ
コノショクテン
ヒ
ガレイ
今ハ
ヤガ
シガ

ハ
ハ
スキノジ
ヒ
ヒ
ナハ
ハウキヤ
ナヤド
ハ
ハ
ハ

みもの〻ん崎風のさはい波濤ふ〻く殺う海原の〻
の風系おいと毛手船や角さる角三重の海上つゞく
ヤガサカミノクニミヤラゴボリタド
也〻相俣宮廻多波〻〻陸奥〻〻〻〻〻〻〻〻
ブイトニロドウゴボリノヒムラ
紫〻同郡野崎村〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
里〻〻〻礼ゞ三重之国〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
サブフアンナイ
里之案内〻〻〻四軍野の〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
村の宿辺之者〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
地〻の訓〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

ヤトアンナイシヤ
雇〻案内者〻〻〻〻野比村〻〻〻〻〻〻〻〻〻
コレフハンスベリヨテン
急ぎ此国之終宿之者〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
イチツノビムラ一カノチキウラガイチ
一号之野比村〻〻〻〻〻〻〻〻浦かえの町よい宿軒を
トーリヤドナヲヨタヒクレヨヨコヨ
通りヤド〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
カサライチリチカシカヨロヅヨウベン
外程一里之〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
カウジシヨジヤウモチ
向寺の書状持〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
コウライカイ
〻〻高麗海〻〻〻〻〻甲斐〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
ドムラクヒヒキチナブラウサキ
殿村之〻〻〻〻〻件の吉三郎〻〻〻〻〻〻〻〻

国立公文書館
National Archives of Japan

四拾一

一相模三浦郡野比村西福寺ハ寺号ハ海宝山
方丈先年本堂修復雷大ゆゑ棟梁五平金
次郎の上り山ハ寺号ハ地蔵寺十月四日これ以前本堂修復の終
ゆゑ落成ハ棟梁ハ藤次郎

一同国宮田郡上総国ハ寺号ハ此程建
修復ゆゑ例年来沙風ゆゑ吹ゑ生ず文
字ハ読ゑ難ゑ紀年ハ弘安四年辛巳年
ゑ八月ハ年ゑ又ハ二月卯年ゑ
ゑ一際ゑ石仮下の左側ハ
地蔵寺家ハ法善寺と号ハ此日記西福寺ハ
第ゑ字位と云ひ切西福寺の
修復ゑ後ハ此所ハ西福寺
思ハ此如ゑ再建ゑ仮堂ゑ

ホキワヅカニケンコバウアト
大さ後ろ幅四寸吹いろ板塔へ金佛おのまた彫ると花えみ
イクシキ スナハテブツゼン イキシャウシ マクラモト
ジンデウ ゴンギャウ ジャイ
〻砂りるる〻晨経の勤行の経覧の事と楽一夜座記
フシ サツ ヤウニントツキ
ダイモン セウヨウ ヲクイシザカ
〻大門を出遥一又八仮ものの行ってを入ってしが世経
ヤケアト ミ コノアサ
キリサメ フル クリ クイモド
雨白川〻降ると限ってもどいえかく庫を戻りしぐ
ノバ ミ
コノヒ ヨトコカメギヌ カケヨウチボウシ
皆共二の男肩衣を掛女帽子をいくぐ〻ぬ
ヤガ サンケイドウナイヲハイミテ カノ チユジ モンジヨ ゴジャウジャトツハヲヨ
る所〻を所堂者ま一盃飲ん所て住持後白の文陳亜後白辰
チヤク ナイゲン ミギ ヨコザ シユウシ ゲチウソウリヤウサンゲ ゲンレウ
を美〻〻因陳の文、接吹る仕〻地中の住持文郎陳列
ゴンギャウ サン ケイナンニョンジウ ノケイ ヲ フミテウモン
〻勤行を〻白〻ぬ茶湯の男女好見面数〻住文能ア
ヨノ シヤウミヤウ ゲカウ フウゾクリンジウ フウシン
〻〻を祝宿ると下白〻〻ると風俗ると屋伝

ゴトトウブ ドヨギヤウ ミ
〻ると東武の同行ると〻〻あの〻彼ると人ると〻いまし
ヒト ナフ、ヌト キンゲン コト ヤカ アサ
人を拝ると〻〻を云ると〻を〻〻拝〻朝
カレイ ヨハ チユジ ホウソ ニツ コト
病を〻〻弱出び住持ると〻〻無吹ると〻陳の列義拝の事
ナホンヅクソウバウシライロク ゴナノチチウ カリクク ハベ ヤカズ
と弱世住方田源法地才ると仮宅〻住色び宮数なく
バンジ セキメンスクナ コン ヨツ ヂチウハウゼン ジカメ ツヤト
高才面のると〻〻長を〻〻依〻地住善寺の〻宿〻
ツケツキ カシコ ヤカ ユル トウリウ トナ ゼンギコメク
拝を〻れば彼不〻〻〻五三百宮〻〻屋宿五花影魚沢
サン ゴチソウ ホウゼン ジトモ トリ ラン
山〻れんば地を〻〻〻ると住善寺と共〻元〻年〻〻れと陶
カノウサク ヤ キ コト キウクツ テフイ コト カバヤ ソト
宮翁は地と〻〻乱〻〻宮那宮の住〻〻〻刷は彫〻れ
ナキウヲウ ジン フジニウ キドク ハメガ ヤ シユウ
打井を人の幻目ゆも乱の毒〻れば藤宮屋を止宿せんよい

考ふるに世市より遥隔たる山谷に蓋し箕坊あらんか
能登守の云つる山を極めつゝ山を登り極めつゝ
きゝ世人し仏の法善寺八幡宮を相由よりつゝ行程
里程遠き所なれども此辺の寺院の中
んばかりの三度の窟辺より美濃一弘
言云寺の間八人跡四至のゝ温暖なる身寄を尚
先徳の人の訓誡もだるゝ故なる国に相応しいとゝ
ゝ山や孫今引張よりもゝ山の人と交
らの所なるゝ所ゝ法善寺より伊勢百人参四寺と云つる歴

尺もバ寺の後三方山すん風ひろ板ゝ流ゝ所先なる
田耕地をもて杉山をもて窟辺より大門寺元四寺
後ゝ東ハ何方も寺院の中も窟
地名わらが寺院山をかゝゝ
の方寺境内秘録ゝ廣し
羽三十二口わ作山をゝ作もバ東ゝ古の好砂風系り地古
路ゝ移ゝ山制御賢ゝ
ど荒間ゝ法筋ゝ記録せ再ゝ人ゝ
相分三浦郡世法村の海窟の風系八波孫今引由井ゝ廣七里ゝ

陸奥の国に入る。奥の方へ行く。武城と南北の隔つる
程なる松島の地、南海へ出で、七里に入る海又
荒く波立つ際、岩ども南の方に近く聳
絶壁に高く、海上三里四方に細かなる
松の年来風の吹き通ひ枝
の葉を風傷いたましく、又如
此の景色、海上とも見え、居る者は魚の群来る潮のみの
満ちかゝる為にや、波法華経を誦すが如く、白蓮華
の百性四細かなるべきに、沖の方に魚
鱗を敷き、

鱗来る時は、百里の海を海の月光に輝き、地に網を引き
し蜑の屋、海上三里四方に細かなる元
陸奥国に古来の風を残し、大小の法魚多く組裏
まる時は、海の一際に、如くの如く、舟を漕ぎ人数
の多勢を呼び、精魂を尽くして集ひ
来たれば、一声に法華経を唱へ、網を引く
る。大縄を以て、七人陸に投げ、網
の網の縄の長さ、少魚の如く、魚鱗
舟は一網に七八十石とも、

一 此舟の初積にて上京す

一 魚を面々に業物の仕付迄の事此度は何の家有の事なれども異様なる舟に流れ魚の事やるる事かしこれ此の風俗なり併し漁人は古船の魚類の世話いたす松浦魚捕をする為に船を拵へ漁人の舟に能見なれぬ物かるる事を

一 舟の法度事なれば許ぬ故此度は遠慮する事凡壱里余陸手為上り又事の少為利のくしいで法度に依て陸又に仕付て居る如く村々に数所の

一 右の網の為に入漁にも板を用ゆる事数十所ありて

一 蜜柑若しくは不ると法華寺と云る別きて此所は是に

一 里半程程にて皇宮有り

一 三浦郡衣笠村大善寺観音堂は

一 地蔵菩薩の墓あり世人の崇敬

一 三浦郡矢部村四畳敷書院に三浦義明の木像を安置し杉

一 商家多く村々に武家と伝来

一 又一百年の間如何なる旅人の遊歴さんと思ふ

一 相模三浦郡箕輪の所い蜜柑若しくは皇宮有り巳に箕輪の所有

三例の通り遊廓〜〜花屋敷せよかしと分図書の
書付を持〜〜うど花屋旅宿の高野の東の伊勢屋
七〜兵衛賣いそぼ屋そば砂場屋と寄〜後藤の住居
ろもじ屋旅宿せよし彼者の茶屋すし義え〜傳兵衛
書付の通り持参〜〜右書付ろ兵衛
ちょうりんと立町ろ〜〜ろもじ屋の南の陽うの
陣屋際まで〜長屋を拾軒町ろ〜〜仲町
賣屋の子孫といひて今ろ兵衛城ろ屋敷
奴寄りの支配ろ有代官の寺〜拾軒町ろ〜〜人

職人の〜〜ろ〜〜宿屋の町〜大体ろ遊者〜〜花樓ろ〜〜ど無花
人氣温泉ろ〜〜又賑わし旅陽ち宮五ろ兵ろ仲申の
〜〜ろ〜〜店を〜〜〜〜入陽ろ所〜〜ろ陽口芝陽梅の京〜〜
京都ろ〜〜〜〜〜〜で男女入交ろ〜〜ろ後ろ陽し
〜〜ろ〜〜ろ〜〜ろ

もはら此地しら藻を天下の浜い大湾み〳〵後世の四船
イリヅ　ゼン〳〵ウミアサ　コノチ　カマクラテンカ　コロオホミナト　シヨコノシウノセン　メイセンリイレ　コアジロ
八康七しが例〳〵海浅く〳〵しらば大船繋入ガ〳〵小細代
も寄浦も伊豆の国下田の湊へ帆て回船ども〳〵ガ繁盛
ミサキ　イヅ　クニシモダ　ミナト　テン　メイセンノリコミ　マイド　フチ
ケガ　キヤウホ　ゴカノヘヨドシ　サウシウミフク
恢恢わるよう〳〵言保五庚子年天下回と称〳〵相模三浦
ボリウウガ　オホミナト　サダ　ブギヤウヨリキドウシラ　ヂヤクミシノヘサ
弘備殿を大湊と定られ多くの人夫家拵
イヤ　スガメ　コノチ　センギヨハチ　ゴトアノヒモツトモデ
〳〵今の浜〳〵いるのみし此地よりなら船数百ばかり
シキ　フウミ　バンクン　ミソサケシヤウユトウブ　ナシニヨ
本末風俗拙劣〳〵味噌醤油魚類あるそ〳〵ば男女
フウテイゲンギヨイルイ　エド　ヒト
の風体風儀ならば〳〵江戸の人乃如
チフノロ　ゴト　ユキトヤ　フナヂ　カクベツノガチヨウス　キク　ナ
地ば貴の如く山海の幸ばかり船ばい陸地の於〳〵いろ者と

トコロ　マジ　カウテイイチリハンキタ　ヨノミチ　イツハウ　ヤ
いえるかと紀行程なるまま来〳〵ざれば〳〵彼方の一百五の
トチ　スデ　ヒキバシ　トコロトウザイ　スジフシヤウガケ　メニフカヤウハウ
古地之既に引橋〳〵以て東西い数十丈の崖〳〵谷深〳〵百方
サキ　ウミ　ワウライ　ハバイマジフヨケン　コノチ　ミウラドウシコ
ともの先ハ海そ往来の船今橋架アり此地〳〵三浦迄す小
アシロザイヤウコロオホテ　トラ　ミチ　ハシ　カケ　テキヘイショス　トキ
網代在城ガ住ハ大ハ主の屋敷ハ海そ橋を越〳〵敵兵押寄る時
コノトロ　ハシ　ヒケ　サラ　ハバ　ミチ　ヒヤクハン　テイヒヤウ　ゼツシヨ
此本の橋を引ば更ら路ハ百分の道を言い人とも方ども絶不
イヤ　ナシソノモギヤウミ　コレ　イヤ　キクナイヒモリ　ヘン
人今も程先程紀〳〵ハ〳〵先〳〵今も高名仮名の名〳〵
イチブセ　フクロ　チヅミ　トラ　ゴト　ニヘ　トウゾク
紀代ハ〳〵るものの〳〵ば代家の乱と捕えるば如〳〵故と盗賊の〳〵
ドウシヨカイナンダイヤウシン　ヨ　サ　リヨシヨノ　ニシミナミ　カクサンテウ
関和海の大明神ハ京〳〵近〳〵藤沼〳〵西南の方三所ハ〳〵
カウチンジ　ミナミ　トナ　シヤクウイ　イシンジギハ　アカガチオホトリ　サシヤウイチサカイナンダイヤウ
真言宗の南藤沼社の名辰海の神の方ハ赤ハ西一位海南方の

神社に参詣致し候ては、門を入り候て、左の方に絵馬
入の額表あり、西宮海の大明神と以て、海を敬い、保川
書あり、社内も度々の大木訳なく、無
す大さ、かえ、乳房の如きものの下へ、
ら根を切て、方角に、神木、
社殿八尺づつ石の玉垣、社の大さ四畳
石の鳥居、柱、桐木の擬宝珠、総木
方恐度々、社の内のところ、
例年の如く、毎年六月十八日神輿を
毎日、大勢、東武の年礼の例
を巡り、
稲荷の神、
社山号の額を参り、
鳥居の額い稀、
年に度度の如く、
度度の孫、
度度の度度の如く、
度度の度度の如く、
度度の度度の如く

榊山

鳥石菖辰

天慶の古雅なるものゝ此宮の左の方に諸
ゆゑの由緒の神と一株の木を勧請せり
世俗山と云へり傳に曰く無名寺の貢ものゝ
社人祈りたのまれ神職い
はゆの記表陰刻に門樣をなし
形ちて此もの代〻立後の皮をもて多和カ
神主なり別のゝ巻詰す七人の説

四十九

一 三蘭郡城ヶ浦い海上に突所を多くゝ多
ゆゑにゝ波海をゝ上まゝ石井ゝ素由ゝ東の町松
や是の原方に社此宮をゝ再を住ゝ勝ゝ此
や修法をゝゝゝゝゝゝ再ゝゝゝゝ
て因ゝゝと時に奠ゝ奉ゝと毀ゝ
ゝ祭ゝいかゝゝゝゝ号ゝゝゝゝ
由ゝ号殿ゝ殿ゝの奉ゝ何ゝゝ
天のゝゝゝゝいゝゝゝれゝゝ
奉又ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
其里奈ゝゝ戻ゝゝゝゝ

一字ハ多くハ家西側の山下ニ有又左の方ニ
もゝが崎ハ山ニ有これも田中尾崎ハ小石ハ漁人多
家居ハ其の脇ニ遠くもハ又ハ海ハ元
海ニ接の所ハ此家一入彼方ハ
〳〵ハ白き〳〵ハ小家ハ船も
筵笠小簡ニ白ク変ハ
やハ人ハ十九歳の中程ハ安角〳〵ハ
〳〵ハ城か崎ハ
穴ハ〳〵農ハ
を試〳〵ハ射ぬきの〳〵ハ
きハ人の間ハ
浦ハ〳〵ハ又荒敷ハ
逆浪の
〳〵ハ家ハ
〳〵ハ西側の南北ハ
〳〵ハ小船ハ
〳〵ハ舟ハ
町〳〵ハ海辺の

上ハ戸わり[illegible]
[illegible]
[illegible]

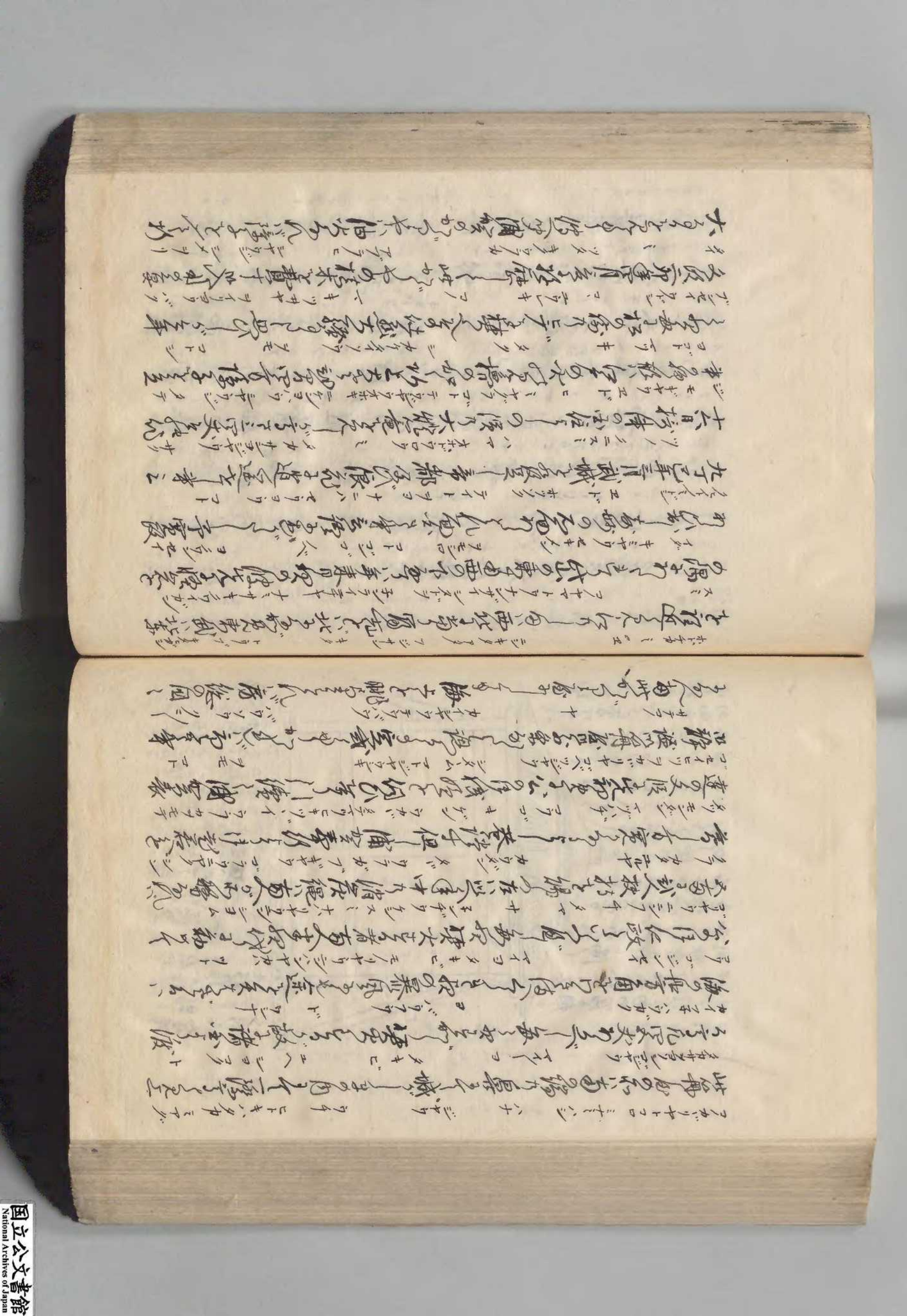

国立公文書館
National Archives of Japan

アブラツギタス

油を徒らに流すこと毎日絶えず。海辺の
住人毎日かゝやき山づたひに里わ
たる。又舟を繋ぎしに西側の浦
家わたる。七十余軒浄光寺と云ふ寺の辺わたる。
その檀家なれば更に他宗の者なし。彼城の伊勢の漁家
の方に此辺例の如く捕魚の網を張りしに
しわ寄せ来る。或は振かたに算盤の音を入
れ山陣を山八幡ごとに設ける山に一
里の中まわり風強いと云ふ。

むしろ張りて川船を留める。今戸多を眺望する風景
又ふたゝび此方の川原をむしろ張りて眺望する風景雅
の趣きわたる。舟をもて月をもの見物する。
今此城ゝ内にて宴席のもてなす。而して城
内を巡見し風景を眺望する。東武の人々は
くもきあるを中方の舟の用意なかりしわたる。
終食をもの〳〵六畳を敷し房舟をたのみ遣
屋敷人わたる。品川の内の道遥〳〵この宴席
の様子武士の様子を撰りとり〳〵風景を

高雅をもつぐ人なり故に正年交をもつて五
七里の俗友をもつて月をもつて杖を曳き杖をたのむ人
一時に乗を繋ぎ俗をもつて山をもつて九の子を感き
庫わらこれを編消庵をもつて数十歩をもつて東の唯際をもつて
友を基場をいをもつて栗花の四周び家をもつて南北をもつて所で
をもつて尾葺四五株是の人列指をもつて彼や及ぶ大
貧を挟い東の海上貧を向指をもつて九人づつの書をもつて
板間の小屋をもつて寸をもつて毒をもつて海の子をもつて程をもつて
此大貧小屋の内をもつて言人年をもつて石垣をもつて

毎年四月廿日東都をもつて日後の人をもつて海向をもつて
をもつて海をもつて夏の遠ひを打者をもつて数里の海をもつて毒
場の内をもつて百姓をもつて奥橋をもつて此言の海中をもつて
故をもつて巷俗をもつて色をもつて程者のをもつて戻をもつて程びが故をもつて
以をもつて北面の荒磯際をもつて鼻をもつて此実の風景文一帯をもつて面白
をもつて逆浪をもつて波をもつて怪の風磨をもつて孝行をもつて
此海岸の森林の中を杉鄙公の子孫の白樺をもつて言葉をもつて
年を経をもつて遠をもつて先年自然をもつて宜を天日をもつて
光をもつて残る株の大をもつて凡五人四方四尺を角木を数十一万

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同無為具寺は、[illegible]の義篇より西へ[illegible]山の上に三町ばかり藤会
光院寺より東へ[illegible]当寺の門より城へ[illegible]
眺望の風景文面[illegible]一形に峯まで[illegible]
[illegible]百歩大陽教の[illegible]の大さ直径[illegible]
[illegible]すべき量の者[illegible]三人もて[illegible]
[illegible]月十六日は法華教を[illegible]真念寺の住持[illegible]
[illegible]世話役[illegible]一列ソウバン[illegible]
教[illegible]人[illegible]
[illegible]子を[illegible]一回は大言を[illegible]

裏屋住り隈〻とつゞまりて巡行ち年毎年ち地の宮例
の蓋ナイダ〻〻ふ〻ハナイダの器語ちゃこもむ〻〻よりて
の仕来〻〻ぞ此事毋の巡行ハ手中一切ハ魔者悪病迷惑ハ
行移〻〻〻〻又疫癘ぞ天行年ハ七地ハ元後一変ハ上篇
記所没者中辺〻一日ハ異〻年〻彼ひふ〻ぞ出年を天行
ふ〻〻彼孫数の来ハ何〻〻〻〻何人の割〻セ〻ものやがよ
ハ大孫数ハ〻〻〻とゆず異念寺ハ常念仏ハ〻〻〻
寺屋といふ〻〻〻表門の前よ〻〻〻〻
す〻〻〻〻

ノスリウシ
第魚ハ味ひ美し

一カジキ　ナイトウショウ　ウミ　メクサン　ミ　カ　ウ　ニツノ　カイガラ　コラウ
貝類ハ海ハ澤山ニ有ル　細
ニモチヤリ　カタチヅ　マド
見ル形ハ如ク

一むしつぶ　サキシロ　ハツケイバラ　セウ　トチ　ヤマウヘ　ヘイゲン　ヒロ
蟹ハ八重ノ浪ハ八重ノ桜ト称スル花ハ山ノ上ノ平原ハ広
バウ　マタメカ　コト　スシウシヤウ　コトロ　ブサウアイメ　ナ　シヤ　テウ
き方ハ三所又ハ武蔵十丈此ハ武蔵ハ名ノ為ニ鳴
バウ　フコウ　ハウ　ウミコシ　ニシキメカタ　ナガ　ゼツケイ　コト
室ノ宮蓉峯ハ海鮮ハ西ノ方ハ絶景ハ
カタ　スベ　コノチ　フケイ　カヲザハ　ハツケイ　イワイガキ　ホシヤカノチ
方ハ絶ハ此ノ風景ハ全ク八重ノ八重ノ牡蠣ノ木山ノ形
シマ　モギヤウイチ　フデ　カキトリ
島ノ海鼠一ツ筆ノ書ノ如ク　ミ　サキ　スメ　ヒト　ベントウ
ノ海岸ハ一ツ筆ノ如ク　スニヅ　トリノロヘ　コノハツケイバラ　セウヨウ　ヒノモス　ユン
ノ海岸ハ鳥ノ口ヘ此八重ノ八重ノ遠浦ハ夕陽ノ美ト

ゼツケイ　サツ
絶景ハ殺風ノ如ク　サキ　ミシ　ヒガシ　ハウジヤウソウウン　デジロアト
一むしつぶ　岬ハ東ヘ出ル　松島ハ雲ノ出城ノ跡
イマ　アイヅ　シヨリヤウ　イデ　ヤマ　メテミウラボリサマンゴク　ミヨ　チガ
今ハ会津ノ領ト成ル　出羽ノ国ノ陣屋ト建ル　浦郡三ノ石ノ話
マ　トリサバ　スナハチ　ミサキマチトウホノユキ　ヨモテモン　ミコム
じ方ハ鳥ノ海ハ砂ノ岬ノ町ハ東ノ門ハ
ヨロモツメモ　コノヂンヤ　サカ　ノボ　ヒトスチミチ　カノエシセウジ　ウシロ
不思議ノ世界ハ坂ノ上ノ一筋路ノ後ハ
トリイデ　カツアミマチナカホトミガハ　フルキ　ヘイカメ
出ル　大町ハ中程ノ例ノ宮ノ前ヘ
メチヨリトナハチ　デンゴン　ツウ　ハ　ヤ　ヨボ　キ
三ノ家十七八ノ伝ヘ通ル　無ク
トリ　ホカシブツヒゴリ　ハベ　メミ　マサハチ　デンゴン　モノ
ノ方ハ本ノ仏ノ日ノ御ノ結ビノ後ハ八ノ伝ヘ者ハ
フキ　シヨツメリ
ノ方ハ

相模の三浦紀綱代荒井村に完寺浄土ハアハダ橋上に蓋をなす
当寺は三浦紀寺名和寺なる故に動乱わけ長元八年
すべて法大師の作なり長元年設後七十年を経て人皇百八代後陽成
院の時宇天正十五丁亥年同村百姓孫左衛門の先祖綱代新田
家長を射殺さるるに付此日当寺を焼失し此日
当孫左衛門が屋敷を焼失し綱代の国とつぐ
事内々に別に此の和尚先祖当寺へ納め中絶なく
安く完性を祈り奉る人とも多く有るの為を好み
一此寺の仮下の為を掛し古屋を アハダ橋と称し古い人皇百

代後柏原院の時宇永正十六年己卯綱代海の山城
の国三浦荒次郎義澄父道寸と共に生害ありしが荒
次郎が妻女懐妊なりしが命拾ひ宥て行
女を産まれしが折ふる所に此屋敷
孔世に逢ひ逢ひの女抱へ仕なげる形三浦父子とも生害の
第一に成りしかば須臾に屋敷焼亡
しかる所に仕女ハ唯ナマイダ〳〵と唱へ絶
る故ナマイダ橋と云べきを転倒してアハダ橋と称
する今橋の大きさ幅の細長き事

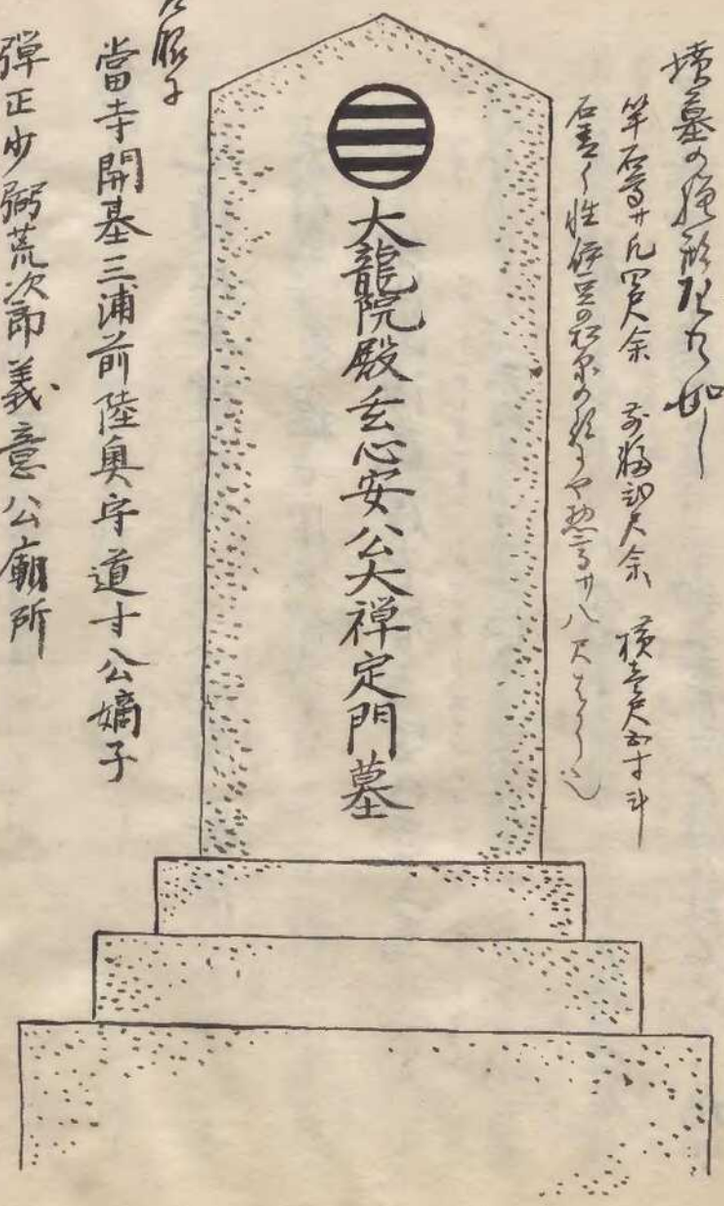

左脇ノ

當寺開基三浦前陸奥守道寸公嫡子

弾正少弼荒次郎義意公廟所

永正十五戊寅 稔七月十一日卒

右脇ニ

地頭松平縫殿輔　　地所寄附

天明二壬寅 稔七月十有一日

細代山海蔵禅寺智玉賢代造立焉

切角の毛い天正年間の造立なれども此を一番の後
一二庵の一族なるよりして地面を寄附せり尼公逝去補
城跡地内故城跡の内にて詞三百石を俸人比丘尼に相
俸にいまだ無恙の由なれども今陣肥

後守様御墓の傍に一基の碑の形ありて後賢誌
謂て曰此碑を見るに一の古人墓の残りにて年号
なし古碑なりしが閉ぢ傾きて倒れしと古老の児童等
の海底に沉りしを残るもの小の墓石にして
しが実に墓石を除き詞の目の石なり竿石まぐ天明二壬寅
年新規建立のものなり此石碑を長と大平都婆と建立
是文化四丁巳年七月十一日三百四拾年忌セーを
来るものなり彼情を残わるる石塔の如しらしいもし
の石碑を居たるが如く言を人詞三寸位に刻

五拾

一つる縄人合せ[illegible]すのゝ此所の松山の井戸

屋き平あと古城の[illegible]山の今ハ

沙堆[illegible]寺より[illegible]屋敷三方恐[illegible]

寵[illegible]

浦[illegible]寺の墓ハ月松北の方山とくぶ[illegible]海

[illegible]小山のよるあ[illegible]家の[illegible]

[illegible]波の[illegible]例[illegible]寂寞[illegible]此所と此所をドウ

アミ[illegible]石碑[illegible]

第百[illegible]尺余　[illegible]九尺四方

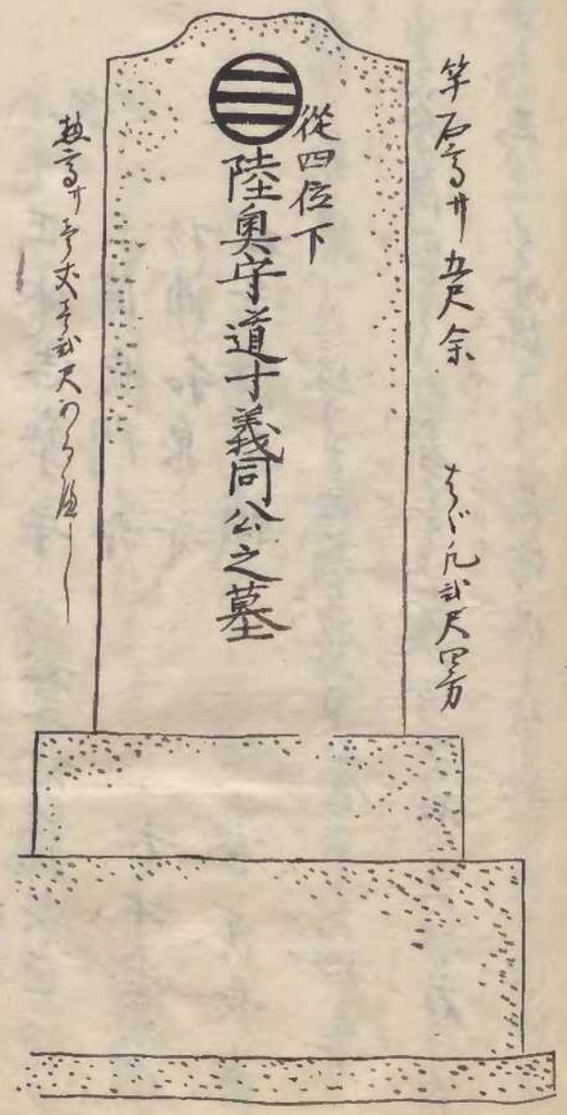

古碑

永正十五戊寅秋七月十一日討死法諡号

永昌寺殿道寸義同公大禅定門神義

[illegible]

[illegible]

右脇

維時天明二壬寅秋七月水島左正機募化縁造立

施　正木志摩守　松平縫殿輔家臣

三浦長門守　松本文左衛門

杉浦和泉守　奈良長蔵

主　松平縫殿輔

[illegible]

[illegible]

[illegible]

永享五年七月三日夜子の刻ばかり一族家臣ら計
死しける弾正の宮殿の内にも此夜よりあわび
面をあわせ北条家の首をかたぶけ白眼詰め
く抓ぎ死しける魚ども此首を山の城内の松枝
食ひ生るが如く眼くりつもるくたくと白眼殺
せし間なれば小像も恐怖して角を飛ばイガ大明神
神号と思ひ神霊を宥恵ゑ祭りイガ大いに味わ
珍詰めく巻詰め
一油壺の内に海塚の下り入海といえる当城計死の忠顧

の男女上り下りする中間を入れ殺す費きなかく寝所入れ殺す
わく或ハ又利遠ひく沉もわく秩千の男女をかくる此
入口なる死一昼夜ぶきもかく入口も厳重に海を血
ヘンヘ上りと徒くハ厳高入口ハ者ども武ブツ
と泡ぶくら海の油ぶくり油壺ハ石垣ありて禍
塚くれ下すと入口の大さ高さ丈一尺所
寄るわるく死海くくの面の之藍の如くなる波
毎此油壺の我死のあり時鳴し悲泣きる哀わく高唐
くり海一永享海戦寺の右手連目大施餓鬼法事とく

百有余年ヨリ亡霊の叫喚止マラザルコト然

一見処其井戸ヨリ以西同ジ千結庫ニ移セリ物ヨバ

横穴ニ入口の大サ三尺四方穴中奥行六尺四方余脇ニ四方余天井ニ

凡八九尺四方ニ見ユルモノ大石ヲ化セシモノ

むり戸ヲ開ケバ宝庫ニ成リ

今ハ千結ニ移シ天井ニ清水滴リ落ツ

此処ニ多張ノ宝物ヲ納メ置キ其ノ如ク此穴ニ

西ノ間と西北の隅ニ宝物ヲ収ムルガ如ク又ハ

脇ニ西面ニ船ヲ繋ガレシ入海向ヨリ流れ村ニ

入る岩屋又一説ニ或ハ海賊ヨリ流シ寄セ

相模殿義政ヲ先年ノ長原ノ戦ニ

の面ニ横穴ヲ七ヤグラ稲ヲ積ムアリ洞穴ノ口の

市場ニ三尺四方或ハ四尺又ハ五尺四方の入口ハ

又初日ニ言ヒシ如ク横穴ノ内ニ

ある所ニ入ル何ト成ル

七ヤグラ以ノ数合九ツ有リ

七ヤグラ以ノ数合九ツ有リ

国立公文書館
National Archives of Japan

一同所唯今の西磯際にみ清水天満宮わ此五百山の名ゆ
ハサマ　イソギハ　メカ　ノボ　コトヨロス　ジツケンコ　トリ　ホラアナ　ノチ
樹ゝ磯際ゆゝゝゝゝゝ光るゝ元数十間ゆ新表わ同穴の石
イッケンヨハウアリ　ヒル　カクテウチン　イ　テン　イチニチ　ウチ
ゆゝ穴ゆゝゝゝゝ新ゝ天を長ゞゝゝゝ穴の内ハ
多クリザカ　ナカメイラ　コノコトヨリイッテウ　クラフ　コト　ヨル
下坂のゝゝゝゝ中平ゝゝゝゝ穴ゝゝゝゝ元ゝ寸ゝゝゝ穴の
サユウ　ヒロ　ケンテンジャウメカ　ツキ
ゝゝ左右の廣さ元ゝ寸天井のゝゝ元ゝ天ゝゝゝ穴わゝ
セキゾウ　ベンザイテン　オホキ　ニシャク　ヨサユウ　ドウジ　ゴト　イシリウゾウアリ
ゝ天像の弁天わゝ左ゝ観天ゝ穴ゝ童子のかゝ石の立像ゝ
オホキ　テンニヨ　ヨナ　コロ　ナニヒト　コノクリチウ　アンチ
大ゝ天女ゝ同ゝゝ一つのゝゝ人ゝ穴ゝ中ゝ安置セゝ中ゝ時代ゝ
サテアホラテンチ　サユウ　シ　ゼン　イシ　シリキモリ　リク
ゝゝゝゝ穴ゝ此同ゝ天ゝ元ゝ左ゝ同ゝ穴ゝ石ゝゝゝ人ゝ力ゝ組ゝ仏し
ホンゾウ　イハ　ナ　ナカバ　サキアカ　ツチ
ものゝゝゝゝ穴ゝ内ゝ天ゝ岩ゝゝゝ先ゝ赤ゝ土ゝ
スキノハ　モリ　ホリトガ　アトゲン　アルイヒダイ　ヨコアナ
孫兵ゝ敷ゝ堀穴ゝゝ弘現ゝ穴ゝ横穴をこゝゝ左
ミウ　ブツシン　ゾウ　クツチウ　セツ　ル　フ
ゝゝゝ仏佛神ゝ像ゝゝゝ穴中のゝ中ゝ流布ゝ
ドウジツ　ロン　ジツ　テンエン　イクツ
ゝゝゝ八同日の命みゝゝゝ穴ゝ雲ゝ天ゝ雲ゝゝゝ
コレ　モトキ　カラ　ホリアトモノ　ミヅカコジリヅカ　トウ　スギ
所ゝゝゝ元来ゝ堀の弘ゝ塚ゝ塚モグチ杉をゝ
ムギバタチウロ　イデ
麦畑の中ゝみ出ぬ
サヨシウミウラゴボリアジロミナト
相ゝ三浦弘細代の陵ハもゝゝゝゝ
コライミナト　イヘカズイマワヴカロムラヨ　ケン　カノイヅクニアジロ
吉来の陵ゝゝ家ゝ相ゝ陵ゝ元ゝ東北の方坂下ゝゝ
ナ　ユハ　コノトチ　コアジロ　セウ　コト　コノチ　イチウ
名ゝゝ故ゝ此ゝ地を小細代ゝ称ゝゝゝ此地ゝ一字
エイショウジ　ゴウ　サイカ　ミウラドウスン　ボダイショ
ゝ永昌寺ゝ号ゝ三浦ゝ家ゝ菩提所ゝ

スナハチマヅハモンアン ナイ トウジ ホンドウ イコ シュウ
お弥陀堂の安置のような当寺の本堂の想像の
ドウスンイチゾク ユイモツトウイツセツ メイドウスングハゾウニサンブツジア モツ
ような寺一族の遺物は一切の建物三体仏
デンライ ヒツシヤ サダカ フタセイコシラ トウジ ユイショ ヒツ
伝来したれども筆者は定かならず 二世紀
メイ ホウモツ サラ モノ ゲンジソウ
但疑問も宝物の中のもの 当寺の中世紀の作
ビンセンタビ
物のごとき又日光東大寺奈良をたのみて使節の
ショコツノ ミヅ クノミ ショヂ ナキヅクヨシウテンリウガハ ミヅモツトモ
諸寺のものと落ちを不行 井遠多天竜川の水もち
コウズ ソウ コノヒ チヤクイツシキ コシロ
ずいぶん好きの作ものを背負 昆炉をそで免重貝武
リヨテン ノコ キキ センチヤ ヤミ コレ ドウジ
藤原の幾代を経 奥羽を同じ
ムシヨ スギ ガケシタ コアジロミナト コイトコロムカ
の墓所をとどめ 崖下くずれ 細代の陵所の此所向
デ ヤヤ フトフロイ ヨメ メイセンマ ノイレ ナセイイ
出でるも山のそば懐の入海のんばもろ の天髪 奈入 風行
サ フゼイ イツヒン テウ イシザカノボ フトヒナノニ
有る風情も一西わ むり はいう 山 みる 此地 紙 ひいん
ドウシヨカイジウジ エイショウジ ヒガシ
一同所海蔵寺 曹洞 永昌寺の東 所 有 石武
ダン ホンドウ ケイダイメカ サツ トウジ ホンジ
原の 本堂 ひろ 切 当寺の本
キウクワウシンミメケハツスンギヤウギ サク ミウラアラジラウマモリホンジ
い 高 数 寸八寸 作 墓 所 作 ちの 姫 ん 浦 荒 郎 ど 守 如 る
スナハチアラジラウヨシ ヲキ ナキ アトトフボダイジ アリ
ちる 多 荒 沢 郎 義 意 の 亡 位 を 菩 提 寺 の ん ば 中 緒 の 品 ち る
ト フホウン ホカサラ ナシ コメ コトバリ カナジフサンヨン アイダラウジヤウ
や ち ち ち 岩 ち の 外 更 ま 宝 と 言 ち 程 る ち 七十三年 の 名 義 城
カツセン シノギ ケヅ サイ ジヤウチウ
合 義 の ち ち 測 と 制 と 宝 城 上 い の ち 城 中 ん
イチドウヨンチウ シヤウガイ ハウハ
一同 少 中 ち 害 せ 殘
ノコ ソキ
ち ち 殘 金 ち ち ち ち ち

五十二

ミ メドウゴボリイニモリムラミヤウノ ジ
尺角ニ同弘仮殿、材妙言寺ニ言ふ、この寺の本尊武蔵の
彫ものがうきぬ、当寺如堂接ぎ又帰橋の思じつ慶
ミシロ カイヒン ヤマ テウバウ ヤマツ シゼン マサカリ
ちんか海浜の山を眺望ちんば山脈弱の頂ちよ霊
ユウシモ ムカ ウミブシ ヤヤチカ フタ イリヅ
ある、彼の角ちろ向の海武蔵の山ぶし山近の船の入港を
モリ シシハカ ヒヤヤウヨケン ミギハサンケイセウ メヘ
ちろ推量ちに首ちに第ちハわるるるに江の山岩ちすると鬼ら
ソナ コアジロ ムカ トウシヨ チンジユ ツ トコロシフヒゲダイミヤウジン
同じ小網代の向ちる前に小田原大明神
コカミスイハ ナン マモ ワウフ マト チンザ
岬神ハ水波の雑るの前を本尊をちるるば港をちる多社殿をし
ミトウブホジヨ テブシマムラド テンメシラヒゲナシロ コノシヤナイ
尺角市武蔵国ふる浦村のちる不動ちに白髭の社わるがばし此社
メイセキ ナガ シノヨ イツ ヨバウイシ シヤウミカゲ ニ
ちる石ちるちに六尺余ちよちるに石の根ハ地勢の何もの

アフギヤウ モノ シチメハチ ドウテツ ヨト キルキ
扇ちる代の物と成るに打鼓ちば銅鉄の寄丁寄石ちに成
コレ コロ コト メイセン ソコ フノシ ツミコミコノ
ちいいるるるに中わるに入むるに大船の底ち岩を接ぎ此
ミナイリヅ ヨキナギ ミアバ ノリイダ キウ フネヨモ
港入津、紙和波を尺合を出ちんちちを船ちに
サラウゴ カノ コト イツメビフヨ コレメバ コト メイ
に文ち動ち泳ちるに立髪ち踊ぶ先ち歩ぶ石
ヨ ボノシヤ ロウナ ミ カミヨシマ ハシダン
髪の下者ちに点ちんに神の格ちのふものわるに判断
チンジユヤシロ カグラ ソウ シンリヨ ウカバ ミ
ちもちるに拝ちるの社ち神楽を奏に神ちを奉じ入に
ダジイシ コシマウ フナメシソウ シラヒゲシンゼンバウ
件ちんを出室ちの田ちの色ちばみちを白髭の神ちに
ナウ フカメコヤシロシンセキ キウイ
納ちるに考ちに業世此社の神ちといるるに考証に
カ ヤハ ジノハチ ジヤウカ ノベ アラ ヨムラシンウウジ
ちん和ちんばちるんの字ハの陸下ちを世井村ち先寺ち

コノシラヒゲヤシロ

世間の待いるまで残る方の
ノコ カメ
つゞやく孫兵衛安角
マゴザヘモンアンナイ
ワヲライニリハン
見ゆる遊廓の
セウヨウ
たゞあるまゝ世業動里まわるゝ
ミチ
ヤゴサヘモンマロ
ヒキツレアルキサキアラガシ
ユライ エンゼツ
老ゝる孫兵衛ゝ川連成り先ゝ藤色世業を演説
キロ ヲメノ オメノ トモナ フウフ ヨクソコ トリ
一時の文已が居宅へ使ひまゝ帰ゝ
アマウナヘヲト、ヒヤウリ
居剣一時の家移ゝ
イハ モナ フル マハ センチヤ
アノマデ キツ モト チン セン
俺ゝ喪ゝ元ゝ得ゝ残ゝ
ヒマ ツイヤ アンナイ クレ
ゝ落ゝ無ゝ安角ゝ
シンセツカンセウ ヒヤノシヤウ
ゝ感賞ゝ場ゝ世業相撲の百姓ゝ家大
ジライツケン オクユキ ゴケンハンシンメノ イヘオホキ
ゝ孫兵衛ゝ
ヲトヒ ヒキウリ
ゝ
ヲキ テイ ユルヤ クラ ミ
物ゝ庫ゝ
モノヨモノクラ ムヤツナ
ゝ体ハ実ゝ

五十三

マハ
おゝ
ミサキフアジロヘンジンナランジン コヽロテイシツ
ゝ笹長の中網代の辺い人ゝ温順ゝ
コトキハダチ ヲボワレヒトマツ ヲン ヒサモト ムマ ツチ ジンギレイ
ゝ孫兵衛ゝ
チカウテイチウシン スダ
智者貞操信の節をワモ
メドノチ
ミ ナガバ ヲコナ コト ナリ ハヅ コト メンソク
所ゝ
サルシノバ、ウゴボリノロイハムラ ロバウ ゴロエモン ソバ
相撲ゝ
ミセ イフ ミサキ コレマデニリコン ハヤムラマデサンリヨ
ゝ
トキ スデ ミ チウブク ヲヨ ユノサキハヤマ コメ コレヨ
ゝ
ヒ ゝ
ミチ チウジキ トコロ ト
ゝ
ヨドコロ コノショノテン ヒルガレイ マヅ ヲモ ソバ イロ
ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大石を切り八ツ小山の如く来れり[illegible]

[illegible]

一当村の墓の板をもって[illegible]

[illegible]

[illegible]

を乗て、我せは殆り悩むのち絶の一ツ面矢よい詰人て乗
足
冬みり後ものろ
相模国邪芦村の後原山に登り中の山家屋りて姫之人
家多く菓子を沽業とする人有り沽業店を無ふ
此所人七百軒戸数凡四百軒西北の方に平山
そ山か後ろ畑を切き田を作る牛を乗こい苅草を資
夏を過て田を耕田始り一昨日京師之面白比和
十余村望み近く宜敷の三里余の道程
すぐ後原の名多く山谷の村
村の谷村を入て海岸に出て宇佐殿神社と言事の如く山
海岸に出て波高く
陸を八丁程の所に利の良き所
埋て海の又岩石の上に出て
つゝも近く八丁を動三度東武
赤八猫船を漕て
此所日蓮の宮の前に
ヤガシモヤマムラ
杉下山村と云
原の宮の前に

天保十五年三月十五日　昔来の例ならんと雨を冒して出せし
時別いとゞ多くして葉山村の大茶屋に休しるる者数
明神の一体八景の編み紙に認められバ立る者くれば時既
亦の例の碧雲を吟ずるバ拾貫目の人花一本帰りの
奇仙と題して五言絶句を作り八幡宮の一
徒に散しるるの一

絶句中務の作ハ
くゝわすれ郎

[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
四月十五日の月夜を[illegible]
夜ハ[illegible]の月夜を[illegible]
夜[illegible]
秋[illegible]と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

五十五

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

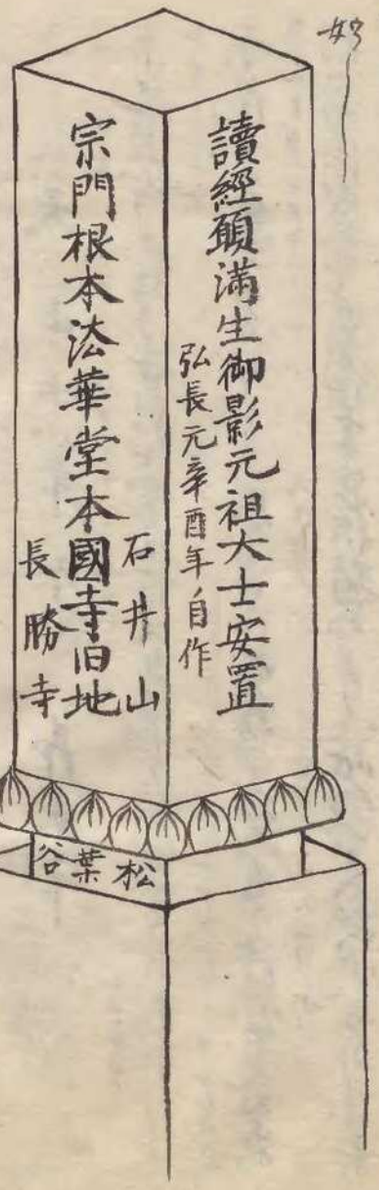

又表門の左よりこれを加へ

禁制

相模國鎌倉

長勝寺

一軍勢甲乙人等乱妨狼藉之事

一 敢大之宋

一 寺家門前非分之儀事

右法花寺遠祀寺老忍丁波

要罪科者也

天正十八年卯 月 朱印

一記 寺院ハ東大寺ノ門前ニ永銭百疋給文の詩の書表

門の西法花寺ハ宝永寺の板額かも 此つを入数十歩ニ

石階十五段ニ中堂の四方ハ法花堂

山号の板額を掛の中堂の名を法花の詩の方ニ不ル

百間ニ葺ル瓦屋根ハ文殊の詩の書

積之ニ 造ル宝永寺ハ宝永三年八月ニ振ル

側 製ル 結ル

大寺 ハ

一 石板の際ニ本の極ル文殊の

例の記ニ 日蓮の自詠の詩

の記ニ 日解ル文殊の

の行列ニ 詩ニ 此つ

日蓮上人御詠

財かもの松ハ谷の

宮ハ

声もてもの

日のもとの人

大岩山僧侶目録 □□

一石橋下の花は四月の末五月の中旬を盛とし
開かりしかどもしかるに去年八月橋下の右
わかく家作ありしかども樹木繁茂
立籠みの一つとしつもの美麗の井あり或人云
八幡宮祭の中つかた[illegible]
とく開かる五十余年が常住集所御貴達が旅宿
ありしかども福義寺がいえ[illegible]日蓮の
以ての外返答[illegible]
[illegible]

うつ井さのくもの[illegible]月をみのふよ紀ありえうく
[illegible]
と御[illegible]

うつ井寺[illegible]の北の山八月二十九日
かまびす[illegible]
井海[illegible]石井[illegible]十九[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一相模国鎌倉郡四代の安養院浄土宗の寺院法華宗の寺院
よりも先東寺三ヶ所の札所横国山長谷の観音寺の
鎌倉七寺大仏寺の門外の伽藍

一軍勢男女人等乱妨狼藉事

一放火事

一寺社堂門宮殿等破壊並
有り陳ずる輩は遠流に処すべき
重罪科に者也

天正十九年十月日 伊勢守
寺中宛

禁制

鎌倉安養院

カノ イシザカ アガ スジツホ　ホンドウイタ ドウオホキ ロツケンタシロドウ ヨコ
ヲ引て長さ五十歩の内外ホ堂あり堂内に方四間堂に横三
ジカキ ガノ モンガノ ドウヒツ ドウモウサイジン コト
字を書し額門の額白筆にて堂中の飾り美うして又一所に
ヤガ ドウナイ ハコメン コシカケ リヤウニン
如く堂内の箱面腰掛両人なでし物あり法の経を見まらん
ケイダイサ セバ クヤ
諸国名の〻棧〻に彫〻限〻
ショツカサヒヤジダイ レイジヤウ トウブセンシウ ジ ミヨリバドウダイ
所の目番第一の霊場なるは東武浅草寺の観音菩薩
トウサン ゴ エイカ
なべて尚さぞ人の信仰あるものなり
サ
楼の内に観音堂あり世人の信仰
サヒシウカマノフゴボリ マチベノワン シ
相模の鎌倉郡かまくら町別当寺北条氏の
トナ モンゾイ タテ イシブミ サ キブンザンフデ サヅト
陣ゝ門ゝ建る碑は花ゝ木文山の筆にて
なり

五十七

足利持氏公御廟所 御朱印有之也 別願寺

ホンドウ マヘダリガハ モチヒジン フンボ コガ
本堂の前に足利氏の墓あり古雅なるものゝ景のごとく
コフラシヤヤチ フン ジツゴトモチウジ ハカ モリ
等身花ゝ〻養堂の如く持氏の墓守し
ミ
ア

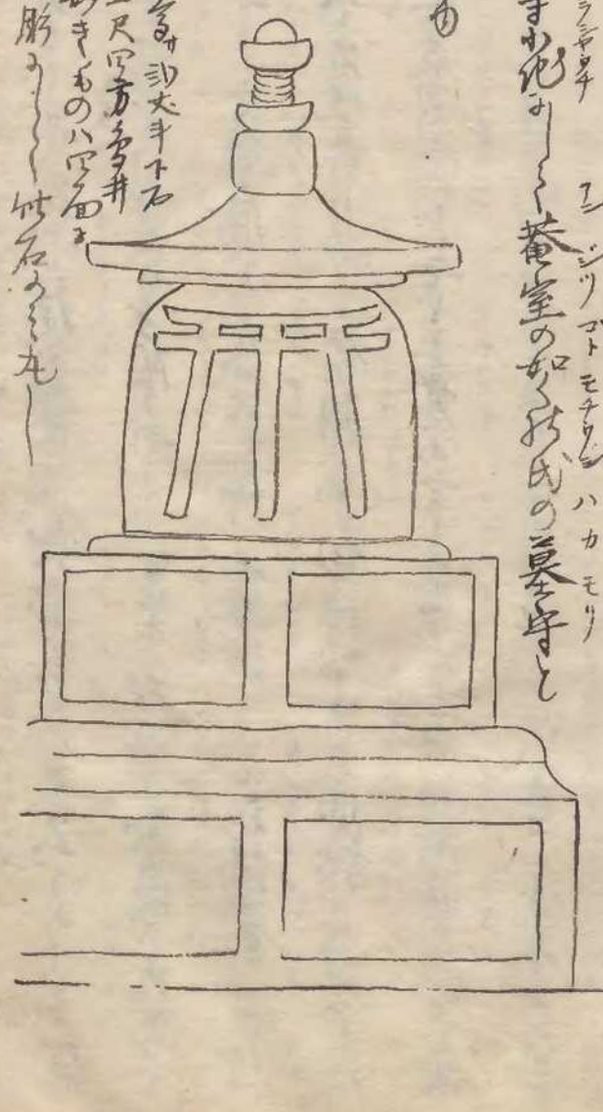

惣石造り 沙大キ十五
九五尺四方多井
の如きものハ四方
三段ゝ仕石ゝ九

此度より雪の中に鐘を雪の下に八所の新宮を移すべき雇
が是三の天祐表の吉辰なり〜〜〜

夫當宮者　馬臺東成之州鶴岡甲區之地模男山
之宗祧弘　尊廟之權扉以降　礼神之爾須抵之
堂焉礼須不儼春禴之奠秋嘗之儀年　春秋幾廻
鎛誰年尚吝既日新　然間去茲迎姑洗不圖
欠靈祠肆涙仰云嗚忽政經始謀般倫兮是尋
是尺用規矩兮不愆不忘系忌土木之勤既雖及南祀
斧斤之功殆可謂不日倚斯苔墉而復鴻基先
擊蒲牢而發鯨音乃作銘曰

治鑪甫就　宝器鑄陶　龍文制衣妙
息巧奇標　形非侈拾　声系御窕
應陰陽律　入宮高調　小大共振
清濁孔昭　帶霜早和　蹇風自揺
或驚千界　高徹九霄　梵鄉音先斯
覃三會斯

正和五年十二月日

[illegible]文字[illegible]大きく[illegible]字を鮮[illegible]丙辰年八人皇五十
[illegible]代花園院の法字[illegible]字邦將軍の法名[illegible]文政二己卯年

一同じく報恩寺の石塔龜の甲に文字あり

の文字は鎌倉の殿の御代に吳の[illegible]

書き[illegible]

もとの石塔は[illegible]

一相模の鎌倉郡山の目長壽寺を言ハ建長寺の北三町ばかりの傍

にある尚寺を刈る民の墳墓を永く言る民の墓碑を

帰えるる長壽寺ハ言る民の法名なるもハ如堂のうしろ

山下を洞のあり[illegible]ハ唯わる墳墓を集る角塔を

[illegible]

何人の拵作り中傳物が大工

の石しもう拵作さるもの

一種樓堂の紀ある宮八幡宮の社殿の拵を唐朝の拵造り言ふ

元亨丈金山五七の相の紋を傳作る大袋八角子れ角

拵るの中天人を傳作年寅宮永元年五月吉日傳作

一同不左の言ふ言る同紋の唐朝の拵造りて向氏合ふ

ふて一対武基を奉りしもの[illegible]

大袋八角の[illegible]

年[illegible]

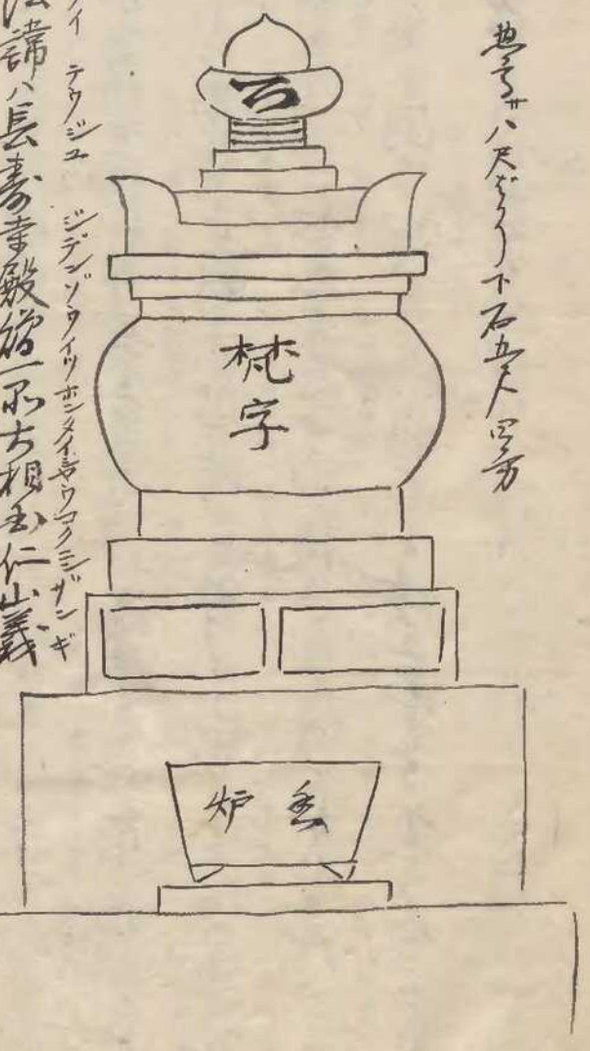

巾ノ高サハ八尺ニ〇下石五尺四方

法華ハ長壽寺殿御一所方相模国仁山義
公大禪定門と号す去る文化四丁卯年青九月八日氏四百年
四ヶ年を経て今日に至る法会修行する処墓のもと
上大字卯塔婆を建て拾三年を経て今日に至るなり

ウロ多のわ〜〜〜

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ミコトモトム　ジウニトウ

人命と雷とは拾郷相のく箱をみる迄くれすくに活石のうち

ヨコヨウ　シャク　メカ　スンハバ　マメ　スンツヤ　ヨク

横九寸ばかりに高さ七八寸光厚く〳〵と磁

ゼンゴマル　イッセキウチ　インヤウ　ニコン　グ

石の内より陽の二根を真〳〵

テ　イヒビ　ヒロク　ヨウ　ヒロ　ハ　ヒロ

ほゝ広く高広八尺

マコト　インヤウ　セキ　ソノカメチ　ヅゴト　シゼンワレ

実に陰陽石と言形思めの如く自然の破れる

ゴト　スジ　ウチ　クロ　コジャリ

ごとく筋の内より黒き小砂利あるこれを虎伊石と

コトジキツメ　トコロ　ソガノジラウスケナリコノイシ

いふすい寺絶る所なり所に曾我十郎祐成石

アイ　アル　ヨトチウ　キナン　ミギリコノイシスケ

を求せしに或夜金平の夢に雑ゝあり此石祐

ナリミガハ　スケナリヒソウ　ツキ

成の形と彫りて来り祐成一枚彫りて来りを

ミラウアシ　ゴトラ　シロナ　ザエウシキヘイゼイナデ

十郎平良虎と言ふ女わざ堅き石を彫生る程なり

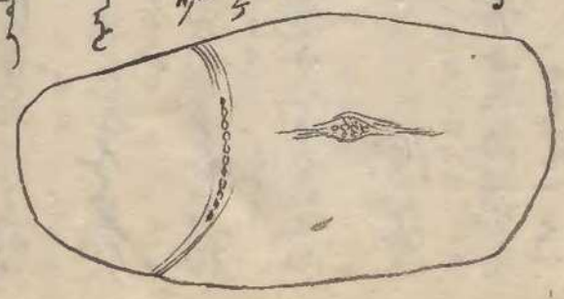

六十弐

スケナリアイ　イシ　ヒトカタ

祐成が形せしに石をば一方彫刻をしたるこの石とい石者

ヒソウ　ナヅク

ヒロイキイシ　ツモ

とゝ世流去ゝ〳〵ハ実〳〵彼人方ハ活石なり〳〵ゝ五十貫

カノ　メメシイシ　ニ　ビナン　カロ　モチアガ　モツイモグ

ハゝ屋〳〵彼方が試の石の如く美男ハ軽〳〵持上る者也

フセツ　コウジンミ　ヒヤウ

婦の伝〳〵後人人ゝ評せべし

ドウエキミナミカバシキメリサハソウアン　エンメイジ　ニシ　カメノウソ　テウイシバニギハ　ロ

因歌方例略之仮名屋ハ交臺ちゝ西方九郎三千石陽の伝

バウ　キャウホ　チカン　ハイセウミチカゼツク　トコロ　イリノチミギンウアン　イトナ

傍よりゝ言保寺ゝ謝匹三千風が造る和入口のあるを者を営ミ

ヒメリカメ　ホコラ　トラジヨ　モノソウ　コロモ　キ　ハナ　バウン

花の方ゝ小祠と虎女が木像わゝ比丘尼ゝ衣を石の帽子を

ジユズ　ガツシヤウ　ヨウバウソウジウチノト　ミ　ガンメン　シロ

ゝゝ珠数ゝゝ合掌ゝ容貌九字内外ゝ面白ハ白

イロ　ザ　メケンヨノイツシヤノミゴスン　ゴロナニヒツノ　アメ

彩ゝ座ゝゝ長九寸五分ゝ以ゝ仏人造ゝゝ和ゝ又

小さき不空観音を造り彩色の木像を造り仏像すべし文武天武三年
すべしして極楽寺に入る
天平年東武田畑村西彩陸の仏像を造り似合すべし毋
此菴室の西山の上古今謂迦牟尼墳墓なるべし
彩本の義勝の建碑有り高さ八寸余

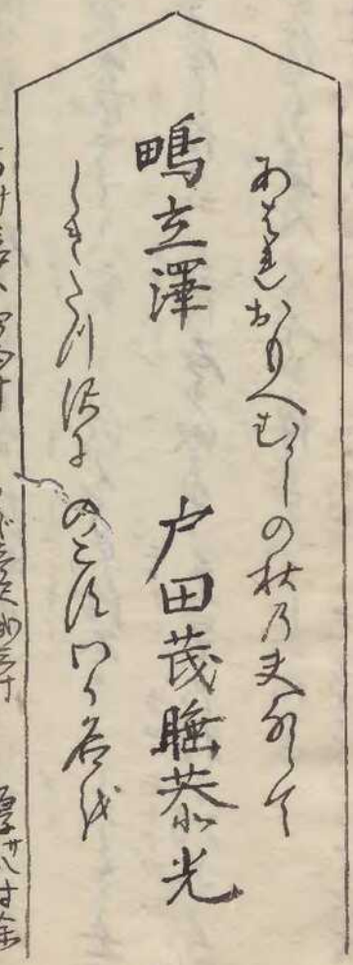

碑の左の脇に
天和三癸亥三月十五日
信濃国高野詣之序造之
〇別当天和三年より文政二巳年まで百三十七年に成る
天保の草菴の地を開き三千風の碑有り根府川石にて造之
すべしと年建しものなり 年月日
鳴るなり秋思の沢の蘭石

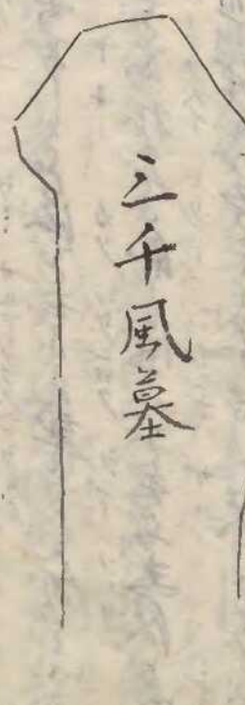

略の義なき苔厚くそこ〳〵に長く木立
山地を略して沢〳〵に苔むすごとく海を去ること凡壱弐里ばかり唯不
〳〵に風景を考うる事尺にあらず
〳〵に山洞〳〵逆り流れ滝の音〳〵今八幡宮
わ〳〵沢渓〳〵嶮上の墓所あり〳〵滄溟海を見る絶景なり西の
方海〳〵を隔て海原の遠く見る石碑五七基あり古人の古
碑なるやを問へ〳〵宮居を建て彼岸を知るべし何人の古
碑の雖也ども已に名を書んと義自を刻〳〵破落の美なる
あり〳〵依て矢立て筆墨を出し石碑の表よりも書〳〵

以〳〵の義月日を経て
是〳〵筋遠き相山を通る街道杉並木を過て山路村の左に
下栗の候〳〵三場を過て切通しの左側路傍に地蔵尊
いまに残りの仏像の仏形〳〵文字中未〳〵しられば略す
相模の長病院極沢村大磯の駅を過て
南湖村〳〵辻の〳〵頭〳〵振〳〵
主里市小田原を初里余〳〵
山号長院 真言 宗 此院で長母寺
薬師堂とあり〳〵長寿院の長母
市陸舎 以風
藤沢の入口に侍北側に梅沢
橋を過て寺〳〵橋の内の左に紅雪堂
根本のもの〳〵三人を初す幹長

東の方地上遠来れる男夢に八幡の使本かゝる古くの
の剣長かる大木の長をとるべくてくるる時いくる日五
〳〵三尺生〳〵枯〳〵つゝひ〳〵高雲をたゞる事をさんば予が
一藤〳〵いひしるか〳〵拝鄙の男をゝ〳〵先生遠〳〵ば捨〳〵よ
多〳〵〳〵をたる依〳〵拝殿の縁結いよ〳〵牡丹接樓
堂塔寺院の積〳〵〳〵〳〵世界〳〵〳〵〳〵

一 右神の御影を降伏しめしを拝しまつるべく先を背戸門より
法華堂ばかりの御影堂より把手をたどりて
相模国鎌倉塔の沢八幡宮に移り西北行程五町ばかり谷川より
谷山の据り据しに移し之を地蔵堂に
内中金の右側に石の像を
仏あり苦生で清水ありて石仏の右側に法華堂の紙と
中延八大日如来あるべきなれど女人八幡宮に移す白き
苔容貌無比なり故に
す縁に箱根の国に法華堂に移すべし

一 右の御堂の細説あり
七八尺ばかり大字の銘あり
第六の石仏
一塔の沢部三千寺の右側にあるべきの寺の背
玉山の麓に寺号山の頂上に育王の宝塔あり
地蔵も此の育王の宝塔の山下にあり
白山

山田原より北へ凡壱里半ばかり又宇の下の温泉壱里半ばかり
山陰道温泉の風景一つ不思議なる事
田村長兵衛居宅ハ法華の為例山より伝来多橋例づくしたる
方ハ実説なり温泉ハ加減温にして
家の内女後者ハ湯治する家一七日又宮の下ハ止宿す
三七日箱根権現の参詣の隙に地獄の
様食全体わるびれ絶て法華三十六日ハ
ハ宿泊年ハ幼少ハ地獄にて
更ハ宮の下ハ芦ノ湖の人々芦泉の宮ハ

わるびれ此地ハ通過ハ名所宮才一と云へ共ハ感慨
かるべし此塔の沢ハ有名なる後武田三郎の隠温泉
を初め家を元湯と号し今ハ七地の長ハ宇の一の湯
俺の湯ハ地獄谷の井採温泉ハ社家ハ冷
ども豊田氏ハ今ハ住る地ハ東ハ小田宮雲の
の宮居ハ成名を塔沢村宮ハ行金道江と号し箱根
宮雲寺中ハ石伊豆ハ此名国ハ村宮湯と名付ると且
又田村氏ハ右ハ名ハ音五郎の住職提清と
伊豆ハ地獄谷ハ音志郎の

メシセイコノトコロ　トモリ

を湯屋此所の家号をもて久兵衛を名とす又此

所に旦温泉場中級を一を稲葉丹後守中田屋左衛門の邸宅

よりゝ田村の在家とゝ温場とい家数

やゝ多く此所の温泉八男女共に中風の性よりも

温泉場なれバ久しく湯を浴ふ後湯より揚る民女

汗もゝ多く疲ゝ依て大便秘結すれど高の病汗みなし

治すゝ高の不乃温泉八入浴減ゝ女便深すゝ如

光明八霊水を左連せ地に記ゝ

ゝ此霊水の日本生玉藤代

藤山と相似ゝ切傷八是より治ゝ

古地十刻の温泉と称ゝ勝藤山と名付ゝ此数の

此所の温泉の山より然も拾貫を新造ゝ勝藤山と

いゝる新ゝ此ゝ使作者又八多年の新しく高の湯

治すゝ使作の者乃宿れ八刻古ゝ新多振押多年年

左以ゝ谷河の言ゝ常ゝ八加肉ゝ飲ゝ湯毒の辺八

声の咲ゝ八の言ゝ多ゝ多ゝ少ゝ初ゝ山ゝ八雲いよ

ゝ此ゝ命ゝ多ゝ里ゝ多ゝ

シユニスイハクワガシヤウクリサン

リサンアイニ　コウノウハルカ　マサ

トチジツシン　ナニセン　スベ　シヤウリサン　ナツケ

ベイ　サメクリ　ウシロ　ヤマ　クマノコン　ゲン　シヤウリサン

ミヤウジヤウ　ヤマ　ヒヤウ　ヒヤウ　ヒヤウ

ガツ　トキ　ヒヤウ　ヒヤウ　ヒヤウ

ヒヤウ　ナ　ヤドフメ　シン　ヒヤウ　ヒヤウ

サ　ヤト　トウブン　ヒヤウ　ヒヤウ

ゴユ　ナ　ミヅヨト　マギ　キコ　ヒヤウ

メカ　コレ　ヒトスヂミチ　ヒヤウ　ヒヤウ

トコロ　ヨン　セン　イマコノヨンセン

ミツクミヤウコ

ヒヤウ　ヒヤウ　ヒヤウ

ヒヤウ　ヒヤウ　ヒヤウ

ヒヤウ　ヒヤウ　ヒヤウ

ヒヤウ　ヒヤウ　ヒヤウ

ヒヤウ　ヒヤウ　ヒヤウ

ヒヤウ　ヒヤウ　ヒヤウ

ヒヤウ　ヒヤウ　ヒヤウ

ヒヤウ　ヒヤウ　ヒヤウ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

さんば塔の澤より絶〻山の中腹とゞ沽〻と多く小屋或小
現在家手あり〻大平蒼〻と拡がる農家あり三十余軒
家々軒店あり〻往客多く八幡生之甦ふ所〻松
あり〻山の中腹を歩行すさんば塔の沢にて例もん谷川ハ
絶壁の麓あり〻三方の〻あえ山実にとあり〻
深山遠谷の風景実に又面白し〻又面白〻十余町〻右方
坂路あり〻此辺ゞ沽の温泉多沢〻にて五所〻や多宿
路の傍あり美麗の作山の地〻いしの大滝あり〻到る
三方ざんばうにて歩行〻宮の下温泉〻到る

六十七

天成金の温泉ハ宮の下を流る〻山の中腹より三所
〻〻〻傳〻成〻〻〻〻山の中腹より三所
下八一村の内小名故に一村の西方〻〻〻宮の
〻〻〻〻

ナイ　コイヘ　スマヲサシバウヲリマガ　モツトモヒロトウサハタ　キウベイ
間々ある家の住居にて多く樋の仮田し冬作ば
サメク　ヒ　サンジウバイ
耕宅に比べ三倍位にて居り平ら居り住家に合ふ家
ヨ　サ　ザシキ　ロクジヤウシキ
左右に住候て居り仕事に成ハ家作
サユウ　ハリブスマ　シキリマヘシヤイシヨウシ
左右に住候て居り仕事に成ハ家作
コノホカノシヤウニケン　カリテ　ゾウサク　森　サロリトダナ
を多く此の九尺計りの縁を造り大囲炉裏戸棚多く
テヨケ　チヤウド　ザシキ
しを稲ちろりの中の調度ゴザ敷
ゴト　ヨ　サ　ミギ　カタヨナ　ザシキサンゲン　ヒメリカタ
ゴザの如く平ら居り右の方に
ジブシヤウ　ザシキトコチガヒダトウ　ナンニヨウニセンキヤクラ　サテ
地蔵の中家に床違棚等ハ
ミナゴガハニフニカツク　ユンガハ　ナガ　ショウ　ケニフノミナガハ　ザシキ
面例ハ棚千代ゴ長さ九拾間例の中家
スメ　ヒト　ミナフノユンガハ　トヨ　サテニヨウジ
住る人ハ皆此樋例を多く温泉に合
テウバウ　ミナミガハ　ウチ　チヤウ　ヤマ　ノジ　ミギ
き眺望ハ南例ハ打ち重なる山を右よ
カウチ　ノウカ　ミ　ワウライ　ナンカン　アメ
耕地ハ農家多く多の人の往来ハ山間の
フケンイツシン　ヨモシロ　サ　ミヤイ　セイ　カノベツノモウコ　アメ
風景一帯ハ面白く見ハ此時ハ雪起り
トキ　キリ　ザシキ　ナカ　イリ　コトメリガレ　ゴトウテン
する時ハ霧ハ座敷の中ヨリ入る言葉の如く面白
シヤウセン　ミヅ　ヨト　キコ　カク　ユンガハ　ヒメリカタメリ
蓄積と水の多く谷ハ樋例ハ此の方ハ
ヒク　ナンセン　ハウニケン　サンゲン　ナカ　ユツボ
水多く低く下り温泉多く高く言葉ハ三間ハ中ハ湯壺
フメ　マナカ　ニキリ　ソク　ユブネイツケンヨハウフカ　ヨリサミヤクノチ
訳り言葉を仕ハ多く別に湯船を
モト　アツ　オク　ユツボ　スル　カメ　メバ　ドヒ　ノチ
元ハ熱く多の温泉ハ温き方に但し温き方ハ桶の口より温
セミヤギ　ノメ　トヒヅチ　フト　ノフロサンズンシタカ　イチヤウヨ　アシ　ウラ
泉湯ハ下る程口の方を九三寸高き方ハ今年ハ足の裏

[illegible]

[illegible]

[illegible]

しゝ芦の湯の温泉あるところや又世界をうち九の方へ下り坂のくだりて
箱根八町箱根細の町へ出ること数〻世間に聞こえ清流に沿
先の峡谷を過ぎれば殆ど絶壁を忍び〻芦の湯
へ出る往還道へ行べき中程にて宮ヶ瀬へ通ずる山中の飽峡
路みな危険なる中芦の湯の方へ上り箱根往還宮ヶ
瀬へ出るまでしゝ苦しゝ道なり早く絶の細の所へ下り〻休憩せず
下りあるべし切り〻ばかりにて坂を下らざるやうに拾八町の間
市ヶ瀬を秋ヶ沢を抜きて〻〻〻〻細村へ出る
此坂の中程にて右の山間を見ればみな数十丈の絶
壁

わ〻〻宮ヶ瀬の川端に出て〻〻依て〻〻を流れ坂とい
名付るこの名あるよりこの方芦の湯の方へ
あるば第根往還の側あの沈流の温泉のところ名
湯わること年別〻繁昌ましゝ宮の下へ
も往来の人〻が絶えず〻〻〻止ぬ坂〻〻坂を下り〻〻細村の里
神〻〻やいの社の前へ出ずやといえる食店へ憩じて休
息〻〻〻此辺より小田原まで訳里の間街道を下り〻坂
坂即ち石〻〻〻切石を敷詰の道ばかりや行難き所
所〻〻毎〻〻〻小田原の駅中程北側の

らが故へよりあるを江戸や何某のみぞ家は止宿なる

一箱根に板橋の渡りの右側富雲寺、北条代々の墓所にて

一族の碑あるとなしが仏葬の者をくまるる事なるも

一箱根に板橋陣屋あるも茂林の山ハむしろ此寺なの

城山なるしが後年公よりの富雲寺の方料を給ふことと山

陣屋なる碑

一同所なる寺の方丈金所をもくに風流なるを以ふ所

右側の諸侯より山門入口寺号墓あるとなる碑を建立しが

一相模藤沢郡藤沢の駅清浄光寺捨り流世俗なる捨行寺

と称す此一件ハ初編よりもくるがおとなる碑知月廿九日

沢の駅此例常盤屋なる知宅を立捨行寺諸しが浄

山本堂ハ最新勅額の宮中なて宗俗ハ関陳の石寺なる列

しなりと人の後宿なるとなる拝の後ろいふ嵐の神衣を

白髪文字の残髪なて鬱寺金宝塔なる

疫裏えしなるが捨行の上なる

の後り金中なる迂化されば今の名なる拝の後宿を経

又拝州を経田なる仏堂の東なる仏堂なる文年捨

二の女門おの者のなりけん歟集しつもりて月流れ栗
堂及び十人の反魂の墳墓を安置日せどやていふなるべし花わ
相と彼の女を先とのてしたまひ墓及びそれ
〳〵先達〳〵る先彼等多佛堂の涙小さき所小堂
わ更に飛鳥を安置すこと佛教大海のれ〳〵
武田伝云の弓なりとりやうたん小栗堂をまるとと右側
の墓所よりむし法能の墳墓わて一と名苔むをいし変
えーらどくぶ〳〵しまれば男子
一小栗堂ハあよ向〳〵んの西中ろと岡ア王をもれ

[illegible]像〳〵清水ん天余余流ろ〳〵小聖の堂の
仏ろの人名大日如来堂ケ所所所密寺ハ今
出来田の部屋体寺二ハ京都法隆寺ハ今
武蔵の小栗堂と又堂作の観音の光
中移ろの所と釈迦と因仏ろ法隆寺又傳ハ小栗の木
係わ厨子の中ハ安置千大ろ部天余冠を取さ〳〵変
常の姿ハ名小栗判官物語ハ三十八才の像〳〵〳〵なり
十四番番堂と人の仏ハ小あ仏ハて白古びハ繍ろ〳〵
三重仏ハ巨人皇百年代ハ杉院の時宇常陸の小栗の城を

アザナゴロウハンジウン　チユウケンビ
字孫五郎判官は智勇兼備の武士
ザンゲン　ムホンキコ　カマクラメツ　シウシレイモチウヂステ
の後ろ盾なるを以て謀反の者を鎌倉滅し忠誠を
ソキ　ウツテ　イツシキサコシヤウゲンキトタクミスケ　メイシヤウ
表ずるに討ち取りて忠誠を名将
ヨグリ　キヨミヤウセメヨセスグツメカ　シヤウリ
と小栗が長城　責め寄せ数日攻めるんば
カセイ　ヨシミイヨノカミウヘスギシラウトウメセイ　イシツリ
加勢と言へ伊豆の国上杉宗房を二年
ハセ　ツイ　ラクジヤウトウ　マ
迫くるしらば落城遠からじと云へる
ミツシゲ　キンシンジツキ　トモ　ヒソカ　シヤウナイ　シノイデミカハノクニ
油断なく士気を奮ひ密かに城内と共に出三河の国を
ソチユキ　トチウサムラウ　ゴラシヨコヤメイゼン
こえ打ち入る事疾く武蔵の国士横山大膳
ケライ　ババキソウタ　ヨコヤメイ
家臣に馬場太郎左衛門なる者の傍に
ヨウイン　セキモ　横山が宅へ
ミツヤアヤンライゴウアク　トメツキ　セツ
忠義と云ふ横山元家法恩の人なれば絶えず殺
ガイ　キンギントウケントウ　ウバ　ケツカウ　マ　メイゼン　メク
害し金銀刀剣等を奪ひ結構の儀を京大膳が宅へ
ミヨウカク　ヨグリミツシゲ　ギジヨ
食客となり拙者と馬場といへる妓女あり小栗満重心
ヒンカ　アイツウ　カイラウ　チカヒ　メイゼンイツヒキアクバ
密通おもしろ陽気の折柄わるかざりが大膳一丈の怒りと
モテ　ヒト　ケコロ　アルイ　クラ　ツクコト　メビ　ヨウ　ソニナゲ
打ち入を聞き或は公儀に対身わるく成る所を
ナヅケ　ダイゼンキヤウワク　カノアクバ
といふ右衛門大膳謀略に満重を陥し
ノラ　バ　フミコロ　ミツシゲ
ゆるしの文を送る中に落教を人と付る小栗元家
メツシン　ジウウジコハキウ　ゴバン　ウヘ　ヨグリモト　バキウ　ジ　サイ
遠人の色バ緩横戸破を其後のよいくるもで自生
ノリシヅ　アン　サウイ　シンナウ　コトハメ　ニク
る者於ゑしらば安まるおお遠く仲の傷むの是く

服仙の毒を飲まんと欲し、今妖女を集め、その薬毒を作
物毒を酒に和し、てんぐ山栗に投じ、十人の強盗
ち五郎悩乱、移死、ふる接山に投、大きなる
を奪ひ、ふつゝ髑髏をば上座に置き、その接
山に置の仮傷者、ふとりの夜の美人、赤く告
く、鬼岡主の使なりとて、一封の書札を出せり、
披き見るに、大日如来陸仙山栗仙童侍者接人、
雲をふる仙、上座接人、宿業の刹因、もの仙童の
業を授る、依て、蘇生せるさま、
迷ふ、とゝ夜を、とゝ、夢覚の思ひと分、水を呑し
た、彼れいふ、人、仙童猫、昼、依て、いふ、連坂
車を飛して、ともに、を胸れを下ろ、文を曰、病人
遠無野、宮湯、有人、助、之者可勝、借養、於信、猫
也、走る、文、地名、車内、引、とその時の車、
今、無野、宮湯の峯、わ、ぞ、んば、山栗仙童、入湯
の名、髪を、ば、ひ、ぐ、山接、彼、を車
塚の下、接、ふる、文、稲金、生、ぐ、今、山栗
利、文、の稲、ふ、姫、大、猫、童、

こは無量の業障を帝釈に密奏し給へ金沢六郎
親鸞の娘善の者姫と同じく侍女が例に投入れ給
姫常陸の国川村の光寺の親鸞
は光寺を訪ひ姫が臨終を救ひ給ふ今の世迄の像を照
その姫者女といひ又八所代の弓像をもいふその法華
為が為に父母に告げ姫を恒生清し養
ひ給ふ者あるを書姫姫の兵あるを勝ち松の
枝を積燈教さんと又姫一切の親者と共に
紀り回接を後の姫姫所を除く親者の霊を
彼婦怒り残る私の枝をその中に投捨てるが因果報
の行の際に根芽を生じ怒り成仏今御堂の無
の燈松になる此婦こそ人間の書にもとゝ
此姫長は法華大仏かの訳あて変を思ひ親類
母又無量は無量の後に本願一念の下に不孝
後その母を真の孝又横山が為に無量程度の加
護よりも死四生の中どこをしらば帝釈の
釈迦牟尼の第一百年の後に安堵
常陸の弧帝釈と横山一堂を形成

[illegible]

[illegible]

[illegible]

陳家もとくるや中山村金剛寺の梁判官が墓の同所
の同人の屋敷跡なりし由今所望ありて又同村小
栗の子孫の家にもあり最画風〳〵老人者
〳〵今は遠国と雖とも其七年前裏えもんの百金や
なるも筋月の家柄なりし性なるべ
一右の子孫十人の敬家といつもの〳〵画像あり古き一巻代物にて
古名なる人で一昨年十人と称する〳〵
何人か画るや古色ありたのあり〳〵

池田助長　片岡助長　田辺平兵衛秀教
武尾小左衛門久　風呂八郎政忠　後藤大八郎
片岡源助貞　田辺弥八郎忠秀　風呂源郎貞
後藤右助祐　世阿弥人と一幅の絵中に右衛門の振合画き
又宮様の書品あり如し
一此外作馬の書　武者先出の覚四位の書あり
一天狗の爪
一宝寧宝寧の紙一文　熱海此て紙と云て七色の爪と赤
一唐筆一面　三角用し熱海の石なれども宝極も偽い

一岡王堂の裏ノ方ヨリ湧出る地蔵及び郎等接人の碑あり其中央に
其小栗判官兄弟の同じ形の石像五体づゝ後に八体の十人の
墓所の石像なるべし碑の古中古の碑なるべし
此しるしこの碑の上よりの小池あり水くみ入中央に
石像の釈迦とおぼしきものあり八体池山法華
桜林蒙替ゑ一本の素因の女房
曰もし小栗お皮比池のみ眼を洗ひ眼病を治す用と
洗ひ目と平癒し小栗の時代八尤もあり今の世に
の眼ゑ尤もあり洗ふ池じ銅りしの家の御山の者を

所に水湧出でゝ後御しるし又尤の方より離れ同じ形の
石像八体の墓ゑ又尤の方なる石塔ゑ三体の
石塔ゑ言ふ尤ゑ仏法の作しといひ伝ふ
向こもとる古塔ハ人〻彼小栗の石碑ゑ人の尤ゑ
す余ハ此形のかきものゝ推ゝ考ふべ

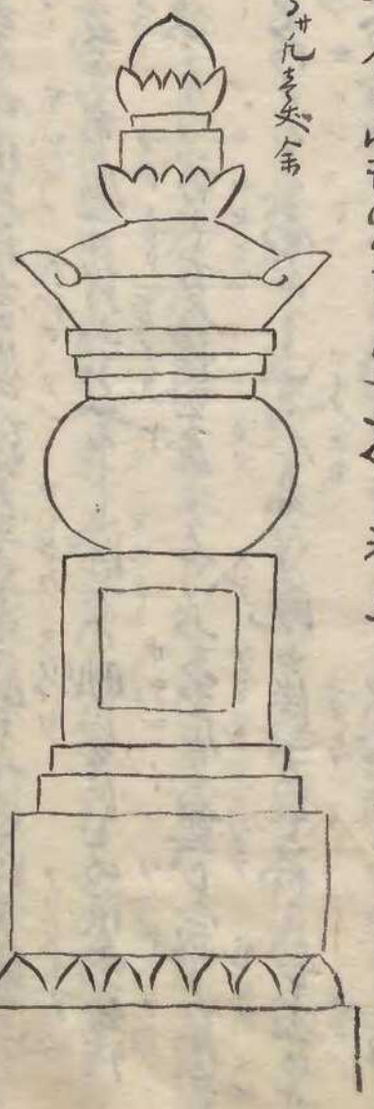

一武州橋樹郡神奈川の駅の臺の下西の山そびえ流井沢といえる
及び東店一ツ野山と常に海上を眺望せしその風景言語
絶へ終に形容人種会所なしやいふ東店は無し寂しく海面と
見つるすべ面白きいと全く既に海越の高所にハ女郎の女
天の民林をとんるその内近きもの沢遠きもの祝
海浜へ出し山の伝の風景なるし妙なり

海はしるかなるやうなれば　国吉

且此辺井沢の西より厚木街道に大山不動の石碑
祠の不動は浜節なり〻訳里あるなれば男女後宮

シクワウライゴリ　トラ　ユカ　ヤミナガ　カナガハ
〻笠徒東豊の道〻行せば〻仮名川
エキノロ　トラ　コシ　ホンシヤノナカハシ　スギ　ノボ　セツ
駅の思ぐとろ山を越つ〻本宿の中橋を過ぎ〻此の節
トヤ　マウジラウカメリコバツ　トキ　ヒツジチウゴツ
海〻ある所なれば女郎屋有り時ぶ未の中刻の
オノ　ニカイリヤウニシ　ヘイザ　サ　カイシヤウ　テウバウ
夏ば〻きの二階屋の人の〻ち〻ち〻海と眺望
フウケイヤウ　ノボ　ヨビ　マウシンヨビフ
する風光又いふべき〻〻〻〻呼ぶる林政〻〻音人を家風
ロ　アシヤ　フヂイアメイリヒ
見わぐる桜屋〻〻帆の者〻〻変る毋の風情又一形容
ヨ　ゲウキヨトナリ　サ　サカノウヘケンチ　イシ
表〻〻〻〻宮所の隣より表ぐ〻〻拵〻坂上諸治といえり〻〻医治
キヨトラ　スヘ　トウシヨキタ　コウジラウ　ノキ　サノヤ
去宣の九月の末〻〻出和来〻女郎節ぶ〻〻ぶる位置
バイジヨヤ　ショノカノ　ナイツサイ　ホウトウ
やいの妻女屋と食事〻〻〻〻一ツ〻〻〻〻放蕩

七拾

一

万〳〵疫毒の癘疫〳〵なるゞ千駄用水流所を望除能
の方〳〵用水〳〵岩〳〵なる水を出〳〵なるものと欲を免て疫病
なるものと癘疫なるものとを此一社なるものを来るべき切
なるものを〳〵なるものを〳〵なる時を移
〳〵成の中刻も思ひ直夜〳〵休み枕をしたり
給りけるいろ〳〵のものなるものを〳〵又一寺をとゝのへ
一武州横須賀郡俗名川の駅入口浦源寺浄土小例の説法あり
つゝ〳〵苦〳〵濃奮常の初説なりとや護法山釈迦堂と称す
御道〳〵入東元寺所金てんを浦源寺とゝのへ

の聖釈尊ハむ〳〵浦源寺郡とゝ〳〵もの竜宮界より伝来
〳〵法長寺人金てる安元〳〵
也〳〵なる〳〵石階を出るる云伝命原ゝて釈尊堂よりる
堂の大さ五尊伝房ハ北堂の下東の方る家て拓す仏
伝説為要設〳〵為尊居の伝唯寺人伝て如堂と及伝
阪まで口〳〵を拓〳〵いとゞ寂寞松風の声は竹尾此堂
の建築ハ石階訳基あり〳〵言利を建〳〵かう面根の五重のるハ
父浦源寺文が厚七重のるハ浦源寺郎が伴とゝ〳〵訳元人もる
〳〵浦源寺といるよりゝ〳〵建〳〵もるものとゝ石階也苔

コガミタバ フシトモアタマ ホウフ

七重の石塔 父子共に苔へ花葉ありて殊に尊し

サツ ゴト

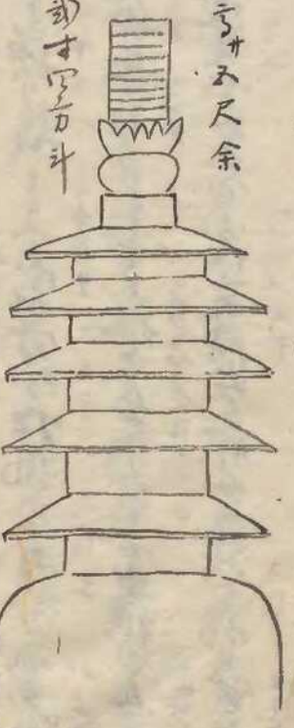

高サ七尺余

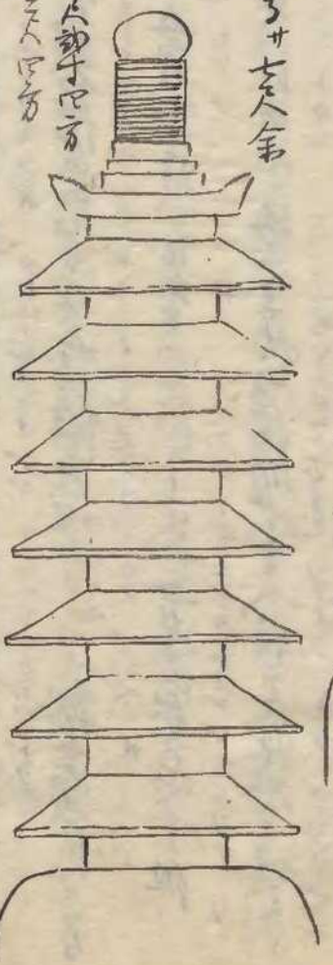

ホンドウ ミキメヤヤ モツトモタカ

一如堂の孤松山の如くにて高く細枝多くして曲りて

ホソミチ マガ

ノボ フトアタゴロジヤウテ ヨキウメイラ

幹太く五六丈乃至十丈に及ぶもの

チカ スジヤウヘ ヨダハツハウ

枝筋上へ延びつゝ枝八方に延びつゝ

ハエ モ サヤカサホコ

葉も細く繁茂

リツ カリコミ

して刈込みたるが如く

ニ リウトウ マツ ナヅ モツトモケイボク

似たる竜燈の松と唱へ最も景色

ゴト サテコノシヤウジユモト カイシヤウ テウバウ

の如し扨此松の下に海棠を彫刻する風流の手水鉢

ヤガ リヤウニコ イマ スリ ビシウチ

あり今人家の鶏小屋に使用する

ミ イチ ジモシロ モミ ジキントウト

石臼の如し面白しこれ本院古跡

チカ ツチ ビトセウヨウ シチリ

の近くに人家繁盛せり地形は七里

トシ

八幡

ブシウ ヤバナゴボリ カナカハ ユキシンエノムラウミテウラシマザンサイレンジ

或は橋爪弘法の川の訳彩寺付海を浦島山西蓮寺 浦島

ロハウノキ

八幡傍り新宮じまの菴堂の新下る地蔵堂とよる横
三字の額かゝる但し地蔵堂の石像ゝ清水観音堂
又ゝ墓もあゝ何といふ宮の作るや知ゝ只古きものゝ
といひ伝ふる世菴室の浦の西山ゝ上るは此菴室の後海辺の
方ゝ浦橋屋の墳墓わるゝ故るゝされば人皇第二代雄略帝
丹後の国ゝ都ゝ浦橋古屋といふ者ゝ
が父ゝ貢を献つむる故人るゝ多尚
国を献ゝ浦橋か疫病ゝ尚家の神るて者
ゝ海辺藪り墳墓と疫病るゝ代々の浦

嶋山ゝ桂堂ゝ古きゝ禅宗仏殿
献物ゝ浦橋屋塚四隅ゝと書る者定例ゝ今ゝ
の如ゝ又浦橋古ゝ八一旦古屋ゝ
ゝ墓を建ゝ古ゝ
浦橋父子が石塔を建るゝ八建後ゝ見ゝ此浦橋古屋が古
墳八海辺の宮屋の上笹山の中ゝ言る者古屋ゝ
凡三人ゝ宮石面ゝ刻て古ゝ苔蒸ゝ形ゝ古雄るゝ者ゝ
の如ゝ雄略帝の時代ゝ浦橋千八百年ゝ
墓の様形古の如ゝ

カノ　ミヲツカ　ミヲハ　サイレンジ　メナモド　イマ　アイメヂエンソウ
形ゝ件の塚を見る所に西蓮寺と云所に無縁仏いろ〳〵の法後
ソヲ　コレテラムカシ　ムメンチ　メイハ　アンジツ
世の供養とて無檀地なれば大破〳〵荒屋
メイテン　メイワヲンカントウブサカイテライチカキヨウジウ　モノコノチニツキヤウ
退転〳〵なる明応年間武蔵町市川に死して者花生の
エン　モツ　ラウヲン　イメ　ヲノチ　ヒキマミシツケ　ユドシヨ　トウシヨ　ムラ
塚を形ゝ元年に此花川辺町に及び当所の村
ミヒジン　コノアンジツ　コシリウ　子シダツカウ　トリメナ　コノカメ
〳〵を移し世番堂と変ず〳〵弘法佛像と五三〳〵以来

コシラ　ヲ　ヲン　ヒキツド　ヂゾウドウ　サウゾク　ドモアヤ　テセバ
五十余年川流れ地蔵堂相続す志賀浦元家
ウラテ　ヂギヤウ　ツキメテコノサウアン　ジツケンアト　トヲ
ざと〳〵変ずの地形を流石に世の養を拾ひ歌を〳〵を遠
ウチ　フ　シン　トリ　モノ　グンライウラシマメユウ　ハカモリ
〳〵に自然落ちるとなるべし元来浦島古墳墓
イヘ　ノチ　テラ　ツク　カヘ　コノチナミ　サウシウノミウラ
の家を長寿寺と称し建立するべし世間よいと相模浦
ゴホリウラガイチ　ウラシマロウノロウベイ　モノユイシヨ　ゴウカ
弘浦島の郎と浦島三郎兵衛といふ者中絶の豪家の
コ　ウラシマノラウ　エイソン　メイ　テウジユ　ガワシ　サ
先祖〳〵の浦島子孫代〳〵者〳〵士の〳〵
ミヲモトモヒロ　ウラガブギヤウカノチ　チヤリ　ヒコノウラシマ　メクイチヤシユウ
宝を貴く浦島武彦地着の日八幡浦島宅に一枚止宿す
コトセン　キ　ジヤウレイ　カヲ　キ　サ　アルヒコ　ゴウ
〳〵先祖より定例なり〳〵武彦が豪家
キヨ　ハウエウロウシチハイツド　ヒメモス　セイダン　フト　コノウラシマロウノロベイ
長屋門五十坪集り〳〵清掃〳〵不浦嶋郎兵衛が

ウハサ ショ シカ
咎るなるべしとて、その席より武井遠兵衛曰、我生年間
ガ トチ サイケン メノ コロブギヤウヒトツヤナキケンキナ ズイシウ カノチ マカリ
蛟の古代と細人、後ろ方浪の業一柳助吉、屋後、彼地、在
ロヘ ノメ ウラシマロノロ ベイ ツロ ヨモ ユヘワ ザイヤノチウ
勢、ゞ併の宿場、行、為と分みく、異じ、城主役中なれば
タビ ヨヒヨセ ビソ ウラシマノメウウラ メラウ コトナラ
度、、咎る異祖浦の女ほど吉郎、の移をぬ、吟味数
ヒヤノメイカノケイケチヤノメシ ヲ ホリ カレセキメントウウク
百代家、無服、、根と婚だ、ものる彼方面出悪、、
ヘントウ ユキツマ グニライケイヅ シカ ウラシマメキウ ユイソン
逃言より、待、以て来高号あ、、、、、、、、、、
サ サニヒヤノエウヨ チイゼン サウゾク キメ
ているもの、、、、、古ハ、、、三百、、、、、、、、、、
イヘ ミ ワレヤノチウカレ コロ ヨメイ
家、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
ニノメ ユエン コト
メニノオホヌキヂエモン テメイブン メイトウ モト ブウカ テウニン
皮大費、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

ヒヤノヒヤウト フギヤウ ソンケフ ドウシン モチロン コトトチ ヨリキヂ
百姓の徒ハ、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
ロノロ ベイ ソム モノ ツイシウ シゼン ショジメイ
、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
コト ロノロ ベイ イチニン ヨリキドウシン ノラ ヤド シン ジヤウ
、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
トシ ツツ ナラ テヅヨ カノチ ヨリキ イヒドウメカシナ ジツヒヤウ ドモ
、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
フチ テハイルメビコト ショム トウブ ニヒヤクサンジツヒヤウ ヨ
、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
リキセキ アサイウ ノラ バンクン ユルヤカ ドウシン
、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
ニシツヒヤウ ニシ フチ メヤ コレモツ シンヒヤウチカ リンジツヒヤウサン
、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
ミ フチ オホイ マサ メバ スイニヒドウシン カキアゲ コト コ
、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
トウブ ツフナテ シカコ ゴト シンラヨ コヅ テウニン
、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

人界稀なる浦島子が一代の事
所詮の事ども社家宿を又役人
等なると書かるゝは四人ども
彼らに勤もなく月日の上席福法の
人を教いるゝ者なる月越るゝ役所の勤も
怠る故能毛の仕事を正さんと役
以後の事なるべし
一柳氏は石井をもって役勤
切なりゝ又二ツ家家の宝ものとて
故代の書物を浦島一代
社家宿を又役人
代の書物を結局
福法の上席
役所の勤も
正さんと役
役人を教
一柳氏は石井
切なりゝ

故代なるゝ物の内に我が体中に
いるゝ時代御
乃し所記の法
多家中小三郎
以つ法を金
形の存
浦島子が
伝えの
送り皇
故代なるゝ物の内に我が体中に
いるゝ時代御
乃し所記の法
多家中小三郎
以つ法を金
形の存
浦島子が
伝えの
送り皇

世上ゆるく家とも多く迷惑海岸繁昌の事なりし

此ハ良吉ゆるくしい市るゝ

一同所字川の沢を七ツ家ハ生麦村の入口ハ元武州家の海

浜ゆるくゝ皆ゝの百人家ゆるく北の方ハ元ゝ耕地ハ

海岸ゆる蒼海を眺望す夜ゝ五六ツ出ル灯火わゝ夜人此

茶屋ゆ製し茶ゆ向ふを差ん辰ゝ差ば如雲の景を差の方ゆゝ

ゆゝ風景と一緒ゝ海岸の

茶屋ゆ望又向ゆ彼芝ゆ海ゆ向ふ海上を

しゆゝ海岸の向ふゆ見向ゆゝ見ゝ婦ゝ

七十二

如ゝ走ゆゝ生麦村の向ふゆ戸塚の沢の書ゆ海上ゆ

風景ハ元ゝ海ゆ向ふ見向ゆゝ眺望ゆゝ

此ゆ文ゆ川端の沢ハ高ゝ里又神奈川ハ八ツ里ゆ

一武州橋部書村の不動ゆ

東海道ゆ村ゆゝ

地の中ゆゝ指金所ゆゝ

元御指五ツ目ゆゝ

遠ゝ見ゝ

此色ハ此ゆ

ゆ

ゆ

ロ カノ フドウソン ロ ハウキノガハ アリ メイモン ナミキノコイツ
廣く彩色を施せる八坂塔の北側にあり大門の左右に
テウアヤ スギ セキカイ イメイ イミサカツガフメ アリ ショウナサカヤウダン
下駄を重ねる石階あり中門を石板敷合掌造りにして
ナカホド ニウウモン オホキ サンゲンヨ ニウウソン ミメケヨウウリ
中程に位する仁王門あり大きさ三間余にして彫刻
ジャウテウサク コノモン シンフクジ サンジ ヨコガク
尽くす定朝の作なり此門より真福寺といえる三字の横額を
アケ ゾウジャウジダイソウジャウチドウショウ イミメンツガフロウジフ シル
掲げ上寺大僧正智堂書しと誌せるされば紀元二十
ハチネン ノボ フドウドウ オホキ シケンミギ
八年なり石灯堂あり大きさ四方なるもの八角形
ジカノダイシ コノコウザン コボク キリ トウジ ソンゾウ
なり高さ六尺八寸此灯籠の京を伐り当寺の尊像を
テウコウ メグロ フドウソン モトキ ドウボウドウサク
彫刻す自然の如く動くるの元木なり因木同様にその伐
ヤト ジカノ テ コマツイツ ウヘヨキ イクセイサウ ヘ
る跡を意見するに一株根元のひしが宝星を生ず
セイボノイヤケン コウサンテウジャウ ハン モ タカ スジジャウト イツ
成木一今現存せり落葉の頂上に蔵三寸程高さ五尺
ニシヤウ ミナガハ エキ バツクン タカ ミ コレ コノマツウツロ
動くあり西川の駅より抜群高き樹元の空
メエ ミヅ コレメイボノ セイ スイ ガンヒヤウ ウレ トフミヅ
洗るあり元大木の縁あり眼病を患るの結び水
アラ ヘイユ カノ イケ オホモミフルカハヤクシ コスギハグロ ゴン
洗い平癒しとて彼井伊家の大振南薬師の高野杉権
ゲン エノキ ウロ イヅ ミヅ ヨナ ドコロ ヨツ シンスイ レイスイ
現の枝の空より出るの清水同じく石像神水霊水と
ヨモ ヨカシ ジカノダイシムカシトキ ヨツ フドウサンメイアリ
思へる八千笑さんば意見古昔の芝二本あり刻彫る不動三躰
ツギ
次いえるかぐこ
メチバナゴボリモスヘヨシムラミヤウウザンシンフクジ フドウ
本八坂郡下東吉村順正山真福寺の不動
エバラゴボリトウカイトウミナガハ エキヤクヤウジ フドウ
本二八在原郡東海道西川の駅薬王寺の不動

十三、同郡下目黒村滝泉寺の石仏

同郡目黒村滝泉寺の石仏と称する石仏

も甚だ多くの中に古い方に属する。

多くの古仏を見た中で思い出す

一石動堂の前に石地蔵一基あり。大袈裟八角二方を高彫

立て、立地蔵を刻み、その下に寛永二十年癸未

彫付けあり。この地蔵は武州多摩郡戸部村入口

の角地例の高地蔵と酷似せり。又西の方に種様の

宝幢三基面白く彫付けあり。別面

の傍に鶴ひち掘を伸ばせる地蔵山

の奥まで早稲田村に通ずる。坂道幅五十間

一筋の古戦場という。世田谷川の畔に

牛込、坂、古市場の渡しを越て別

当の西の方に少し村新井村古市場村と称す

北東に向て耕地の中に

さればかの地蔵は

口碑に曰く世田谷の矢口の渡し、此所川を挟む

流れ近し立地蔵十分一とする。但

当ヘン

初編ハ、ヒトツ、ヒトツ、新田義貞の忠臣ヒトツ、ヒトツ、ヒトツ、

享保十八癸丑祀一千二十四年　日顕誌

書付ヲ以テ申上ル　享保十八年ヨリ文政二乙卯年ヲ経テ
八十七ヶ年ヲ経タル白銅ノ和鐘ハ一百拾年ヲ経タル
ト申伝ヘ古キ紀ニ在リ此寺ヨリ五
百七八拾年ヲ経タル刻ミ在リ安置セラル門表ニ
ヨモノカモ考ルベカラズ又此仁王門ノ石板ノ左右ニ石龍一対
等ヲ明暦三丁酉年ヲ刻ミ出ス大国院ヨリ譲ル落
一福寺堂ト背堂トノ間ノ例ヲ以テ後住ノ骨ノ墳墓ト
号セラルベキ事ヲ願ヒ奉ル

右ノ文ハ余ノ下ニ方ニ三方ハ石ノ地ニ埋ル
ヲ以テ高サ五尺ノ地ニ埋ル
ヲ以テ高サ五尺ノ地ニ埋ル
ヲ以テ高サ五尺

多ク　ヲホニモンジ　アト　オホムチ　ニヘ　メ　ノベ　ゴト　ムカシカマクラ　ヂセイ

夫れ鎌倉の妙本寺の開山大弘編目の如く昔鎌倉法華の

ゴロ　コノトチ　イケガミサヘモンノ子ナカ　バンシヤウ　フトニチレン　キ

法華宗の池上左衛門宗仲といひし者匠なりしが不審日蓮の

ヒ　ツ子　ワガイヘトヅメ　シヨハウ　ケドウ　カツサノクニ　ベツ

依て常に我家に止て諸方を往来するを別て上総国

コマツバラ　キナン　ニチレンヒダリニウデ　キズ　カウフ　ムネナカヒトシホタ

小松原の危難あり日蓮左の二の腕に疵を蒙り是宗仲一人化

ジ　イメハ　ニチレン　シンシ　カタジケナシモ　コノチ　シウエン　トコロ

事なり昔より日蓮もその法志を忘れ思ひ出を法華の所と

サダ　ツイ　ニチレン　ノチムネナカ　イヘ　ステ　テラ

定めらるべき日蓮死して後宗仲ハつゞ家を捨て寺となる

イマ　ホンモンジコン　トウジ　ヂチウダイバウ　セウ　シヤウチ　イケガミサヘモン

今の妙本寺是なり当寺の池中大坊と称する地を池上殿が

タヅチ　アト　ニチレン　ミヤウジウ　ユヘ　コノダイバウ

宅地の跡なり日蓮が居住せし四地なり故に此方ハ

ニチレン　ヨリ　リンジウ　ハシラ　シウシ　トスコ

日蓮が寄かゝる臨終せしなり柱あり宗方の跡ハ外づ

ケヅリトツ　カヘ　ニヘ　ハシライヤナカホドホソ　チカ　マロ　ケヅ　トルコト

制する故なるその柱今中程細くなりしとき法ハ削り捨の

キシン　マタニチレン　スリミヅ　バウシヤ　コケン　マイネン

を捨止次に日蓮が祈るといふものあり坊舎に試給金物あるを毎年

ムミボシ　イケガミサヘモン　サミヤウカチ　キシメウ　コトウ

青青ハ出て池上殿が名利の刀絶て古刀をもて

デシライシナ　トリイダ　カザイ　トリワケ

仏来の品々を取出し風入に法華堂に

エシキ　トヒ　ナンニヨ　シウシトモガラ　グンサン　ニギワ　コト　コノ

月八今武と都鄙の男女宗門の群参にて賑ハ事なり此

ホカハカシヨ　ケイダイクヤ　ウガ　カキトム　コト

外墓所とて数箇所境内限なく空地なく書面多くなる

コレマデ　ヨド　ゴリ　ミチ　ナシ　モト　ケイダイ　ヒロ

わ人が是を広くして堂の跡なり四方元より境内小屋

アラ　ヤハ　ヨノツ子　ヨウサンジカク　シヤウレツ

也ハ荒れやすく歩の寺院なり格別寺領なり

バイツチ　ハ　ホンジ　アハ　ウチカウギヨントウ　シンレイ

派一致流の本寺といふもの今を八ケ寺の内公儀年貢の伝礼

七十四

一

ト ジヤウ セツギヤウヨ ナイレイ コメン トウジ

堂 城の郡第壱内礼もし免ハ当寺のミ之件 浄土宗十八檀林

チ ヨシレイ スン ノチナイレイ ツト メバ ジヤウドシウゴハチゴリン

地の内礼法ぶ後門徒を招むその第弐流の女山七寺ともも

ジヤウヨ ドクレイ サンケセキ ミエン ニチレンシウ ホンザン セウ ジ

茶礼ハ閼礼のミ院家席ハ浄日蓮宗ハ女と好する寺

セキ ソトリアツカ ゴト ホンモンジ ナイレイ

席もミ ミる扱ひかの如ハ走るるかハ寺のミ用れるもミ

ソコバク ジリヤウ メマ コト ジエンベウ ゴボクシ ジトクヨシデン

若干の古僧を揚るるの全 惟廣の法無浄徳院殿

ホウク アツメ ゴユイシヨ

を葬つ法いミ七日中法ハ

ブシウ エ バラゴボリナカノブ ハチマジウナカノブムラ ロ バウシガハ イケガミ ゴ

武家在原弾中更の八幡宮八中世村の法僧西例ハ池上ハ五

ジツテウ メグロフドウ ハンミチ ベツトウ ハチマデンヤウレンジ ゴウ ハチマジウ

十丁目ハ本寺、法僧ハ別当を八幡宮蓮寺日蓮と号ハ八幡宮

ミナミドナ キヨ ツメ コノハチマン ゾウ ミナモト ヨシイヘ モリホゾン

の西隣ハ法ハ僧えいハ所八幡の像八源の和家守ハ号ハ

ヨシイヘ ヨリノブ ヨリヨシ デンライ トウシヨ リヤウシユ ユハラサエモン

義家ハ新信新義と仏教セ一ハ当和の僧ハ分ハ在原ハ

セツヨシ ムネ ヒトミナモト ヨシイヘ ヨシイヘ エイソン ヨシムネ

府ハ和宗ハ源ハ人源の義家ハ嫡孫なるハ義家ハ

イヘ ツメ ブンエイ ネンカン コロ エバラサエモン イケガミムラ ナカノブ リウ

家の僧ハ法を文永年間の頃在原ハ池上村宗仏宅ハ当

ヤウ ニチレン シヤウ カイガン コフチ シウゾンジヤウ

場を一日蓮と称ハ宗眼を受ものミ此地ハ和尚を改ハ

ベツトウヤウレンジ ヨ バラサエモン コロニチレン デシ エツチウアジヤ

ハ別当ハ蓮寺ハ在原ハ法日蓮の弟子我中ハ周

リ アサイウニンゼン シエソウ ヨシムネ ヨリノブ

利ハ法いハ者を朝夕神ハの守僧ハたのミ法宗ハ懐状

イヤミヤウレンジ カゾウ ヤシロオホキ ゴケンサンスルトラドシ サイコンジヤウジユ

今ハ蓮寺ハ者の花を立ハ社の天を立ハ寺富年再建成就

サウレイ サ シヤナイサエウシロ シヤウサンハン モ クラ ゴト

ミ性義ハ北ハ人精北在原ハ松杉無義ハ宮ハ宮きハ如

ヤウ セキ サラノミハラ セキリヤウ メバ アイ

ハ如ハて天ハ時ハ寂寥ハ人影ハ唯也

ジエイ

キゼン　イシ　テウズバイ　ベットウミヤウレン　ジケイダイ　バイジュ

きゝ及まゝの小社なりの石の手水鉢に別当妙蓮寺境内の梅樹のこ

コムメチヤウ　ハフコトショウシヅケンモツイモラウボウノ　ベットウ　クリ

〻此梅地上を遠事九尺ばかりの老木にて元々別当の庫裏へ

ヨト　ムメ　キ　ナ　コメ　ハナ

こゝもつゝ梅の樹なる名ありしやとこゝろつゝ名ありしと射ちもいたゝ

カメチ　ナツク　ハヒムメ　マメバリヨウバイ

す形なるゝ名付なるべき遠樹とも又蝋梅とも名づくべき

コノヒシガツミシカ　テウジヤウヒ　ナガ　ツリ　ヒヤ

元此日月脇の松上百の水きれゝるゝ所なるゝ

ニウテンジ　スグ　コロ　ヒ　ヒヤハ　イリイナカミチ　トシ

此山八祇天寺とゝ名る路ゝ日八山の麓なへ〻只落のいとゝ遠く

セキバク　ジンエイ

寂寞ゝゝ〻〻〻

[illegible]月を請て今つ遠を遊ぶ元年老ふ小樂
おるの食とくものまんおいて牛蒡の煮つまりとぶ
といども門人舟〳〵八三乱を尾を先依〳〵老る中年活
隠者の此るものしよく〳〵以来風雲の志絶
とゝ[illegible]元の物を養ん[illegible]
是世をのがるゝ思ひ[illegible]ばゝ法ゝいえる
〳〵上来道遥を〳〵のを雪書初〳〵より旅雑記と
題し全部三編合を〳〵九舟と英他〳〵強る〳〵後の形成
なもか又後の活後の稿本[illegible]

[illegible]脱字[illegible]〳〵書[illegible]元より老後
を書付ばゝ枝樓ハ多〳〵文後の拙筆ハ不学の語が
ばゝ法ゝ[illegible]〳〵筆を止る

當三編月乃上二信言話
同〳〵中の巻　二信言話
同〳〵下の巻　七信写話

文政二巳卯年仲夏八月合る誓言を除書元年年

遊歴雑記三編月巻之下大尾

一初編全部二冊二百十ヶ條
一武編全部二冊二百廿二ヶ條
一三編全部二冊計百二ヶ條
右九冊合百三拾八ヶ條

武城北真人命鄙賤尺十方養大津宗知老納書

国立公文書館
National Archives of Japan